

米 국무省

外交記録文書(DIPLOMACY IN ACTION)

人権報告 2009 年度版：コンゴ民主共和国

民主主義・人権・労働局

人権状況に関する国別報告書 2009 年度版

2010 年 3 月 11 日

コンゴ民主共和国(DRC)は、およそ 6,800 万人の人口を擁し、明文の規定によると、中央集権体制を敷く共和制を採用している。大統領および下院(国民議会)議員については、国民によって直接選出され、上院議員については、各州議会による間接選挙を経て選出される。2006 年に、複数の政党が参加したうえで実施された大統領選挙および国民議会選挙は、いくつかの不正が見られたものの、投票結果については信頼できるものと判断された。一方、翌年 2007 年に実施された上院議員選挙については、投票に際して買収が行われたとする主張が繰り返される等、その有効性が疑われることとなった。

同年(2009 年)において、東部州に位置する高ウエレ(Haut Uele)および低ウエレ(Bas Uele)の両地区の分割をめぐる紛争に加えて、同じく同国東部にある南北キヴ州において、おもに天然資源の違法な開発に端を発した内戦が繰り返されたことで、治安および人権にとって甚大な悪影響が生じた。赤道州(Equateur Province)においても民族/部族間による衝突が繰り返されたことで、難民や国内避難民(IDP)の数が増加し、治安状況はいっそう混迷をきわめた。

同年(2009 年)末時点で、中央政府による統治は、南北キヴ州をはじめとして、多くの地域において有効に機能していなかった。治安部隊に対するシビリアンコントロールは概ね有効に機能していなかった。軍部が各分隊を有効に統率できない場面も時折見られた。たとえば、とりわけ(中央政府による統治能力が弱い)同国東部において、治安部隊内の分隊が公権力を過剰に行使した際、当該行為が命令に従ったものであるのか、あるいは当該分隊独自の判断で行ったものであるのか、判断することが困難である場合が多かった。治安部隊による虐待行為の事実があったとする(第三者)委員会の報告を受けて、軍部もしくは文民当局が、調査、関係者の処分もしくは法的措置に乗り出したとする事例は非常に限られていた。

同国全土を通して、コンゴ政府は依然として国民の人権を尊重していたとは言えなかった。同年(2009 年)を通じて、治安部隊はひき続き、刑事上の責任を問われることなく、超法規的な生命の剥奪、失踪、拷問および強姦などを含む、深刻な人権侵害を行っていた。治安部隊はさらに、恣意的な逮捕および拘留にも関与していた。刑務所および収容施設での劣

悪でなおかつ収容者の生存さえ危ぶまれるほどの環境、公判前の長期にわたる拘留、外部からの干渉を受けずなおかつ有効に機能する司法制度の欠如、個人のプライバシー、家族および家庭内の私事への恣意的な干渉も、依然として深刻な問題であった。治安部隊はひき続き子ども兵を部隊内に抱えており、新たに入隊させることにも積極的であった。治安部隊はさらに、市民に対して強制労働を強いた。治安部隊に所属する隊員がひき続きジャーナリストに対して虐待および脅しを加えたことで、報道の自由が阻害されることになった。政府内にはひき続き汚職が蔓延していた。治安部隊は時折、地元の人権活動家に対して殴打や脅しを加え、さらには、国連の人権監視員に対して、その活動を妨害したり、この者たちに脅しをかけたりした。女性および少数民族民族に対する差別、人身売買、児童労働、ならびに労働者の権利保護が実現できていないという問題も同国全体を通じて広く見られた。ピグミー族を奴隷として隷属状態下におくという事例も見られた。

各武装グループはひき続き、おびただしい数の人権侵害を行った。こうしたものの一部は、超法規的な処刑、失踪および拷問を含む戦争犯罪を構成し得るほどのものであった。各武装グループは、子ども兵をその部隊内に抱えており、子どもを新たに入隊させることもした。各武装グループは市民に対して労働を強要し、さらに性的暴行まで働いた。

(2009 年)1 月、DRC(コンゴ民主共和国)およびルワンダの両政府は、2008 年末に開始した両国間の和解に向けた取り組みをよりいっそう加速させた。両国政府は、DRC 東部に位置する北キヴ州において、共同軍事作戦を行うことで合意した。同軍事作戦の目的は、1994 年ルワンダ大虐殺に関与した指導者らが母体とするルワンダ系フツ族急進派、その一派である、ルワンダ解放民主軍(FDLR)の追撃、武装解除、および組織の弱体化にあった。Umoja Wetu(スワヒリ語で「団結(One Unity)」の意)と名づけられた同軍事作戦は、1 月 20 日に開始された。作戦開始後、ルワンダ当局は、ツチ系の反政府勢力、人民防衛国民会議(CNDP)の指揮官、ローラン・ヌクンダ(Laurent Nkunda)を逮捕した。2 月 25 日、ルワンダ軍は DRC から正式に撤退した。時期を同じくして、CNDP は、DRC 政府に対する敵対行為を停止する内容の協定に調印し、コンゴ民主共和国軍(FARDC)に部隊を合流させる旨合意した。海外の非政府組織(NGO)であるヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)が 12 月にまとめた報告によると、DRC およびルワンダ両国による共同軍事作戦で、民間人に犠牲者が生じたとした。

DRC 政府は 3 月 23 日、CNDP、北キヴ州の武装勢力、南キヴ州の武装勢力とそれぞれ個別に和平合意を交わした。これらの反政府勢力は組織としての本質を軍事的なものから政治的なものへと移行させることに合意し、その一方で、政府は、反政府勢力の兵士やメンバーらを FARDC、警察組織、中央および地方の立法府や行政機関に編入/登用するべく尽力することを約束した。FARDC は、国連コンゴ監視団(MONUC)からの支援を受けるかたちで、

元戦闘員に対して、コンゴ国軍への「迅速なる編入(accelerated integration)」の機会を提供した。これにより、反政府グループの兵士たちは、訓練もしくは管理/運営上の手続き(administrative controls)を経ることなく、速やかに国軍へ編入することが可能となった。政府および反政府勢力の双方間で交わされた合意内容に基づき、当事者双方ともに国内避難民および難民の帰郷を促進させることで合意した。さらに同和平合意の内容に基づき、同国北部での戦闘行為の際に犯罪行為を働いた武装グループの元メンバーについて、ジェノサイド、人道に対する犯罪、および戦争犯罪を除き、この者たちが犯した行為を赦免する旨を規定した恩赦法を、議会で可決し、大統領による署名をもって発布した。

FARDC は、MONUC から物資の援助を受けて、南北キヴ州において 3 月 2 日および 7 月 10 日の両日、Kimia II と称する FDLR に対する軍事作戦を展開した。同年(2009 年)において、Kimia II 軍事作戦により、FDLR 戦闘員 1,522 名さらにはその他の同組織メンバー 2,187 名の武装解除および復員/社会復帰、FDLR の軍事部門の弱体化、ならびにルワンダおよび DRC の 2 国間関係の改善が促された。MONUC の推計によると、同軍事作戦によって FDLR メンバーに 1,114 名の死者が生じたが、南北両キヴ州に居住する市民にも 1,714 名の犠牲者が生じたとした。(2009 年)1 月から 4 月にかけて、FARDC(国軍)が編入作業を急いだあまり、規律、給与および指令命令系統の側面で問題が一挙に生じた。Kimia II 軍事作戦の際に、FARDC およびすべての武装グループがひき続き人権侵害を犯したが、民間人が標的とされる場合が多かった。同軍事作戦によってもたらされた人道上の問題といえば、南北キヴ州において無数の避難民が新たに生じたこと、すでに看過できない問題となっていた性的暴行につきその件数にさらに増加が確認されたこと、人権全般の状況が悪化したことであった。

神の抵抗軍(LRA)に対する DRC およびウガンダ両国による共同軍事作戦が、2008 年 12 月に DRC 国内の東部州に位置する高ウエレ(Haut Uele)および低ウエレ(Bas Uele)において開始された。同軍事作戦は同年(2009 年)を通じて繰り広げられた。同軍事作戦は、LRA をその活動拠点から駆逐することに成果を挙げ、これにより同組織の指揮命令系統を麻痺させることができた。同軍事作戦の初期の段階においては LRA がその報復として一般市民に対して攻撃を加えることもあったが、小部隊を形成して各地に散らばっている LRA メンバーが、同軍事作戦による攻勢を受けて、隣国へ逃走していくにつれて、LRA による市民への過激な行動も次第に収まっていった。

12 月 23 日、国連安全保障理事会は MONUC の活動期間をさらに 5 か月間延長する決議案を採択した。決議は、MONUC による現地での包括的な情勢分析をふまえたうえで、MONUC の活動強化を要請したほか、民間人の保護をひき続き MONUC の最重要任務とすることを確認した。Kimia II 軍事作戦は 12 月 31 日をもって正式に終了した。

人権の尊重

第 1 節 下記(a～f)に挙げた各種の不利益につき、これらを一切受けないことを含めて、人が生まれながらにして当然に有する各種の権利を、何一つ欠けることなく備えた個人としての尊重

a. 恣意的もしくは超法規的な生命の剥奪

前年(2008 年)とは異なり、政府もしくはその職員が、政治的な動機に基づき殺害を行ったとする報告はなかった。

同国北部において、治安部隊が、反政府武装グループとの衝突の際に、民間人を一斉に処刑もしくは殺害した(第 1. g 節を参照)。

同年(2009 年)において、治安部隊のメンバーが民間人を恣意的かつ一斉に殺害することが幾度かあった。こうした形態の殺害は、治安部隊が民間人を逮捕もしくは拘留する際、あるいは民間人が抗議行動を行っている際、さらには所持品を引き渡せとする治安部隊からの命令に民間人が応じなかった際、強姦の折に抵抗に遭った際、または治安部隊の職員による個人的な申し出に民間人が応じなかった際の各時期に時折見られた。以下に挙げるものは、同年(2009 年)中に発生したこうした殺害事例を余すことなく列挙したものではない。当局がこれらの事件の加害者を取り調べるかもしくは起訴することは一切なかった。

たとえば、国連合同人権事務所(United Nation Joint Human Rights Office: UNJHRO)のコンゴ現地事務所の報告によると、1 月 1 日、カタンガ州(Katanga)コルヴェジ(Kolwezi)において、コンゴ国家警察(PNC)の職員が、同日に(新年を迎えたことを祝う)花火を打ち上げることを禁止した当局の決定を不服として抗議を展開している群衆に向けて発砲し、そのなかにいた 1 人の若い男性を射殺したとした。こうした当局による対応に憤慨した群衆はその後、犠牲となったその男性の遺体を地元の警察署へと運び、さらに警察署の敷地内に押し入ったうえで警察官 1 名を殴打した末に死亡させたとした。暴徒と化した群衆は付近の店で略奪行為も行ったという。

UNJHRO の報告によると、1 月 9 日、カタンガ州(Katanga)ルブンバシ(Lubumbashi)において、国境警備を担当する Directorate General of Migration(DGM)の職員 2 名、およびコンゴ国家警察(PNC)の職員 2 名が、偽の身分証明書を所持していた疑いで逮捕したタンザニア人男性を殴打した末に殺害したとした。

UNJHRO の報告によると、4 月 10 日、北キヴ州 Njingala において、民家に侵入した FARDC 兵士 10 名が、その家の住人である 1 人の女性を輪姦し、身体に傷害を与えた結果、当該被害者を死亡させたとした。

UNJHRO の報告によると、4 月 29 日、北キヴ州 Kamandi Lac において、FARDC 諜報部員が、男性 1 名に対して拷問を加えた末に死亡させたとした。伝えられるところによると、当該被害男性は、違法な経済活動に関与することを頑なに拒否していたという。

2008 年 1 月に赤道州(Equateur)Bulukutu において民間人 1 名が PNC 職員によって殺害された事件、あるいは 2008 年 2 月にカタンガ州(Katanga)において採鉱技師 1 名が Kalukalanga にある同州の採掘事務所に駐在する警察官に殺害された事件について、そのいずれに対しても当局が何らかの措置を取ることはなかった。

10 月、コンゴ政府の招請に応じるかたちで、「超法規的、一斉的もしくは恣意的な処刑に関する国連特別報告者(UNSRESAE)」の Philip Aiston 氏が、同国西部に位置するバ・コンゴ州(Bas-Congo Province)を訪れた。Aiston 国連特別報告者の訪問の目的は、同州の自治権拡大を掲げる宗教政治団体 Bundu Dia Kongo(BDK)が 2007 年および 2008 年 2 月に 2 度のデモ活動を行った際、同団体のメンバーに少なくとも 205 名の犠牲者が生じたことを受けて、その実態を調査することにあった。UNJHRO(国連合同人権事務所)が 2007 年および 2008 年にまとめた調査報告書によると、上記の 2007 年および 2008 年 2 月のいずれにおいても警察が公権力を過剰に行使したとし、2008 年(2 月)の際には警察が地元住民を恣意的に処刑したり、強姦したと結論付けた。政府側も 2008 年に独自に調査を行ったうえで、UNJHRO がまとめた上記の調査結果に異を唱えた。Aiston 国連特別報告者は、コンゴ当局が、(地元住民の)殺害に関与した治安部隊のメンバーに対して、当該行為に関する釈明等を一切求めていなかったとした。Aiston の視察訪問中、コンゴ政府は、キサントウ(Kisantu)市長に対して、Aiston が事件の目撃者に接触することもしくは面談の機会をもつことを阻止するように命じた。Aiston がコンゴを出国した時と同じくして、警察は、同報告者のために面談の機会を設けようとした者を逮捕した。当該逮捕者は Aiston が再びキサントウ(Kisantu)の地に戻ってくることによってようやく釈放された。こうした事態を受けて、Aiston 国連特別報告者は、コンゴ政府に対して正式に訴えを提起した。

2008 年 3 月に東部州 Mahagi Port において 1 人の FARDC 兵士が民間人 1 名を射殺した事件で、その後新たな展開は見られなかった。

コンゴ当局がイトゥリ地区(東部州)Sota の警察署長を逮捕したとの報告はなかった。当該警

察署長は、その部下とともに、拘留者 1 名に対して残酷かつ非人道的な取扱いを行い、その末にこの者を死亡させた。2007 年 1 月、当該警察署長に対して逮捕手続きがとられたが、当該者はこれを逃れた。一方で、事件の共犯者である部下については、この者が引き続き拘留されているのか、あるいはすでに裁判にかけられたのか、確認することはできなかった。

2007 年、北キヴ州ゴマ(Goma)において、(海軍の)衛兵伍長(navy corporal)が地元の大学生 1 名を殺害した事件について、当局は当該加害者に対して何ら処分を下さなかった。

2007 年、首都キンシャサにおいて、カビラ大統領を支持する部隊とジャン＝ピエール・ベンバ(Jean-Pierre Bemba)元副大統領(Jean-Pierre Bemba)を支持する部隊の間で軍事衝突が生じた際、およそ 300 名もの人々の一斉処刑および殺害に関与したとされる者に対して、当局は一切の措置をとらなかった。

地元の人権 NGO の報告によると、2007 年にマニエマ州 Mabikwa において警官が民間男性 1 名を殴打し死亡させ、その後逃走したという事件で、当局は当該警官が出頭したことを受けても何ら措置を下さなかったとした。

2007 年に南キヴ州のウビラ中央刑務所(Uvira Central Prison)において、拘留者 2 名を拷問の末に死亡させた FARDC 兵士に対して、あるいは 2007 年にカタンガ州(Katanga)の Buluwo 刑務所で、囚人 1 名を死亡させた地元警察組織、Mobile Intervention Group(GMI)の職員に対して、何らかの措置がとられることはなかった。しかしながら、地元人権 NGO、Volunteer Office in the Service of Children and Health(BVES: 子どもの福祉および医療に関するボランティア事務所)の話によると、地元当局がウビラ中央刑務所での事件について調査を行うとする声明を発表したという。ただし、これ以外のことについては明らかにされていない。

同年(2009 年)において、人権 NGO、African Association for the Defense of Human Rights(ASADHO: アフリカ人権擁護委員会)の報告によると、2004 年にカタンガ州(Katanga)キルワ(Kilwa)において住民 73 人が犠牲となった大虐殺について、新たな現地調査が実施されるような動きが見られなかったとした。こうした背景に、カタンガ州の政府職員が、2008 年に、同人権 NGO に加えて当該事件の犠牲となった者たちの代理人が、キルワ(Kilwa)を訪れることを阻止したことがあった。キルワ(Kilwa)での大虐殺に関与した疑いのある FARDC 兵士数名および金鉱床の採鉱従事者 3 名に対して、軍法裁判所が 2007 年に無罪判決を言い渡したことにに関して、司法上の新たな展開は見られなかった。ルブンバシ軍法上訴裁判所(Lubumbashi Military Court of Appeal)は 2008 年、当該無罪判決を不服とする遺族からの申立てを却下した。

2007 年に南キヴ州ブカブ(Bukavu)において警察官 1 名が一般市民によって殺害された事件に関して、当局が何らかの対応をしているとする報告はなかった。

同年(2009 年)において、反政府グループおよび在郷軍を含む、非合法の各武装グループが超法規的な殺害を行った(第 1. g 節を参照)。

b. 失踪

政府の部隊が関与した失踪事件の報告はなかった。一方、当局が被疑者を拘留している事実を認めようとしないことも往々にしてあった。当局が公にしていない拘留施設(secret detention facilities)に被疑者を拘留することも時折あった(第 1.c.節および第 1.d.節を参照)。

ASADHO が 4 月に公表した報告書によると、治安部隊がひき続き一般市民を抑圧する目的で強制的な失踪を行ったとした。ASADHO の同報告書によると、同年(2009 年)のはじめに身柄を拘束され、その後行方が分からなくなった失踪者 16 名には、学生、警官および兵士が含まれていたとした。同年末(2009 年末)時点において、当該失踪者たちの所在については、依然として不明となっていた。

UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearance(UNWGEID: 強制失踪に関する国連作業部会)が(2009 年)2 月に公表したところでは、国際連合人権理事会(UNHRC)が UNWGEID に報告した限り、2008 年 11 時点において、強制失踪にかかわる事案 43 件が依然として未解決であるとした。なお、この 43 件の事案のすべてが、同年(2008 年)中に発生したものではなく、それ以前のものであるとした。UNWGEID は、強制失踪とは「被害者の消息や行方が依然として不明となっているかぎり、その期間(全体)を通して、当該加害行為がひき続き存在している[行われている]と考えることのできる犯罪行為」であることを強調したうえで、2008 年において、上記(43 件)の失踪事件について、国連による問い合わせに対してコンゴ政府が回答することはなかったとした。治安部隊の隊員の関与が疑われているものを含めて、政府がこうした失踪および誘拐の調査に乗り出したとする報告はなかった。

キンシャサ在住の弁護士 3 名が、2007 年に武装した 3 人の男らによって誘拐された事件で、その後被害者の行方に関する情報は得られていない。伝えられるところによると、当該被害者 3 名は、国家情報庁(ANR)の職員によって拘束されたものとされている。

政府の実効支配が及んでいない地域において活動を続ける武装グループが、強制労働、兵

役、または性の対象として使用することを目的に、数多くの者を誘拐した。これらの被害者の多くが、その後、行方不明となっている(第 1. g 節を参照)。

c. 拷問および他の残虐、非人道的もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰

拷問を犯罪行為と明記した法律は特に存在しない。同年(2009 年)、治安職員が拘留者や囚人をはじめとする国民に対して、拷問を加え、さらには残虐、非人道的、かつ品位を傷つけるような刑罰を適用したとする、数多くの信頼できる報告がさまざまな情報筋から寄せられた。信頼できる情報筋によると、こうした拷問のほとんどが、警察、ANR(国家情報庁)および FARDC の職員や兵士によって行われたとした。こうした行為に関与した治安部隊のメンバーに対して、実際に政府当局が何らかの措置をとった事例は非常に限られていた。

UNJHRO は、拷問および残虐、非人道的、かつ品位を傷つけるような取扱いにかかわる事例をいくつか報告した。たとえば、1 月 12 日、カタンガ州 Kabimba において、ANR(国家情報庁)職員が、盗品を所持していた疑いがあるとして男性 1 名を逮捕した。職員らは当該男性を炎天下のなか 5 時間にわたって縛りつけた後、刑務所の独房へ収容し、48 時間もの間、水も食料も一切与えなかった。同年(2009 年)末までに、当局は、当該職員らに対して何ら措置をとっていなかった。

2 月 14 日、北キヴ州 ブテンボ(Butembo)において、FARDC 第 2 旅団に所属する兵士数名が民家に押し入り、その家の住人である女性 2 人を激しく殴打し、銃剣で刺した。同年(2009 年)末までに、当局は、当該兵士らに対して何ら措置をとっていなかった。

2 月 23 日、カタンガ州 Kaleba において、PNC(コンゴ国家警察)の職員 5 名が、男性 1 人を柱に縛りつけ、悪天候のなか 2 日間も屋外にさらした。その後、職員らは、この男性を激しく殴打し、金額にして 180,000 コンゴ・フラン(200 ドル)の金銭を強要した。当該被害者の話によると、地元 PNC(コンゴ国家警察)の警察署長は日常的に市民に対して拷問を加えて金銭を強要するように職員に命じているとした。同年(2009 年)末時点において、当局は、PNC 職員もしくはその上司に対して何ら措置を取っていなかった。

地元 NGO である Voice for the Voiceless for Human Rights(人権擁護を訴える、声なき者たちのための声)によると、バンドゥンドゥ州(Bandundu) Kahungula において、共和国防衛隊(Republican Guard: GR)に所属する 3 名の兵士、Vandome、Jean-Paul および Mapendo が、5 月 17 日夜、市民 2 人を木に吊るしたうえに、翌朝まで激しく殴打したとした。当該兵士ら 3 名は、この 2 人の市民からダイヤモンドの在り処をはかせようとしたという。2 人の市民は 1 週間後ようやく解放された。同年(2009 年)末時点において、当局は、当該事

件に関与した兵士 3 名に対して何ら措置を取っていなかった。

6 月 16 日、東カサイ州(Kasai Oriental)Bena Mpiana において、女子の囚人 1 名が、PNC(コンゴ国家警察)の職員から、「警官指定の靴を違法に履いていた」との叱責を受けて、激しく殴打された末に、刑務所の独房で亡くなった。同年(2009 年)末時点において、当局は、当該事件に関与した職員に対して何ら措置を取っていなかった。

6 月 26 日、ルブンバシ軍法裁判所(Military Tribunal of Lubumbashi)は、カビラ大統領の従兄弟であり、GR(共和国防衛隊)の現地派遣団の隊長を務める Bebe Kibawa について、恣意的な逮捕、違法な拘留、拉致、さらには拷問、強姦および複数の者と性的関係をもつなど、複数の犯罪行為に関与したとして、懲役 5 年を言い渡した。

2008 年 1 月、カタンガ州カレミ(Kalemie)において、FARDC の兵士 2 名が、1 人の市民に殴打および強盗行為を働いた事件で、当局は、当該兵士 2 名に対して何ら措置を取らなかった。

当局は、市民を激しく殴打した FARDC 兵士 5 名に対する取調べを命じた。当該兵士 5 名は、東カサイ州(Kasai Oriental)ムブジマイ(Mbuji-Mayi)において、2008 年 1 月、バイクを無断で借用しようとしたところを、その所有者である当該市民に抵抗されたことで、この者を激しく殴打した。同年(2009 年)末時点において、当該事件に関与した兵士らに対する取調べは開始されていなかった。

地元の人権 NGO、Young Network in the World for Peace(世界平和のための青年ネットワーク)によると、当局は、東カサイ州(Kasai Oriental)ベナレカ(Bena-Leka)に駐在する PNC(コンゴ国家警察)の職員 7 名に対して、配置転換を命じたことを除いては、何ら措置/処分を取らなかったとした。当該職員 7 名は、2008 年 1 月、Tshipamba Nzolo の指揮の下、1 人の市民について、この者が地元当局の命令があったにもかかわらず、自宅に下水設備を設置していなかったとして、逮捕し、この者に対して残虐、非人道的、かつ品位を傷つけるような取扱いをした。

当局は、東カサイ州・ムブジマイ(Mbuji-Mayi)の地元警察組織 Mobile Intervention Group(GMI)の職員らに対して、何ら措置を取らなかった。当該職員は 2008 年 3 月、警官 1 名を拘束し、この者に拷問を加えたという。

当局は、北キヴ州ベニ(Beni)において 2007 年、窃盗容疑者を逮捕し、MONUC(国連コンゴ監視団)の話によると、棒切れを用いて同容疑者を殴打した ANR 職員に対して、何ら措置を

取らなかった。

東カサイ州(Kasai Oriental)ムブジマイ(Mbuji-Mayi)において 2007 年、窃盗容疑者に対して暴行を加えたとして、警視長(police commander)が当該暴行行為を働いた警官を逮捕、この者を 1 週間にわたって拘留したものの、当局としては当該加害行為を行ったこの警官に対して何ら措置を取らなかった。

複数の情報筋によると、2007 年中に発生した下記の拷問行為について、警察は何ら措置を取らなかったとした：東部州の当局者が司法調査官(judicial investigator)に拷問を加えたというもの(第 1.d.節を参照)。首都キンシャサにおいて個人的な取引を巡る確執から FARDC 兵士が司令官からの命令に従ったうえで男性 1 名を 3 日間にわたり鞭打ちに処したというもの。東カサイ州 Bakwa Bowa 警察署勤務の GMI 職員が、犯行グループメンバーであるとの疑いがあった 7 名を拷問し、うち 1 名を死亡させたというもの。

警察は、同年(2009 年)中に幾度となく、自分たちにとって都合の悪い内容の報道をしたかもしくは原稿を執筆したジャーナリストたちを殴打および逮捕した(第 2.a.節を参照)。

同国東部での軍事衝突(第 1.g.節を参照)の際に、治安部隊を加害者とする民間人に対する強姦行為が発生したこと、同じく同軍事衝突の際に、少なくとも 1 名の政府職員が関与したものである民間人に対する強姦行為が発生したこと、さらには同国内の他の地域でも強姦行為が発生したとの報告が、UNJHRO(United Nation Joint Human Rights Office: 国連合同人権事務所)を情報筋とするものをはじめとして、ひき続き寄せられた。たとえば、3 月 20 日、バンドウンドウ州 Bulungu において、Ministry of Urban Planning and Housing (都市計画・住宅開発省)の地方事務所長が 13 歳の少女を強姦した。事件を受けて、検察官は当該者を逮捕、その後、その者の身柄を収容施設へ移送した。当該事件は調査結果が公表されるのを待っている段階であった。これ以上の情報については何ら得られなかった。

2008 年 2 月に 3 歳の少女に対して強姦行為を働いたとして、軍当局によって逮捕、拘留された北キヴ州 Rwindi の FARDC 兵士 1 名について、同年(2009 年)末の段階で、新たな情報は得られていない。

2008 年 3 月、赤道州ゲメナ(Gemena)において、FARDC 中尉が 14 歳の少女を誘拐し、自宅に連れ込んだ挙句、4 日間にわたり再三再四この少女を強姦した。軍法検察庁(Office of the Military Prosecutor)はその後、この中尉を逮捕した。しかしながら Council of the Equateur Women's Collective(CCFE)によると、検察はこの者を不起訴処分としたうえで釈放したという。

2008 年 5 月、赤道州ンゲレ(Ngele)において、複数人の警察官が、女性 13 名および少女 6 名に対して、強姦を働き、その後、村にある当該加害者たちの自宅にその被害女性および少女を連れ込んだうえ、さらに残虐、非人道的、かつ品位を傷つけるような取扱いをした。加えて、当該警官たちは、村全域で略奪行為も働いた。当局は、こうした加害行為を働いた当該警官らに対して、何ら措置を取らなかった。CCFE によると、担当の検察官は、予算がないことを理由[口実]に、当該事件を扱えないことを口にしていたという。

同年(2009 年)中、当局は、第 6 統合旅団(6th Integrated Brigade)に所属の FARDC 兵士 2 名に対して、何ら措置を取らなかった。当該兵士 2 名は 2007 年、東部州イトゥリ地区(Ituri District) ジバ(Jiba)近くの民家数件で略奪を働き、女性 4 人を強姦したうえ、村人 10 人を強制的に使って略奪品をブル(Bule)近くにある営舎に運ばせた。2008 年に当局は当該兵士 2 名を逮捕したが、その後この者たちを釈放していた。

当局は、2007 年中に以下の強姦行為を働いた治安当局の職員および兵士らに対して何ら措置を取らなかった。2007 年 9 月、東部州 Yanonge において、PNC(コンゴ国家警察)職員が伝えられるところでは上司の命令に従ったうえで女性 5 名および少女 3 人を強姦した。同年 11 月には赤道州 Bongondjo において FARDC 兵士 5 名が女性 1 人を輪姦した。

2006 年に赤道州 Belongo において、女性および少女計 60 名に対して、強姦が行われた件に関して、巡回裁判所(mobile court)が 2008 年末を期限として当該事件の調査を進めていたが、その後、これに関連する情報は得られなかった。同年(2009 年)末の段階で、何らかの判決が下されるにはいたっていなかった。

同年(2009 年)において、武装グループが一般市民に対して性的暴行を含むさまざまな虐待行為を行った(第 1.g.節を参照)。

一部の聖職者たちが、子どもたちに対して、妖術を使ったとする疑いをかけたうえで、殴打、鞭打ち、さらには餓死させた(第 6 節を参照)。

刑務所および収容施設の状況

コンゴ国内にある刑務所の多くが劣悪な環境で、そこに収容される者の生命が危ぶまれるほどであった。ナヴィ・ピレイ(Navi Pillay)国連人権高等弁務官(UNHCHR)の報告によると、2008 年 3 月から 2009 年 3 月までの 1 年間に、少なくとも 65 名の囚人が亡くなったとしたうえで、コンゴ国内の刑務所に囚人を収容すること、それ自体が、往々にして、残虐、非

人道的、かつ品位を傷つけるような取扱いに相当したと結論付けた。

6 月、1 名の女子囚人が、激しく殴打された末に独房で亡くなった(第 1.a.節を参照)。

6 月 20 日、北キヴ州ゴマ(Goma)にある中央刑務所において、囚人たちが脱獄を図った際、さらにはそれに引き続いて囚人たちによる暴動が発生した際、(元)兵士の囚人ら(military detainees)24 名が、女子囚人 23 人を強姦した。PNC(コンゴ国家警察)の職員が、当該事件の加害者のうち 1 名を射殺した。同年(2009 年)末時点において、射殺した 1 名を除く加害者 23 名について、国内の他の刑務所への移送に向けて、その準備が進められていた。潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は、当該事件について、「DRC 国内の刑務所の状況および性的暴行の程度の両面において、同国に巢食うおぞましい事例」を端的に示したものであるとして、これを非難する声明を発表した。今回の事件を受けて、MONUC(国連コンゴ監視団)は、DRC 政府に対して、早急に同国内にある刑務所の状況を改善し、とりわけ女子囚人を性的暴行から守り、「(ゴマ刑務所で見られたような)悲劇を 2 度と繰り返さないため」にも、刑務所内の安全を強化するように要請した。

Kinshasa Penitentiary and Reeducation Center(CPPK: キンシャサ矯正収容施設)を除き、国内すべての刑務所において、政府は長年にわたり食料を提供してこなかった。このため、囚人たちは、その家族や友人が差し入れる食料や生活必需品に頼らざるを得なかった。囚人の多くが、栄養不良に苦しんでいた。囚人のなかには餓死する者もいた。刑務所の職員が、囚人の家族に対して、囚人のもとへ食料を差し入れることを許可してやる見返りとして賄賂を要求した。ASADHO が 4 月にまとめた「*Rule of Law Put to the Test (岐路にたつ法の支配)*」と題する報告書によると、事実上全ての刑務所および収容施設において、医療器具および医薬品が不足していたとした。劣悪な生活環境、栄養失調および医療サービスが受けられないことから、収容者が亡くなることが一般的であった。

同年(2009 年)において、多くの囚人が、たとえ心身に異変が生じて、刑務所の職員によって、顧みられるようなこともなく、適切な処置等を施されることなく、そのほとんどが栄養失調もしくは疾病が原因で亡くなった。たとえば UNJHRO(United Nation Joint Human Rights Office: 国連合同人権事務所)が 3 月に報告したところによると、ブニア中央刑務所(Bunia Central Prison)において、過去 2 か月の間に、囚人数名が、栄養失調または下痢が原因で亡くなったとした。治療および医療サービス全体への配慮が総じて不十分であった。伝染病も蔓延していた。まれに刑務所の医務官が治療を施すこともあったが、必要となる医療器具や医薬品が不足している場合が多かった。刑務所の看護師たちの話によると、囚人の多くが、治療のために一刻も早く病院へ移送される必要があったものの、認められな

い場合がほとんどであったとした。地元 NGO、Me Lonjiringa が 7 月に報告したところによると、ブニア刑務所(Bunia Prison)の建物の状況および衛生設備は非常に劣悪であり、このため、同刑務所に収容されることは「死刑判決」を宣告されたに等しいとした。UNJHRO が 7 月に報告したところによると、ブニア刑務所(Bunia Prison)の囚人が、栄養失調および結核を含むさまざまな原因により亡くなっているとした。

こうした窮状を前にして、囚人が脱獄を試みる例が度々見られた。たとえば、UNJHRO が 6 月に報告したところによると、コンゴ国内の刑務所で大規模な脱獄が 3 件発生したとした。6 月 1 日、アル刑務所(Aru prison)において発生した騒動に乗じて囚人 39 名が脱獄した。6 月 13 日には、ムバンダカ(Mbandaka)にある、(元)司令官専用収容施設の独房(commander's prison cell)から囚人 11 名が逃走した。さらに、翌 14 日には、ブカブ刑務所(Bukavu prion)から 11 名の囚人が脱獄した。UNJHRO の報告によると、囚人たちは、刑務所に収容されるとその多くが餓死するおそれがあることを自覚していたという。上記に加えて、11 月 3、4 日の両日には、南キヴ州ウビラ(Uvira)にある中央刑務所(Central Jail)が、脱獄を試みる囚人らによって放火されるという事件が発生した。事態の收拾にあたった FARDC 部隊によって、囚人 3 名が殺害され、他にも 5 名が負傷した。11 月 5 日には、マニエマ州(Maniema Province)キンドウ(Kindu)において、囚人 90 名が、刑務所が保管する全ファイルを焼き捨てた後、逃走した。2 名の囚人が脱獄を試みている最中に殺害された。刑務所に残された者たちは、脱獄を図ったことを理由に、3 日間にわたり水も与えられず、空腹を訴え続けたという。

UNJHRO は、DRC 国内の刑務所の(劣悪な)状況を、同国内で見られる重大な人権危機のひとつであると断じたうえで、同国政府に対して、刑務所の敷地内に農場を設けて、作物を栽培して、囚人たちの食料を確保し、さらに作物を売って得た収益を用いて、基本的な医薬品を購入するように勧告した。

同国の刑事制度全般はひき続き深刻な予算不足に陥っていた。ほとんどの刑務所で、囚人の過剰な収容、施設の維持/管理が粗末なこと、および衛生設備の不備が問題となっていた。一部の刑務所内に設けられている一時的な拘留者向けの監房は、その人数に比べて極端に狭いものであった。多くの監房に、窓、採光、電気、水道もしくはトイレが備わっていなかった。国連事務総長が報告したところによると、同年(2009 年)において、同国の刑務所全体でその収容定員の 6 倍に相当する数の囚人が収容されていたとし、これに加えて、食料および医療に対する配慮がなされていないこと、監獄法規の内容が時代に則したものになっていないこと、刑務所全般のインフラおよび看守の教育訓練法に深刻な欠陥/欠点があることにつき懸念を示した。

UNJHRO Pillay によると、囚人のおよそ 8 割が未決囚(公判を控えた拘留者)であったという。

刑務所内の記録の管理は総じて粗末なものであった。刑務所当局が刑期を満了した受刑者をひき続き拘留下におくこともあった。超法規的な処刑に関する国連特別報告者が10月に言及したところによると、同国内での囚人の数は依然として明らかにされていないという。同報告者は付言して「実質的に同国の刑務所全体が、国家に敵対する者たちや経済的な理由から裁判を受ける機会に恵まれない者たち(those too poor to buy their way out of the justice system)を閉じ込めておく貯蔵庫としての役割を果たしているように思われる。刑務所での劣悪な環境に加えて、各刑務所内で汚職が蔓延していること、さらには各刑務所に対する政府の監督が脆弱であることから、囚人の脱走行為が後を絶たず、それがひいてはさらなる刑事上の免責を招く結果となりうる」と結論付けた。

国連特別報告者7名からなる一団および代表団は、3月に行ったUNHRC(国連人権理事会)への報告のなかで、DRC国内で刑事上の免責が罷り通っていることおよび同国内の刑務所制度双方の関連性を強調したうえで、次のように結論付けた:「同国の刑務所制度が壊滅的な状況にあること — おそらくは、司法全体が組織的疲弊を呈しているとも言えるかもしれないが — によって、被疑者(未決囚)および受刑者(既決囚)による脱獄が促されやすい環境が生じる。こうして脱獄を果たした囚人たちのなかに(仮にも)世間的にも注目を浴びる犯罪者が含まれ、マスコミ等により大々的に報じられると、当局による黙認もあってか「逃走」が可能となったとの(誤った)メッセージを世間一般に発信しかねない。こうした(世間一般に向けて誤った情報を発信することを防ぐとの)理由から、ただし第一義的には刑務所の劣悪な状況を改善しなければならないとの理由から ... 刑務所の改革が必要不可欠なのである」国連特別報告者の一団および代表団は、DRC政府およびその技術支援パートナーに対して、同国司法省およびMONUC(国連コンゴ監視団)が策定した「new Strategic Plan on Prison Reform and Training(刑務所の改革および研修制度に関する新基本構想)」の実施に優先的に取り組むよう勧告した。2007年、UNHRC(国連人権理事会)傘下のDRC国内の人権に関する第三者専門家グループは、同国の議会に対して、刑務所制度全般の改革を推し進める内容を盛り込んだ法律を採択するよう勧告した。しかしながら、同国政府および議会の双方ともに、同勧告には従っていない。

DRC国内でも比較的規模の大きい刑務所では、女子囚人や未成年者の囚人専用の収容施設が特別に設けられている場合もあった。しかしながら、このような隔離された収容施設を備えている刑務所はごく一部でしかなかった。男子囚人が、他の男子囚人、女子囚人、および未成年者の囚人に対して性的暴行を働いた。ASADHOは6月に公表した報告書の中で、同年(2009年)中に刑務所での性的暴行が確認されたことに言及したうえで、「とりわけ女子囚人が頻繁に性的暴行を受けている」とし、さらに、刑務所内での性的暴行は「時として刑務所の当局者らと共謀のうえで組織的に行われていることもある」とした。さらにASADHOが付言したところによると、男子囚人、なかでも新たに収容されてきた囚人が、

同じ刑務所内の犯行グループによって、同性愛行為の標的とされたとした。

刑務所の職員が、公判を控えた未決囚をすでに有罪判決が確定した既決囚と一緒に収監したり、両者を同様に扱った。一般的に刑務所の職員は、国家の治安上拘束した者たちを、特別収容施設(special sections)に収容した。政府の治安職員は往々にして、かかる囚人を水面下で、秘密刑務所(secret prison)に移送した。民間および軍法刑務所ならびに収容施設は、兵士および民間人の双方ともに収容した。

地元 NGO、Christian Action for the Abolition of Torture (ACAT: 拷問根絶に向けたキリスト教団体)が 2009 年 6 月に報告したところによると、ブカブ中央刑務所(Bukavu Central Prison)に 57 名の年少者が収容されていたとした。ACAT は、年少者が成人の囚人たちと一緒に収容されていることに抗議し、さらに、刑務所内で年少者が無防備な状況下におかれていること、および拷問の被害に遭っていることを声高に語った。

ASADHO の報告によると、刑務所および収容施設内での就寝場所について、序列的ながら賄賂によって融通のきく決まりごとがあった。刑務所には囚人たちが過剰に収容されていたことから、就寝にとって最も快適とされる場所は、それに見合うだけのお金を支払える者に割り当てられた。序列の最も下位にある者たちは、コンクリート製の床の上か、もしくは屋外の中庭で眠ることを余儀なくされた。

法の支配および治安機関に関する問題を担当する Dimitri Titov 国連事務次長補(UN assistant secretary for the rule of law and security institutions)は、DRC の刑務所制度の状況を調査していた最中の 7 月、北キヴ州ゴマ(Goma)にある刑務所を訪れた。訪問を通じて、Dimitri Titov 国連事務次長補は、当初 150 名の囚人を収容することを予定した建てられた当該刑務所に未決囚 850,650 名が収容されている事実を知った。刑務所では、男子、女子、および年少者あるいは民間人と軍人の囚人が、それぞれ隔離されたうえで収容されているわけではなく、Titov 国連事務次長補は、こうした状況について到底受け容れ難いとした。Titov は、老朽化した刑務所に囚人たちが過剰収容され、廊下や浄化槽の隣で眠ることを余儀なくされていると語った。こうした状況は、(伝染性の)病気が拡大しやすい環境を形成しており、同国連事務次長補の言を借りると、非人道的といえる状況であった。Titov は、DRC 以外にも、紛争後のアフリカ諸国の各地の刑務所を見て回ったとしたが、ゴマ(Goma)にある刑務所が「今まで訪問してきたなかで最も劣悪である」と思われるとした。Titov は、東部州ブニア(Bunia)にある刑務所についても訪問したが、その刑務所では収容能力の 2.5 倍にあたる囚人を収容していたことを把握した。Titov は、DRC 国内にある刑務所の状況を改善するうえで、援助供与国からの支援の重要性を強調しつつも、DRC 政府側にもそれに相応しい努力が求められるとした。

MONUC(国連コンゴ監視団)によると、同国内に 230 ある刑務所のうち、実際に囚人を収容していたのは 90 にも満たないとした。その一方で、同年(2009 年)中に、政府が正式に刑務所を閉鎖したとする報告は 1 件もなかった。何年もの間、その役目を果たしていない、数十か所にのぼる刑務所が依然として閉鎖されたままであった。重大な犯罪行為を行ったとして拘留されたかまたは有罪判決を受けた治安職員が、同じく軍に所属する同僚による働きかけ、または賃金が未払いとなっている看守を買収することで、刑務所から釈放されるという事例も一部見られた。ほとんどの刑務所で老朽化が進んでいるかまたは保守/修繕が顧みられていなかった。同国内の全ての州において、囚人たちが日常的に脱獄した。

規模の小さい収容施設の状況はさらに劣悪なものであった。こうした施設には囚人が極端なまでに過剰に収容され、トイレ、もしくはマットレスは備わっておらず、医療も受けられず、採光も不十分で、空気や水の供給も十分なものではなかった。当初は一時的な拘留を目的にして建てられた収容施設が、長期にわたる拘留に利用されることが度々あった。これらの収容施設には概ね、予算が特別に割り当てられているわけでもなく、その運営をめぐっては、最低限の規制もしくは監視のみが有効となっているにすぎなかった。情報筋によると、収容施設の職員が度々恣意的に拘留者を殴打もしくは拷問したとした。看守が拘留者の家族や NGO に対して、拘留者との面会や、食料その他生活必需品の差し入れを許可する見返りとして、金銭を強要することも度々あったという。

2006 年、カビラ大統領によって、軍もしくは他の治安部隊によって違法に運営されている刑務所を閉鎖するとの決定が下されたにもかかわらず、同年(2009 年)中にこうした違法な刑務所が閉鎖されたとの報告はなかった。MONUC(国連コンゴ監視団)によると、治安職員、とりわけ諜報職員や GR が、ひき続き数多くの収容施設を運営していた。こうした施設は過酷かつ生命が危ぶまれるほどのものであった。当局は常日頃から、収容者の家族、友人および弁護士によるこうした施設への立ち入りを禁じた。

当局は、北キヴ州ゴマ(Goma)にある Musenze 中央刑務所(Musenze Central Prison)において 2008 年 4 月、囚人 6 名に対して拷問を加えた ANR 職員に対して、何ら措置を取らなかった。

当局は、2007 年にカタンガ州 Bishile において、被疑者 1 名を恣意的に逮捕、拘留したうえに、この者に対して残虐、非人道的、かつ品位を傷つけるような取扱いをした 2 名の ANR 職員に対して、何ら措置を取らなかった。

未成年者専用の刑事上の施設もしくは更正施設がないこともあり、当局は日常的に未成年

者を拘留していた。数多くの未成年者たちが、裁判官、弁護士もしくはソーシャルワーカーとの面会の機会を与えられることなく、公判を控えたなか、拘留されていた。孤児については、公判前の拘留が数か月ないし数年におよぶことも度々あった。子どもの人権に関する国連委員会(UNCRC)が2月に言及したところでは、1月にDRCにおいて公布された子どもの権利擁護に関する法律によると、少年裁判所[審判所](juvenile court)を2011年までに開廷することが規定されているとした。その一方、UNCRCは、従来の司法制度がひき続き未成年者を扱っている現状を前にして、次第に疑念を募らせていった。UNCRCは、DRC政府に対して、未成年者を対象とする司法制度の整備にとって必要とされる支援を提供することで、同制度の確立を早急に実現し、それと同時に、同制度の運用にたずさわる者全員に対して、子どもの権利についての適切な教育訓練の機会を提供するよう勧告した。

DRC政府は概ね、赤十字国際委員会(ICRC)、MONUC(国連コンゴ監視団)および一部のNGOに対して、国内にある正規の収容施設すべてを対象に立ち入りを許可した。しかしながら、ANRおよびGRによって運営されている非合法の施設を含めて、政府が運営しているものの法の基準に満たない違法な拘留施設については、上記の各団体による立ち入りを認めなかった。

1月、ANRは、UNJHRO(United Nation Joint Human Rights Office: 国連合同人権事務所)に対して、北キヴ州およびカタンガ州にある収容施設への立ち入りを認めなかった。ANRはUNJHROに対して、収容施設への立ち入りにあたり、まずは首都キンシャサの中央当局から許可を得ておく必要があると主張したという。MONUC(国連コンゴ監視団)の活動内容に関する国連安保理決議には、国連人権職員が、DRC国内すべての刑務所および収容施設につき、迅速かつ制約を受けることのない立ち入り調査を実施する権限を有する旨が規定されているが、それにもかかわらず、UNJHROによれば、上記のように、立ち入りが拒否される例は一般的であったとした。ICRC(赤十字国際委員会)によると、同団体のスタッフも同様にANRが運営する収容施設への立ち入りを認められなかったとした。

中央政府の実効支配が及んでいない地域で活動続ける武装グループが、往々にして身代金目的で、一般市民を拘束することがあったが、その拘束中の状況に関する情報についてはほとんど得られなかった(第1.g.節を参照)。

同年(2009年)において、当局は、一般市民57人に対する恣意的かつ非人道的な拘留および虐待に関与したmwami(首長)、長老もしくはFARDC兵士に対して、何ら行動を起こさなかった。当該一般市民57人は2007年、南キヴ州ルブンギ(Luvungi)にあるmwami(首長)の私邸において、4日間にわたって妖術を用いた地下活動を行っていたとの容疑をかけられていた。

d. 恣意的な逮捕または拘留

法律の規定により、恣意的な逮捕または拘留は禁止されているにもかかわらず、実際には政府の治安部隊が日常的に恣意的な逮捕および拘留を行った。

警察および治安組織の役割

DRC の治安部隊は、内務省(Ministry of Interior)の管轄下であり、なおかつ、法の執行および公安について主たる責務を有している PNC(コンゴ国家警察)をはじめとして構成されている。PNC には機動隊のような役割を担う Rapid Intervention Police や Integrated Police Unit(統合警察部隊)の組織がある。ANR は、大統領直属の国家安全保障担当補佐官(president's national security advisor)の監督の下、国内外の警備/安全保障を担当している。その他の機関としては、国防省(Ministry of Defense)の管轄下にある軍情報部(military intelligence service)、国境警備を担当する DGM(出入国管理局)、大統領に対して直接報告を行う権限を有する GR(共和国防衛隊)、さらには、国防省(Ministry of Defense)の管轄下であり、概ね国外での安全保障を担っているものの、国内の治安維持についても一定の役割を果たしている FARDC がある。

治安部隊は概ね、規律がとれておらず、教育訓練が施されておらず、支払われる給与の額もわずかであり、汚職が蔓延していた(第 4 節を参照)。FARDC、警察、および各諜報部門の兵士や職員がひき続き、同国内で発生する人権侵害の大半に関与していた。

FARDC(コンゴ民主共和国軍)は 12 万から 15 万人の兵力を抱えており、同年(2009 年)には、そのおよそ半数が同国東部の紛争地域へ派遣されたが、当初に想定したような成果を挙げることはできなかった。その理由としては、同軍の指揮命令系統が弱いこと、作戦計画が緻密に立てられていないこと、軍機構内部の管理能力および物資輸送能力が低いこと、一部の兵士に軍への忠誠心が疑問視されることなどが挙げられる。統率のとれた国軍が形成されるうえで上記の他にも重大な阻害要因となっていたものとしては、必要な設備および兵舎が整備されていなかったことも挙げることができた。

上記に加えて、国連事務総長の特使(UN special representative of the secretary-general)であり、MONUC(国連コンゴ監視団)の団長を務める Alan Doss が 10 月に、国連安保理に報告したところによると、同年(2009 年)において「かつて武装グループに所属していた者たち[残党ら]が再度急速に合流していき、その勢力は 20,000 にまで達した。こうしたグループの一部は、非常に深刻な人権侵害を犯しており、FARDC 機構内部で規律が保たれていない現状

やコンゴ市民を狙った犯罪行為をさらに悪化させてきた(into the FARDC has aggravated existing problems of indiscipline and crimes committed against the population)。同年(2009年)には、国連の第三者的専門家グループおよび国内外の各 NGO が、反政府勢力の鎮圧を目的に掲げた FARDC 主導による Kimia II 軍事作戦について、その実効性が疑問視されること、民間人を戦闘行為から守ることが想定されていないこと、さらには、人権に対する配慮が欠けていることを指摘したうえで、同軍事作戦を非難した(第 1.g.節を参照)。

UNSRESAE の Alston の話によると、政府からの兵士に対する糧食(rations)の支給および給与の支払いが「常に滞りがち」であることに加えて、本来ならば兵士に支払われるはずの給与が上官によって着服されることが、結果的に、兵士が「コンゴ市民を文字通り食い物にする」など、組織としての規律が保たれない状況につながっていたとした。UNJHRO によると、上官によって流用される兵士や職員たちの給与(の額)と FARDC、GR(共和国防衛隊)、PNC(コンゴ国家警察)、DGM(出入国管理局)、および ANR が関与する人権侵害行為の程度には、直接的な相関関係が見られたとした。給与の支払いや糧食の支給がなされていた地域では、FARDC 兵士による暴行行為が劇的に減少した。

治安部隊に対する刑事上の免責が依然として深刻な問題となっていた。司法制度が脆弱なことも、ひき続きこうした問題の大きな要因となっていた(第 1.e.節を参照)。政府が、民間人に対する暴行を働いた治安部隊メンバーに対して、起訴および処分を下す例はほとんどなかった。MONUC(国連コンゴ監視団)の Rule of Law Unit(法の支配支援ユニット)の報告によると、治安部隊の隊員が関与する不法行為もしくは虐待について、その取調べを担う軍法司法制度(military justice system)には、2008 年の時点で捜査員、検察官、および裁判官が、それぞれ総計で 265 名、232 名、および 125 名いたとした。しかしながらその一方で、こうした者たちは十分な教育訓練を施されておらず、さらに取調べを行うにあたり割り当てられる予算もほとんどないかもしくは全くない状態であり、刑法上の規定の適用についても、たとえあったとしても(if any)、その適用が限られる例が多いとした。

HRW(ヒューマン・ライツ・ウォッチ)が 7 月に発表した報告書「*Soldiers Who Rape, Commanders Who Condone, the Military*(強姦を働く兵士、実行犯の兵士を容赦する上官、軍内部にみられる悪しき慣行)」によると、軍法司法制度(military justice system)は依然組織として脆弱であったとした。HRW は、FARDC の兵士が関与した性的暴行事件の総件数のうち、実際に起訴されたものは「ほんの一部にすぎない」ことを強調した。この 1 例を挙げるならば、HRW が報告したところによると、2008 年中に、南北キヴ州において、27 名の兵士が性的暴行を働いたとして有罪判決を受けたが、一方で、国連が把握したところによると、同年中に(FARDC 兵士やその他の加害者が関与した)性的暴行が新たに 7,703 件発生している。

Kimia II 軍事作戦の折に、FARDC 兵士が関与した虐待行為につき、これを扱うという趣旨から、DRC 政府が同年(2009 年)に設置した Operational Military Court(戦時軍法裁判所)により、FARDC 組織内部でも下位の階層にある兵士にかぎってみれば、数こそ少ないものの、加害者が起訴されるなど、ある一定の成果はあった。しかしながら、依然として、同裁判所を運営するうえで必要となる職員の数が不足していること、第三者的な立場から独自に調査を行う権限が十分に付与されていないこと、組織内部でも上位の階層にある者を起訴するうえで、それに必要な権限[権力基盤]が十分に備わっていないこと等の問題はあった。これに加えて、同裁判所がはたして法の適正手続き(due process)を遵守するのかどうかという懸念はなおも存在した(第 1.e 節を参照)。

軍法司法制度(military justice system)が扱った起訴のほとんどが、依然として組織のなかでも下位の階層にある職員もしくは兵士であった。中位もしくは上位にある職員が、たとえば性的暴行を働いたとして取調べを受けることは稀であった。たとえ取調べが行われたとしても、刑罰が執行されることは滅多になかった。たとえば、軍法裁判所が 7 月、北キヴ州ルシュル(Rutshuru)において 4 人の少女に対して強姦を働いたとして、中佐の Ndayambaje Kipanga に対して有罪判決を言い渡した。同年(2009 年)末時点において、同被告人は、有罪判決を宣告された FARDC 職員もしくは兵士のなかでは最も高い地位にいた。しかしながら、同被告人は、5 月に逮捕されてから、わずか 2 日しか経たないうちに収容先の施設から逃走したため、被告人不在のまま有罪判決を宣告されるかたちとなった。同年(2009 年)末時点において、同被告人はなおも逃走中であった。大将(general)が、自らの行為によりもしくは犯罪行為に関与した部下に対する管理責任を問われて有罪判決を受けた事例はこれまで存在しない。こうした現状をふまえて、UNHRC's Working Group on the Universal Periodic Review(UPRWG: 国連人権理事会・全加盟国の人権状況に関する定期的な検討作業部会)のメンバー数名は 12 月、性的暴力の撲滅に向けた取り組みの一環として、少女および女性に対する悪質な(rampant)性犯罪に直接もしくは間接的に関与した軍職員高官に対して、取調べおよび起訴を行うよう DRC 政府に要請した。

UN Group of Experts(UNGOE: 国連専門家グループ)が国連安保理に対して 11 月に報告したところによると、同専門家グループが南北キヴ州において軍法司法検察官(military justice prosecutors)と面談の機会をもった際、当該検察官が「性的暴行事件についてこれを有効に訴追することには ... 限界があることを何度も口にし、加えて、FARDC 内で最上位の階層にある司令官には、犯罪行為に関与した兵士または職員に対して釈明を求めるという意識が希薄であることを強調していた」とした。部下の隊員が強姦事件に関与したとの報告を受けながら、これに対して何ら措置を取らなかった FARDC 司令官の事例として UNGOE が取り挙げたものには、Kimia II 軍事作戦の折に Uvira(南キヴ州)に派遣された第 8 統合旅団

(8th Integrated Brigade)を率いていた Alphonse Mpanzu 大佐の事例(同大佐は、少なくとも 2 件の強姦事件の報告を受けていた)、ならびに Uvira およびワルング地区(Walungu territories)に派遣された第 33 旅団(33rd Brigade)の司令官を務めていた Salumu Mulenda 少佐の事例(同少佐は 13 件の強姦事件の報告を受けていた)が含まれていた。同グループの報告によると、Kimia II 軍事作戦が開始されて以降、上記に加えて、第 33 旅団による暴力事件(略奪、恣意的な拘留、および民間人所有の財産を焼き捨てることなど)が 50 件以上報告された。

重大な暴力行為を働いたとして告訴された者のなかには、FARDC 内で上層の地位にある者も含まれた。性的暴力に関与したとの疑いがありながらも、刑事上の責任を免れていた FARDC の上級司令官 5 名、(通称)「FARDC 5 人衆(FARDC five)」について、(2009 年)5 月、国連安全保障理事会からの要請を受けるかたちで、カビラ大統領が再びこの問題を取りあげることとした。しかしながら、同年(2009 年)末時点において、FARDC 5 人衆のうち、実際に逮捕されたのは Safari と Mobuli の 2 名の大佐だけであった(当該 2 名ともに公判を控えている)。一方、大将(general)の Kakwavu については、首都キンシャサの自宅に軟禁処分となった。Mosala 大佐については、その者の自宅軟禁を解除しないように求める声もあったものの、結局は法律に則りそれ(自宅軟禁の継続)を要しないとされた。Pitchen 少佐(major)については逃走中であった。

UNSRESAE の Alston は、10 月の現地視察を受けて、治安部隊内での刑事上の免責は「常態化」していたとした。同氏は「治安部隊の組織内では、汚職が蔓延し、政治的な介入も見られることから、経済的に恵まれている者や便宜を図ってもらうために利用することのできる有力な縁故をもっている者は、取調べ、起訴および裁きを免れる条件が整っている」と語った。Alston はさらに、4 月に発生した大虐殺に関する(UNSRESAE による)問い合わせに対する DRC 政府の対応にふれ、同政府は「当該事件に関与した司令官について、(あくまで政府当局者の説明によると)仮にも当該司令官を逮捕するとなれば、その者が関与したとされる犯罪行為よりも、さらに深刻な事態を招くおそれがあるとして、何らかの措置を取る用意がなかった」とし、同政府のこうした消極的な姿勢を問題にしたうえで、DRC 政府および MONUC(国連コンゴ監視団)の双方ともに、刑事免責という悪しき慣行の撲滅に向けて、よりいっそう本腰を入れて取り組む必要があると強調した。上記に加えて Alston は、DRC 政府および MONUC(国連コンゴ監視団)の職員双方ともに FARDC 上級司令官であるボスコ・ンタガンダ(Bosco Ntaganda)に対して逮捕手続きをとることに否定的な姿勢を示したことについて、これを憂慮した。当該者は、東部州において子どもを入隊させ、これを使用したとして、2006 年に国際刑事裁判所(ICC)から逮捕状を発付されている。かつて反政府武装勢力 CNDP の指導者であったンタガンダ(Ntaganda)は、同年(2006 年)に FARDC へ合流した。DRC 国内で活動が続ける UNGOE(国連専門家グループ)の報告による

と「ンタガンダ(Ntaganda)は Kimia II 軍事作戦の際には参謀次長(deputy operational commander)に登用されたとする情報がある一方で、FARDC は公式にはこうした情報/見解を重ねて否定してきた」とした。Alston はンタガンダ(Ntaganda)の所在についてはすでに明らかになっているとしたうえで、同国政府および MONUC の双方ともに、到底受け入れられるはずもない「公正さよりも世の泰平を(peace first, justice later)」との姿勢を改める必要があると語った。

12 月、UPRWG のメンバー数名が、DRC に対して、FARDC5 人衆(FARDC five)をはじめとして、重大な暴力行為に関与したとされる治安部隊の兵士や職員については、その者の階層を問わず(適宜(as appropriate))取調べおよび告訴を行うべく、さらに尽力するよう勧告した。UPRWG のメンバーはとりわけ DRC 政府に対して早急にボスコ・ンタガンダ(Bosco Ntaganda)を逮捕し、その身柄を ICC(国際刑事裁判所)に引き渡すように要請した。同メンバーはさらに、きわめて短期間のうちに CNDP を含む各反政府武装勢力を FARDC 内に取り込んだことで惹起された問題についても指摘したうえで、DRC 政府に対して、(反政府勢力の)武装解除および社会復帰に向けた取り組みに限らず、各治安当局が行う機構の改革実現をさらに後押しするように求めた。

同年(2009 年)において、DRC 政府は、軍および警察機構の改革をその内容とする法案が国会に提出されたにもかかわらず、治安部隊の改革実現を図るべく目立った措置をほとんどとらなかった。国連事務総長が 12 月、国連安全保障理事会に報告したところでは「こうした重大な分野において改革が滞っていることは、依然として憂慮すべきことである」とした。その一方で、FARDC がひき続き、国連および援助供与国からの支援を受けるかたちで、人権への配慮を促すものを含めて、FARDC 兵士、職員たちの教育訓練、さらには専門家としての意識の向上を図るさまざまな取り組みを行っていた。FARDC はさらに、その兵士および職員への給与支払いに関して、その改善に向けた取り組みを推し進めるうえで、EU Mission to Provide Advice on and Assistance with Security Sector Reform(EUSEC)と連携した。この取り組みには、FARDC 内の司令系統と財務管理とを分離させることにその主眼が置かれていた。EUSEC による計画には、FARDC 所属の兵士全員について誤認や漏れ等なく各人を特定できるよう生態認証を導入することも盛り込まれていた。生態認証に基づいた登録システムを備えておくことで、FARDC 内での給与支払いをめぐる一連の作業が改善/簡略化され、不正や横領の防止にもつながり、ひいては、兵士ひとりひとりのもとに確実に給与が支払われることになる。EUSEC は 12 月までに、FARDC に新たに加わった武装グループ 17,587 名分の登録作業を終えた。

上記に加えて、軍法検察官のなかには、同国東部で発生した性的暴行事件につきその調査を行うことに主眼を置いたうえで、同年(2009 年)に国連主導により組織された Joint

investigation team(JITs: 共同調査チーム)に参加する者もいた。JITs には、(コンゴ)軍法検察官の他にも UNJHRO 職員および(コンゴ)軍法捜査官が加わっていた。同チームのもとには、強姦をはじめとしてさまざまな人権侵害に関する申立てが各人権団体から寄せられたが、法廷での審理に備えて、現地にスタッフを派遣して、調査および証拠/証言の収集にあたった。UNJHRO 職員が、軍法検察官および捜査官に対して、調査を進めていくにあたって通常、顕在化してくると思われる移動の手段についてこれを提供した。軍法検察官および捜査官は、情報を収集してその調査分析を進めていくなかで、科学捜査、目撃者の保護および証言の入手方法ならびに(被害に遭った)子どもの保護といった技術的な面での指導や教育を実地のなかで得ることができた。本来 JITs は暫定的な組織であり、その活動に必要な予算や人員にはかぎりがあったものの、実際に同組織に加わった軍法検察官および捜査官ならびに NGO は、JITs について、組織としては小規模ながらも、刑事免責という慣行の撲滅にとっては有効であったとした。

カビラ大統領は 7 月、援助供与国および海外の人権団体からの激しい非難を受けるかたちで、DRC 政府は、治安部隊による人権侵害については、例外なく直ちにこれを処分するとした「ゼロ・トレランス方式(zero tolerance)」をすでに採用したとの声明を発表した。FARDC はその兵士全員に向けて、国民を守ることが FARDC 兵士に課せられた任務であることを周知させたうえで、市民への強姦および犯罪行為についてはこれを罰することを通知した。12 月には UPRWG のメンバー数名が、DRC 政府が上述の方針を採用したことに一定の賞賛の意を示したが、その実施にあたっては重大な問題を抱えていたことから、その先行きを憂慮していた。

UPRWG のメンバーらは、DRC 政府に対して、UNSRESAE の Alston が勧告した、刑事免責の撲滅に向けた改革案を 2010 年 6 月までに実施するように要請した。Alston は(2009 年の)10 月、FARDC 兵士について、暴行行為を働いたとしても、その加害者を特定できないこともあって、「処罰されるおそれがない」と語っている。Alston は、同政府に対して、FARDC 兵士全員を対象に氏名および所属部隊名を明示した制服の着用を義務づけるよう要請し、さらに国連安保理に対して、DRC 政府が同要請に応じることを、国連からの支援供与の前提条件とすべきであると勧告した。さらに Alston は DRC 政府に対して、戦争犯罪、人道に対する罪、その他の重大な犯罪行為に関与したとされる軍内部の重要人物、なかでも特に、ンタガンダ(Ntaganda)将軍、Innocent Zimulinda、Sultani Makenga、Bernard Byamungu、および Salumu Mulenda を早急に起訴するように要請した。最後に Alston は治安部門の改革を推し進めることの重要性を指摘し、さらに同氏が語るには、組織としての自由な意思決定および安定をはかるうえで、今後の波乱もしくは阻害分子となりうる CNDP 元兵士を FARDC に取り込む際には、これらの者を同組織に同化させることが必要不可欠であると強調した。

同年(2009 年)、UNGOE(国連専門家グループ)および UPRWG のメンバー数名が、DRC 政府に対して、治安部隊の隊員を対象とした審査制度(vetting mechanism)を実行に移すように要請した。同制度は、かつて人権侵害に関与したことがある隊員を停職処分とすることを目的にしたものだった。しかしながら、同年(2009 年)末までに、DRC 政府に、かかる制度の実現に向けた重要な取り組みは何ら見られなかった。

一方、DRC 政府は同年(2009 年)、同国内の数州において、MONUC(国連コンゴ監視団)と共同で設立した軍事監視委員会による活動をひき続き行った。数州に存在するこれらの軍事監視委員会は、陸軍将校(military officers)、軍法判事(military magistrates)、MONUC の人権担当スタッフ、同じく MONUC 所属の子ども保護の担当スタッフ、以上の者たちからなる。同委員会のメンバーは毎月定期的に会合の機会をもち、監視および調査活動を進めていき、さらに性的暴行を含むさまざまな人権侵害を撲滅するうえで有効であると思われる行動計画を策定した。同年(2009 年)末の段階において、これらの活動による成果については、依然として一概には言えなかった。

DRC 全土に配備されている FARDC の各部隊が、日常的に違法な徴税および市民に対する嫌がらせに関与していた。これらの部隊は「税(tax)」を徴収するために各所に検問所を設けて、要求した額の金銭を支払えない者についてはこの者を逮捕したり、強奪できる食料や金品があれば何でも強奪した。

同年(2009 年)、政府は建前上(nominally)、警察および軍人を対象とする教育訓練事業に関して、MONUC および海外の援助供与者とひき続き連携を図った。

逮捕手続きおよび拘留中の取扱い

法律の規定により、懲役 6 月を超える刑罰の適用が相当される犯罪行為を働いたとして被疑者を逮捕する際には、司法官庁が発行する令状が必要である。拘留者[逮捕者(detainee)]は 48 時間以内に治安判事(magistrate)のもとに出頭しなければならない。当局は、被疑者を逮捕する際、その者に対して、逮捕者に認められる(法律上の)権利および逮捕事由を明らかにしなければならない。逮捕しようとしている被疑者本人に代わりその者の家族を逮捕してはならない。当局は、借金や民事上の触法行為といった軽犯罪を事由に逮捕を行ってはならない。当局は逮捕者に対して家族と面会することおよび弁護士に助言を求めることを許可しなければならない。実際には治安職員がこれらのきまりに従わないことが日常的であった。

国連によると、公判前の拘留が長期に及ぶこと — その多くが数か月から数年に及ぶが — がひき続き問題となっており、DRC 国内の刑務所に収容されている囚人の 8 割が、公判を控えた未決囚であったとした。審理の開始に遅れが生じる理由としては、司法制度全体が有効に機能していないこと、司法府内部に汚職が蔓延していること、予算に制約があること、および職員が不足していることなどが挙げられた。刑務所においては、制度的な疲弊が生じていること(disorganization)、司法制度全体が有効に機能していないこと、あるいは職員の間に汚職が蔓延していることから、刑期の満了した囚人が釈放されないままひき続き拘留されることも度々あった。

政府の治安部隊が、市民を恣意的に逮捕する際に、国家の安全の確保をその口実として使うことが時折あった。さらに、そうした口実を使って逮捕した者を、起訴することなく、逮捕事由となった証拠を提示することなく、弁護士との接触を許可することなく、あるいは法の適正手続き(due process)に則ったその他の事項に従うことなく、拘留することが頻繁にあった。

警察は度々、市民を恣意的に逮捕し、起訴することなく拘留を続けたが、当該逮捕/拘留者の家族から金銭を強要することがその目的であることが往々にしてあった。当局が時宜を得たかたちで起訴を行うことは稀であり、さらに、人為的かつ非常に曖昧な容疑が作出される場合が多くあった。保釈制度については実施されていなかった。経済的な理由から費用を負担できない拘留者については、弁護士と接触できる機会がほとんどなかった。当局が外部との連絡を絶たれた収容施設に被疑者を拘留することも往々にしてあり、こうした収容施設には ANR や GR(共和国防衛隊)が運営する違法な施設も含まれていた。こうした施設に被疑者を拘留する場合には、当局がその拘留の事実を否定することも度々あった。

1 月 26 日、マニエマ州(Maniema)・プニア(Punia)にある刑事裁判所が、民間人 9 名を恣意的に逮捕したことに関連して、ANR、DGM(出入国管理局)および PNC(コンゴ国家警察)の各地方事務局(所)の長の逮捕を命じ、さらに、この者たちに対する審理を経た後、各人に 12 か月から 18 か月の懲役刑を言い渡した。一方、UNJHRO の報告によると、当該警察署長については同年(2009 年)末時点において依然として収監されていなかったとした。

2 月 11 日、南キヴ州ブカブ(Bukavu)に駐在する ANR 職員が民間人 1 名を逮捕、その者を特定の人以外には知られていない秘密の収容施設(secret holding cell)に拘留した。ANR 職員は当該民間人が 20 ドルを支払うまで拘留を続けた。UNJHRO の報告によると、ANR 職員は 2 月 24 日に再び、同じ男性を逮捕したとした。同男性はベルト、靴および現金 70 ドルを奪われた末、逮捕翌日に釈放されたとした。当局は、事件に関与した ANR 職員に対して何ら措置を取らなかった。

UNJHRO の報告によると、東部州カサイ(Kasai)の ANR 地域事務局長が 2 月 13 日、ルサムボ地区(Lusambo Territory)にあるすべての ANR 事務所を一時閉鎖する旨の命令を発したという。ANR 地域事務局長がかかる命令を下した背景には、地元 ANR 職員による不法な拘留をはじめとして、ANR 職員が関与する人権侵害が後を絶たないことへの懸念があったとされる。同局長が、何らかの調査に着手したのか、あるいは違法行為に関与した部下を懲戒処分としたのかどうかに関しては、明らかにされていなかった。

バンドウンドウ州 Panu Pay Pay の警察署長は、4 月 4 日から 10 日までの 1 週間に、民間人 2 名を恣意的に逮捕し、その者たちが所有する家畜 2 頭を奪った。警察署長は、指名手配中の兄に代わり、その弟にあたる上記 2 名の者を逮捕したという。やがてこうした一連の出来事に憤慨した地元住民が、当該警察署長を激しく殴打するという事態となった。これを受けて、FARDC 兵士が現地に派遣されたが、こうした兵士たちは、地元住民の民家で略奪を働き、さらに、身柄を拘束した者については何人であっても殴打した。当局は、当該警察署長もしくは FARDC 兵士に対して何ら措置を取らなかった。

軍当局は、バンドウンドウ州バンドウンドウにおいて 2008 年 1 月、指名手配中の息子に代わってその者の母親を恣意的に逮捕した軍法検察庁(Office of the Military Prosecutor)所属の FARDC 兵士 1 名について、何ら措置を取らなかった。

当局は、2008 年 2 月に女性 1 人と 1 歳になるその女性の息子を逮捕、拘留したカタンガ州コルヴェジ(Kolwezi)の軍法検察官に対して、何ら措置を取らなかった。

赤道州(Equateur)カラワ警察署(Karawa Police Station)の署長が 2008 年 3 月、その自宅内に被疑者 1 名を拘禁し、その後 3 か月にわたってこの者を違法に拘留した。同被疑者は、署長の邸宅内で暴行を受けた末に 2008 年 7 月に死亡した。CCFE の報告によると、軍法検察官はその後署長の仮釈放を認めたとした。一方、同年(2009 年)末時点において、開廷日については未定となっていた。

2008 年 5 月の段階で、CPRK の収容施設に違法に拘留されていると、人権担当副大臣によって確認された囚人 174 名のうち、同年(2008 年)に新たに 11 名の者が釈放されたが、同年(2008 年)末時点において依然 7 名の者が引き続き拘留されていた。

2007 年に司法捜査官 1 名を逮捕および拷問し、さらにその妻を恣意的に逮捕したとされる東部州ブタ(Buta)の警察捜査員に対して、何ら措置が取られなかった。

同年(2009 年)において、治安職員が、政府に対して敵対的および批判的であるとされる人物を拘留した(第 2.a.節および第 5 節を参照)。

大赦

ゴマ和平協定(Goma peace accords)には、同協定に署名した各グループに属する者を対象に、2003 年 6 月から大赦法の公布日にいたる期間内に南北キヴ州において行われた戦闘行為および暴動全般について、これらを赦免するとの内容が盛り込まれていた。カビラ大統領が、5 月に議会で可決された大赦法案を公布した。当該大赦法案には、戦争犯罪、人道に対する罪、およびジェノサイドについては、その適用を除外する旨が明記されていた。

e. 公正な公判の否定

法律によって、司法府の独立が規定されているにもかかわらず、裁判官に対して適正な額の給与が支払われていないこともあり、公正な審理が妨げられる環境が存在した。裁判官は当局者や有力者による権力や圧力の影響を受ける状況にあった。

UNSRESAE の Alston は、10 月の現地視察を終えたうえで「DRC 全体で汚職が蔓延し、政治的な介入も見られることから、経済的に恵まれている者もしくは便宜を図ってもらうために利用できる有力な縁故をもっている者は、取調べ、起訴および裁きを免れる条件が整っている。裁判官の任用、解任および昇進には度々政治的な介入がうかがえた」と結論した。

カビラ大統領は 7 月 15 日、14 本の大統領令を発布し、表向きは汚職や不正が行われたとの理由で、最高裁判所長官および共和国検事総長をはじめ、下位裁判所裁判官(magistrates)114 名、検察官 43 名を罷免ならびに強制的に退職させた。当該大統領令は、カビラ大統領が 6 月 30 日、同国の独立を祝う式典において、司法府内での汚職に対しては迅速な対応を取る意向であるとする内容のスピーチを述べたことを受けてのものだった。当該大統領令が発布された際、同国で司法当局の監督をつかさどる最高機関であり、裁判官や検察官の処分ならびに行政府による干渉を阻止して司法府の独立性を図る責務を担う High Council of Magistrates(CSM: 治安判事高等評議会)は依然、組織として十分に整備されていなかった。カビラ大統領が 2008 年 8 月に CSM 創設を内容とする法律に署名していたにもかかわらず、同法律の規定に盛り込まれていた CSM の懲罰審査会(disciplinary chambers)の設置については実現していなかった。同年(2009 年)末において、CSM は依然として、法律上規定があるにもかかわらずその設置が実現していない懲罰審査会の代わりを務めるものとして、暫定的な機関としての役割を果たしていた。

下位裁判所裁判官や検察官らを罷免ならびに強制的に退職に迫りやめたことは、行政府による司法府へのあからさまな介入および法の適正手続きに対する配慮の欠如が窺えることから、一部の監視員たちの間に論争や懸念を生じさせることとなった。政府職員は、CSMの懲罰審査会(disciplinary chambers)が依然として設置されていない状況のなか、罷免等の処分は、暫定的ながら適正な手続きに則ったうえで下したとする声明を発表した。その一方で、DRC 国内の司法制度の事情に詳しく、さらに今回の罷免等の処分について調査を行った海外の専門家たちの話によると、政府は今回、裁判官らを罷免するにあたって、抗弁の機会を与えなかった等、懲戒上の処分を下す際に通常要求される手続きをふまなかったとした。こうした専門家をはじめとして各種の情報筋は、今回の大統領令の発布を受けて、行政府による司法府への介入がさらに強まり、それはとりもなおさず、行政府による権限の過剰な行使を許す事態につながるとして懸念を示した。

政府は、このたびの罷免ならびに強制的な退職勧告が、職員による汚職やその他の職権濫用に基づくものであったとした。一方で、今回の政府による一連の対応が、汚職撲滅に向けての政府による新たな取り組みの表れなのか、あるいはむしろ行政府による司法府への新たな介入強化の表れなのか定かではなかった。司法に携わる専門職業人(judicial experts)や NGO は、政府が主張する職権濫用の有無について「ほとんどの事例において疑わしい」とした。一部の NGO、各国の外交官、および海外の法律専門家らは、このたびの大統領令によって、国内全体の 7%にも相当する数の経験を積んだ裁判官が一斉に解任されることを受けて、「さらに数多くの裁判管轄区域において司法が機能不全に陥る」おそれがあるとして、懸念を示した。

裁判官を組合員とする DRC 国内の労働組合の 1 つ、その代表は、このたびの罷免および強制的な退職勧告について、非難する声明を発表した。下位裁判所裁判官ら(magistrates)は、大統領令に手続き上の問題があるとして、その有効性について異議を申立てると語った。罷免および強制的な退職に追い込まれた裁判官のなかには、法に基づいた適正な手続きに対する配慮が政府には無かったとして、抗議の声を上げる者もいた。こうした者たちが残したメモのなかには、過去の裁判例を引用しつつ今回の大統領令の無効を求める内容のもの、さらには、過去に有罪判決が確定し 8 か月の懲役刑を宣告された者を含めて、裁判官としての適格性が疑われる者たちが昇進を打診されていることにつきこれを非難する内容の記述が見られた。

2008 年 2 月には、憲法の規定に根拠をおく新たな司法機関の設置を盛り込んだ法案が、国会での審議に移されているなかで、カビラ大統領が再び司法当局の改組に動き出した。同大統領は、最高裁判所長官および検事総長を新たに登用することをはじめとして、新たに

28 名の下位裁判所裁判官(magistrates)を任命し、その一方で、国内全体で裁判官の数が不足しているにもかかわらず、89 名の下位裁判所裁判官に対して退職を迫る内容の計 7 本の大統領令に署名した。新たな下位裁判所裁判官がその適格性を問われることなく任用された。

裁判官および弁護士独立性に関する国連特別報告者(UN special rapporteur on the independence of judges and lawyers)ならびにその他にも 6 名の国連特別報告者および使節が、3 月に UNHRC(国連人権理事会)に対して提出した報告書によると、「刑事上の手続きのなかで、あらゆる段階において、政治的な介入がごく一般的に見られた」と明記されていた。同報告書には、FARDC 兵士または各武装グループのメンバーが「裁判官や検察官に脅しをかけたり、刑事上の手続きを妨害したり、さらには刑事上の責任の免除を受けることをねらって」、軍法や文民の別を問わず、裁判官および検察官に対して、襲撃等を加える事例が「とりわけ同国東部において非常に多く見られた」との記述があった。これに加えて、同報告書には、裁判官、法執行職員、および刑務所職員に「支払われる給与の額が非常に安いこと」も、刑事法上の手続きのあらゆる段階において、汚職が生じやすい環境を作り出していたとの言及があった。

司法当局において汚職がひき続き蔓延しており、とりわけ下位裁判所裁判官(magistrates)の間に、こうした汚職が顕著であった。同国の司法制度の運営等に割り当てられていた金額は、国家予算全体の 1%にも満たず、裁判官や職員の数是非常に不足していた。首都キンシャサ以外では、司法システムがほとんど見られずその配置に偏りがあった。全体で 1,500 名にも満たない下位裁判所裁判官(最も下位に位置する裁判所の判事)が、同国の国民全体の訴訟事件を担当していた(計算上、下位裁判所裁判官 1 人あたり国民 45,000 人を担当するということになる)。下位裁判所裁判官全体の 3 分の 2 が、キンシャサ、マタディ(バ・コンゴ州)およびルブンバシ(カタンガ州)に偏在していた。裁判所数は 200 に満たず、同年(2009 年)において実際に機能していたものは 50 ほどであった。農村部では半径 300 マイル圏内に裁判所が 1 つも存在しないということが往々にしてあった。地域周辺に常設の裁判所が存在しない場合、これに代わる臨時の裁判所が設けられたが、こうした法廷では必ずしも職業裁判官がその審理を担当したわけではなかったため、他の法廷に比べて、汚職や職権濫用のおそれが増した。一部の監視員が言及したところによると、行政および立法の双方の当局者が司法府の権限および機能を減ずることにその姿勢を傾けていたとした。監視員らによると、司法府の権限および機能が脆弱であるかぎり、行政および立法の双方の当局者が有する権限が守られ、さらには(刑罰の適用といった)自らにもたらされうる不利益等を顧みることなく汚職や職権濫用等の行為に手を染めることができることが、その理由にあるとした。

UNJHROによると、同年(2009年)において、FARDCの兵士や職員が有罪判決を受ける事例もいくつかあったものの、法執行職員および下位裁判所裁判官(magistrates)の間には、依然として強姦および性的暴行を重大な事件として受け止める姿勢がなかった。そうした結果、強姦行為を働いた者が保釈を許されたりあるいは比較的軽い刑罰を科されるだけで済む場合が往々にしてあった。性的暴行事件が示談によって解決されることも依然として数多く見られた。一方で、DRC政府は、同年(2009年)において、国連および援助供与国と協力して、文民および軍法のそれぞれの裁判官を対象に、強姦にかかわる訴訟事件を有効に審理する方法等について教育を行った。

下位裁判所、控訴審裁判所、最高裁判所、および国家安全保障裁判所(Court of State Security)をはじめとして同国の文民による司法制度(the civilian judicial system)は、その公正さを一貫して実現できていたとは言えず、同国民、さらには国際社会からおしなべて、無力かつ腐敗したものと見なされていた。

2006年制定憲法に新たな司法機関の設立が規定されていた。当該憲法には、司法府の独立性を確保する趣旨で、大統領が有していた下位裁判所裁判官(magistrates)の任用および罷免にかかわる権限を排除するという根拠規定もおかれていた。当該憲法の規定では、最高裁判所の機構が、憲法裁判所、控訴裁判所(Appeals Court)、CSM および行政監督局(Administrative Oversight Agency)にそれぞれ分割されることになっていた。しかしながら、同年(2009年)末の段階において、CSMはその役割を十分に果していたとは言えず、憲法裁判所、控訴裁判所、または行政監督局については、その創設の根拠となる法律も発布されていなかった。このように、2006年憲法上規定のある各司法機関の創設がいまだに実現していないことを受けて、最高裁判所、控訴裁判所(Appeals Court)、高等裁判所(Superior Court)(Tribunal de Grande Instance: 大審裁判所)、および比較的軽微な事件を扱うTribunaux de Paix(調停裁判所)等なる従来の司法制度がひき続き機能[存続]していた。

法的サービスの利用機会をある程度増やすことを目的として、2006年制定憲法により新たな司法機構の創設が謳われていたものの、政府はその一方で、2006年制定憲法と同様、新たな司法機構の創設を謳っていた各法律につき、なかには発布されてからすでに数十年経過したものもあるが、依然としてその内容を実施していなかった。たとえば、5年未満の懲役刑が適用されうる犯罪行為をはじめとして比較的軽微とされる訴訟事件を取り扱うTribunaux de Paix(調停裁判所)の設置を謳っている1982年制定法には、国内の各都市および農村ごとに当該裁判所を一つずつ設置することが規定されている。国際法曹協会(IBA)・人権協会(International Bar Association's Human Rights Institute: IBAHRI)および国際司法支援協会(International Legal Assistance Consortium: ILAC)が8月にまとめた報告書によると、仮にも上記の法律が実施されとなれば、こうしたTribunaux de Paix(調停裁判所)がDRC

国内に 180 存在していなければならないことになるが、実際には 58 を数えるにとどまっており、かつそのうち機能しているものはわずか 45 であった。

同年(2009 年)において、判決を宣告するにあたり広範な裁量を有しており、文民向けの一般的な裁判所への控訴の機会も認めていない軍事裁判所(military court)がひき続き、軍人に限らず文民の被告人についても審理を行っていた。DRC 国内の一部、特に東部においては、文民を対象とした通常の司法制度が機能していないことから、本来ならば軍人を対象とした軍事裁判所だけがその役割を果たしていた。2006 年制定憲法により、軍事裁判所の裁判管轄権が FARDC および PNC に所属する者を被告人とする訴訟事件に限定されている。しかしながら、同年(2009 年)末の段階において、2002 年に制定された軍事裁判法(military judicial code)および軍事刑法(military penal code)は、当該現行憲法の規定に沿ったものに改められていなかった。司法相は 8 月、軍事裁判をある程度、2006 年憲法に準拠したものに改める取り組みに着手したものの、その一方で 2006 年制定の現行憲法の施行よりも以前の 2002 年に制定された軍事裁判法が、同年(2009 年)においてもひき続き有効となっていた。軍事裁判法の規定によると、軍人が関与する犯罪事件ならびに軍人もしくは文民の別を問わず「戦争に用いられる武器(小火器)」が絡む犯罪事件を含む、国家の治安にかかわってくるあらゆる訴訟事件の審理を軍事裁判所が行うとしている。人権についての国連専任専門家グループ(the UN's resident expert on human rights)は 2007 年、DRC 政府に対して、文民を対象とした通常の裁判所と軍事裁判所双方の裁判管轄権を明確に区分するように勧告した。しかしながら、同年(2009 年)において、DRC 国内の議会でこうした問題が取りあげられることはなかった。

国連事務総長は 12 月、国連安全保障理事会に対して、Operational Military Court(戦時軍法裁判所)をはじめとして、南北キヴ州に設置された「臨時の(extraordinary)」軍法司法機構に関する報告を行った(第 1.d.節を参照)。事務総長は「(当該軍法司法機構が)FARDC 内部における規律を保つうえで一定の役割を果たしている点については否めないものの、同機構の法的根拠に関して、さらには、特に控訴権については全く想定されていないことから、公正な裁判基準がはたして順守されているのかどうか依然として大きな疑念が残る」として懸念を示した。これに加えて、海外の複数の NGO で構成される連合体が UPRWG に提出した報告書によると、同連合体は、新たに創設された Operational Military Court(戦時軍法裁判所)について、基本的な法の適正手続きも守られていないとしてこれを非難していた。

法律の規定により、軍法司法制度においては、被告人は、被告人本人と同等かもしくはより高位にある裁判官によってのみ審理されることになっている。こうした法律上の規定が存在することから、実際のところ、上層の地位にある者についてはひき続き起訴を免れていた。

IBAHRI および ILAC が 8 月に作成した報告書によると、同国の行政府および軍の司令部が「ひき続き軍法裁判官の独立性を侵害し」、さらに軍法検察官の独立性についてもこれを侵害する理由として、主として以下の 2 つが考えられるとした。

第一に、政府の治安部隊と(同部隊への参加の意向を固めた)反政府グループとがお互いに忠誠心を育んでゆくなかで、政府当局者がこうした武装グループに所属する者や一部の司令官らを訴追することに消極的になっていることが挙げられる。たとえば、IBAHRI および ILAC によると、NGO が入手した DRC 司法相作成の書簡の中に、同司法相が「(CNDP)のメンバーについては一切の措置も取らないことを関係各位に命じ、さらに、現在継続中の法的手続きについてはこれを中止する」との記述があったとした。同書簡の日付は 2 月 9 日となっており、これは CNDP が FARDC に対する戦闘行為を停止するとともに、FARDC に合流したうえで、対 FDLR 軍事作戦に共同で参加することを旨とする和平協定が交わされた 3 月を目前に控えた時期と重なる。

第二に、憲兵隊(military police)および軍法検察官(military prosecutors)が、任務の細部にわたる計画および遂行に関して、引き続き軍の指揮命令系統の下にあったことが挙げられる。軍法裁判官および軍法検察官が、FARDC 司令官からの事前の許可を得ることなく、同部隊のメンバーにとって不利益となる行動をとった場合、時として殴打もしくは拷問されることさえあった。たとえば、2007 年の終わりには当局による取調べが開始されていたにもかかわらず、同年(2009 年)においてもなお、当局は、カビラ大統領の従兄弟であり、第 9 軍管区(9th Military Region)の司令官を務める Jean-Claude Kifwa 将軍及びその警備組織が、東部州キサンガニ(Kisangani)において 2 名の軍法治安判事(military magistrates)を逮捕し激しく殴打したことに対して何ら措置を取らなかった。伝えられるところによると、軍当局(they)は、当該治安判事 2 名が係争中の(当該)訴訟事件 2 件を文民の裁判所ではなく軍の裁判所に係属させたことに異議を唱えたとして、この者たちを逮捕した。

UNJHRO によると、高位にある軍の将校は引き続き、自らの隊に所属する兵士がかかわる事件の審理を担当したとした。事件の解決に将校が介入したとされる事例として、実際に強姦事件に関して、裁判手続きを経ることなく解決が図られたことがいくつかあった。

総勢 7 名からなる国連特別報告者および国連代表者は、3 月に UNHRC に提出した報告書のなかで、DRC 政府に対して、刑事免責の撲滅および司法部門の強化の必要性に関して、いくつかの勧告案を提示した。同一行は、DRC 政府に対して、同国の国家予算全体のうち司法部門への拠出金額が占める割合を「諸外国と比べても相応とされる水準にまで(2~6%)」引き上げること、刑事事件の司法管轄権を警察もしくは一般市民から選定された者たちが

ら文民検察官および文民の裁判所に係属させることを内容とする法律を成立させることで文民の司法部門の強化を図ること、以上の 2 点を勧告した。国連特別報告者および国連代表者は、同報告書のなかで、同国の農村部において司法制度を拡充させることの重要性を強調しつつ、さらに司法制度の運営をより柔軟なものにし、たとえば(有能な)者には給与を増額し、その一方で不適格の者には「(退出を促す意味合いも含めて)それに見合っただけのわずかばかりの(hardship)」給与を支払うことで、適任の司法職員(判事)こそが訴訟事件の審理を担当するように促すこと、さらには従来型の争訟の解決方法も取り込んだうえで、裁判官同士で必要な情報/経験などを共有できるネットワークを確立することを提案した。

同報告書は、被害者にとって賠償金の支払いを請求することがいかに困難であるか(第 6 節を参照)について言及したうえで、被害者をして正義の実現を求める行動へと駆り立てる働きかけが必要であることを強調し、さらに国内の各裁判所および ICC(国際刑事裁判所)が被害者に対して認定した求償権についてこれに応ずるべく賠償金を補填する基金(compensation guarantee fund)を政府、援助供与国および市民団体が共同で設立/運営することを提案している。同報告書はさらに、当面のところ過渡的な司法機関を設けること、および事件の真相解明に向けての取り組みを推し進めることに言及しつつ、国内外の裁判官で混成された法廷を RDC 国内に設置することを推奨していた。

同年(2009 年)中、国内外の裁判官で構成される法廷(mixed court)の設置は実現されなかったものの、同年(2009 年)末時点において、DRC 政府の承認を受けるかたちで、なおかつ 1993 年から 2003 年までの間に同国内で発生したさまざまな虐待行為を態様別に分類/特定することを意図して編成された国連の人権機関による当該法廷の設置実現に向けての構想(案)の策定作業チームが、現地での調査を終え、最終報告案をまとめている段階であった。一方、2003 年に設置された真実和解委員会(National Truth and Reconciliation Commission: CVR)は、2006 年には機能停止に陥った。同委員会に付託された権限の範囲が曖昧であるとの非難の声が上がり、同委員会の独立性および透明性の確保についても疑念が積み重なった。こうしたなか、NGO 数団体は 2009 年、CVR を再度設置することを内容とする報告書を UPRWG に提出した。同報告書のなかで、当該 NGO は、CVR 設置にあたり、同委員会の権限を明確にし、独立性を高め、付託された任務を遂行していくうえで十分な財源等を確保するよう勧告している。

裁判手続き

憲法上の規定により、被告人には、有罪が確定するまでの間、無罪の推定がなされる。しかしながら、実際には、ほとんどの被告人[拘留者(detainees)]が、すでに有罪判決を受けた者として取り扱われていた。政府が、弁護人による被告人との接見を認め、場合によって

は、政府の判断により(国選の)弁護人を被告人に遣わすこともなかにはあったが、多くの場合において、弁護士が被告との接見に不自由した。裁判の傍聴については、裁判長が許可した場合に限り認められた。陪審制は採られていない。被告人には審理に際して法廷の場に出席する権利が与えられており、さらに弁護人を付ける権利も認められている。しかしながら、被告人が有するこうした権利は、常に守られていたわけではなかった。被告人には、ほとんどの事件について、判決を不服とする内容の控訴を上級審に対して行う権利が与えられているが、通常、国家安全保障裁判所(Court of State Security)に裁判管轄権がある国家騒乱罪、武装強盗罪および密輸罪の各事件に關与した者については控訴を行う権利が与えられていない。被告人には、(検察側の)証人の出廷を求めて、この証人に対して尋問を行う権利が与えられており、これに加えて、(被告人側に有利となる)証拠を提出する権利、(被告人側の)証人の出廷を求める権利が認められている。法律の規定により、被告人には、政府が保持する当該事件に関わる証拠を閲覧する権利が与えられているが、実際には、こうした権利は常に守られていたわけではなかった。女性もしくは特定の少数民族が総じてこれらの権利を否定されていたとする報告はなかった。

政治囚および政治的理由により拘留された者

政治囚または政治的理由により拘留された者がいたとする報告があった。UNJHRO の推計では、同年(2009 年)末時点で、少なくとも 200 名の政治囚が拘留施設に収容されていたとした。DRC 政府は、国外の人権団体および MONUC(国連コンゴ監視団)に対して、一部の政治囚との面会を許可したが、一方で、GR(共和国防衛隊)や ANR が運営する拘留施設については、一貫して立ち入りを認めなかった(第 1.c 節を参照)。

民事上の訴訟手続きおよび救済方法

訴訟やその他の争議の解決を図るため、民事法廷が用意されているが、国民全体の間に、こうした制度は信用できないとする見方が支配的であった。一般的に、より高額な賄賂を供与可能な(訴訟)当事者側に判断が下されるものと考えられていた。訴訟を提起するにあたり、ほとんどの者がこれに伴う高額な費用を支払うことができなかった。法の規定により、民事訴訟において、誰もが自由に法律上の勧告を求めることができるとされているが、実際には、首都キンシャサを除いては、各下位裁判所裁判官(magistrates)が未決の案件を数多く抱えているという状況が続いていた。各弁護士が首都以外では時間を割けないことが往々にしてあることから、一般市民が継続的に法的サービスを受けることは困難であった。人権侵害にかかわる案件の処理を目的とした別段の裁判所は存在しない。

f. 私生活、家族に関すること、家庭生活、または通信に対する恣意的な干渉

法律の規定により、私生活、家族に関すること、家庭生活、または通信に対する恣意的な干渉が禁じられているが、治安当局が、日常的にこうした禁止規定を無視していた。兵士、動員を解かれた兵士、脱走兵および警察官がひき続き一般市民に対して嫌がらせや略奪行為を働いた。治安部隊は日常的に、法律上規定されている各要件を無視し、令状なしに民家もしくは車両等に押し入り、搜索/取調べを行った。総じて、これらの行為に関与した者たちは、特定されることがなく、何らかの処分が下されることもなかった。治安部隊が時折、民家、商業施設および学校において略奪行為を働くこともあった。

たとえば、UNJHRO の報告によると、(2009 年)4 月 9 日、北キヴ州ルバーレ(Rubare)において、FARDC 第 18 旅団に所属する兵士が、数件の民家に押し入り、略奪を働いた。同年末の時点で、当局は、事件に関与した兵士に対して何ら措置を取っていなかった。

(2009 年)4 月 4 日には、南キヴ州 Shabungu において、FARDC 第 15 旅団に所属する兵士が、民家数件および商業施設に押し入り、略奪行為を働いている。同年末の時点で、当局は、事件に関与した兵士に対して何ら措置を取っていなかった。

当局は、東カサイ州(Kasai Oriental)ムブジマイ(Mbuji-Mayi)において 2008 年 7 月、伝えられるところでは、借金をめぐるトラブルから、民家に押し入り、その住人である男性 1 名に対して激しい暴行を加えたとした警察官 2 名に対して、何ら措置を取らなかった。

当局が、指名手配中の本人に代わって、その者の親族もしくは友人を逮捕または殴打することが時折あった(第 1.d.節を参照)。

同国東部において中央政府の実効支配が及んでいない地域で活動する武装グループが、日常的に、一般市民の私生活、家族に関すること、家庭生活、および通信について、恣意的な干渉を行った(第 1.g.節を参照)。

g. 国内の紛争での過剰な武力行使および虐待行為

同国の農村部ならびに南北キヴ州、東部州バ・ウエレ(Bas Uele)およびオー・ウエレ(Haut Uele)の両地区をはじめとする同国東部の鉱物資源の豊富な地域において衝突が相次いだ。東部州イトゥリ地区(Ituri District)においても、上記の各地域に比べると小規模ながら衝突が続いた。国際救済委員会(International Rescue Committee)が 2008 年 1 月に公表した同国全土での死者数に関する調査によると、同国内において内戦が頻発し、さらに医療施設といった日常生活で必要不可欠な社会インフラが破壊されたり、損なわれたりしたことで、1998

年から 2007 年までの間におよそ 540 万人のコンゴ国民が亡くなったとした。この数は計算上、同調査期間を通じて毎月 45,000 人が亡くなったことになる。

同年(2009 年)に、CNDP の元反政府兵士たちが FARDC に合流した後も、FDLR、LRA および一部の Mai Mai 兵士たちが、ひき続き政府軍と交戦し、一般市民にも攻撃を加えていた。戦闘に備えて物資の調達(military preparations)が行われている間や実際に戦闘が繰り広げられている間に、治安部隊および反政府武装グループの兵士らが一般市民に対して略奪行為を働いた。同国東部において戦闘が長期化したことを受けて、地域によっては人道支援活動に支障が生じた。すでに深刻な人道上の危機が叫ばれているなか、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に、少なくとも 70 万人の国内避難民を生む事態を招いてしまった。

同年(2009 年)末の時点で、MONUC(国連コンゴ監視団)の平和維持部隊、軍事監視員および警察官、総勢 20,000 名以上 — 北キヴ州で活動する 6,785 名および南キヴ州の 3,853 名を含む — が、同国内の数百万人にのぼる一般市民の保護、ならびに FARDC への物資の供給および兵士の教育訓練においてひき続き尽力していた。

MONUC が展開しているにもかかわらず、治安部隊および反政府武装グループがひき続き一般市民を殺害、誘拐、拷問および強姦し、村落を焼き払ったり、破壊したりした。MONUC の報告によると、FARDC 主導による FDLR に対する軍事作戦が開始された(2009 年)1 月から 12 月までの 1 年間に、南北キヴ州において 1,714 名以上の民間人が殺害された。これに加えて、東部州オー・ウエレ(Haut Uele)およびバ・ウエレ(Bas Uele)の両地区において、FARDC およびウガンダ国軍によって LRA に対して軍事作戦が展開された間、LRA が報復攻撃として 1 月 1 日以降に数百名にのぼる一般市民を殺害した。

複数の NGO からなる共同体、「Civilian Cost of Military Operation Is Unacceptable(軍事作戦に伴う民間人の犠牲は、これを容認することはできない)」が 10 月にまとめた報告書によると、南北キヴ州において FARDC 主導による FDLR への軍事作戦が展開されたことを受けて、1 月から 10 月までの間に、6000 戸の民家が焼き払われ、何百人にもものぼる一般市民が武装グループによって一時的に労働に従事させられたとした。

いかなる当事者も、刑事責任を問われることなく、ひき続き夥しいまでの数の強姦および性的暴力に手を染め、戦闘行為の手段として さらに各個人、被害者、その家族、およびその者が属するコミュニティ全体に屈辱を与えたり、これを罰したりした。国連人口基金(UNFPA)の報告によると、1 月から 6 月までの半年間に、北キヴ州、南キヴ州および東部州において、性的暴行事件がそれぞれ 2,075 件、834 件、885 件確認されたとした。HRW(ヒューマン・ライツ・ウォッチ)が報告したところでは、各医療施設において確認するかぎり、

同年 9 月までに南北キヴ州あわせて性的暴行事件が 7,500 件を超えたとしており、2008 年の同期間に比べてほぼ倍増したという。国際救済委員会(International Rescue Committee)は、2009 年の年間を通じて南キヴ州においておよそ 1,200 件の強姦事件が発生したことを確認しており、被害者の 8 割ほどが FARDC もしくは反政府武装グループのいずれかに所属する兵士によって当該加害行為を受けたことが判明したとした。一方で、報告にのぼってこない実際の件数ははるかに多いものと思われる。こうした背景には、関連する資料がないことに加えて、司法当局への不信感があることならびに社会的な汚名を着せられることおよび加害者による報復を恐れて、数多くの被害者が強姦に遭ったことを打ち明けることに消極的であることが挙げられる。

HRW が 8 月に報告したところによると、同団体が 1 月以降実際に訪れた 9 つの紛争地域において、強姦事件の発生件数が 2008 年に比べて 2 倍もしくは 3 倍に増加したとした。HRW が記録した強姦事件のうち、半数以上が複数犯によって輪姦されたものであった。最年少の被害者はわずか 2 歳であった。北キヴ州において発生した強姦事件のうち 65%が FARDC 兵士を加害者とするものであった。

2 月から 7 月までの期間におよんだ現地での調査を終えて、国際的な開発支援団体 International Cooperation(COOPI)は 9 月、マニエマ州(Maniema)およびカタンガ州(Katanga)において、同 NGO が実際に支援にあたった性的暴行の被害者数が 3 倍に膨れ上がったことに懸念を示した。同 NGO は、このように性的暴行の被害者数が上記の両州において急増した要因として、当該両州に隣接している州(南北キヴ州)において紛争が絶えないなかで、第二次キミア作戦(Kimia)が展開されていることでもたらされる「波及的な影響」が考えられるとした。

1 人の被害女性に対して複数の武装兵士が輪姦を働いた結果、時としてフィスチュラ(産科瘻孔)を招くこともあった。患者は膣内にできた瘻孔のため、体に慢性的に疾患を抱えるようになり、さらに夫やコミュニティーから見放されるなど社会的に疎外される可能性もあった。

同年(2009 年)において、同国東部において FDLR に対する掃討作戦が 1 月に開始されたことを受けて、反政府武装グループ側による報復攻撃が激しさを増すなか、性的虐待の被害を受ける男性の数が急激に増加した。同年を通して、男性を被害者とする性的虐待事件の発生件数は、数百件に達した可能性があるが、こうした事件の統計をまとめることは、女性を被害者とする性的虐待事件に比べるとさらに困難であった。その背景には、被害男性が社会的な汚名を着せられることを恐れて、性的虐待の被害に遭ったことを打ち明けることを思いとどまることが挙げられる。北キヴ州において性的虐待の被害者を対象に法的支

援サービスを提供していた米国法曹協会(American Bar Association)の話によると、6月に相談を受けた性的虐待の被害者のうち1割が男性であったとした。NGOおよび医療従事者らの報告によると、男性を被害者とするこうした性的虐待の態様は、多くの場合においてあまりにもひどいものであり、それゆえ被害者本人が一刻を争うような健康上の問題を抱えるに至ってしまった場合に限り、本人が被害に遭ったことを打ち明けることで、ようやく事実が発覚するという具合であったとした。HRW(ヒューマン・ライツ・ウォッチ)によると、性的虐待を受けて性器を縄で強く締め上げられた男性2人が、羞恥の念に駆られ、助けを求めることができないまま、数日後に亡くなったとした。

南北キヴ州および東部州において活動続ける反政府武装勢力のすべてが、ひき続き子どもを部隊に入隊させて、これを使用した。武力紛争と子どもについての国連代表団(UN special representative for children and armed conflict)、さらには総勢6名の国連特別報告者および代表者らが、UNHRC(国連人権理事会)に対して共同で報告したところによると、交戦状態へと突入した2008年9月から2009年3月までの期間に「反政府武装グループが子どもを部隊に入隊させる事例が急増した」とした。国連児童基金(UNICEF)が3月末に行った概算では、同国東部において反政府武装グループおよび一部の政府治安部隊にあわせて8,000人の子どもたちが入隊させられていたとした。こうした子どもたちのほとんどが、いずれかの反政府武装グループに入隊させられていて、戦闘員、運搬人、スパイおよび性奴隷として使用されていたとした。上記の8,000人という値は、同じくUNICEFによる2008年の概算値に比べると、4,500人ほど多い。一方、BVESが10月に行った概算によると、DRC国内全体で5,000名の子ども兵がいたとした。BVESはさらにこうした子ども兵の多くが少女であったことに言及したうえで、多くの場合において各部隊の司令官たちがこうした少女を性欲を満たすための所有物と見なしていることから、実際にこうした少女兵を武装グループのもとから解放させることは非常に難しいとした。

同年(2009年)において、2,000人をこえる子どもたちを武装グループのもとから解放させるにあたって、MONUC(国連コンゴ監視団)がその実現に寄与した(第6節を参照)。

FARDCと反政府武装勢力との戦闘が繰り広げられた地域ではひき続き住民が移住を余儀なくされ、人道支援活動にも支障が生じた。HRWによると、(2009年)1月から10月までの間に、DRC国内で活動続ける各人道支援機関に対して84回の攻撃が加えられたとした。これは昨年2008年の同期間における攻撃が36回であったのに比べると著しい増加である。

南北キヴ州において、一部のFARDC部隊、ならびにFDLRおよびPARECOといった各武装グループによって、錫石(スズの原鉱)やコルンバイト=タンタライト(もしくはタンタル

の主鉱石) — ともに電子機器業界において全世界で使用されている — を含む天然資源が違法に採掘されていた。こうした違法な鉱山開発によって(その利権をめぐる)紛争が長期化したり、こうした鉱山開発に伴う利益が暴力行為を誘発する小火器の購入原資にあてられたり、さらには RDC 政府が国内の再建および治安維持を図るうえで不可欠としている収入源が、上記の各当事者による違法な鉱山開発によって限られてくるなど、さまざまな不利益がもたらされた。南北キヴ州に駐留する FARDC および FDLR の双方の部隊ともに、住民に対して採掘現場での労働を強制したり、もしくはこれらの鉱物の開発/生産を断念させたり、あるいは住民に対して法に依ることなく「税」を徴収した。

UNGOE は 11 月、同国東部における天然資源の違法な採掘、紛争、汚職、さらにはすべての紛争当事者が関与する強姦などの人権侵害にいたるまで、これら相互の関係を明らかにした。UNGOE は、金などの鉱物が大々的に密輸されているとする、信頼できる情報を入手した(第 4 節を参照)。UNGOE は DRC 政府に対して、ある程度 FARDC に代えて Mining and Hydrocarbons Police(鉱業および炭化水素化合物の取扱いに関わる監督機関)などの関係当局をおくようにするなど、採掘現場での軍の駐留を段階的に縮小してゆき、最終的には完全に撤退させるように勧告した。UNGOE はさらに DRC 政府に対して、天然資源の違法な採掘をめぐる軍および警察による職権濫用を告発すべく新たな法廷を設置するよう推奨した。天然資源の開発/取引等についてその透明性を確保しさらにはこうした天然資源の流通経路を特定する取り組みに関連して、UNGOE は、DRC 政府に対して、国際社会からの支援を受けるかたちで、天然資源の積荷に対して無作為な抽出検査を行い、実際に違法な取引活動が行われた場合にはこれに適用する罰則を決定する第三者的な監督部門を設けるよう勧告した。

UNGOE はさらに DRC 政府に対して、関連する国内法を遵守しないすべての国内企業を対象に営業停止処分を下すこと、および、国連において決議された武器禁輸措置に違反して、政府とは無関係の武装グループ(nongovernmental armed groups)と鉱物資源の取引を行った企業の取締役に対して法的措置を取ることを要請した。UNGOE はさらに加えて、国連安全保障理事会に対して、鉱物の取引を業とする各々の企業についてそれぞれ裁判管轄権を有する各国が流通経路に関して各企業が払うべき相当な注意(supply chain-related due diligence obligations of companies)を明確にすべく国連加盟各国が必要な措置を取るよう要請すること、さらに、各企業に対して、天然資源の利用を通じて間接的ながらも政府とは無関係の武装グループ(nongovernmental armed groups)を支援するという事態を防ぐために詳述した行動規範を順守すること、以上の 2 点を求めた。

報告のあった同国東部での虐待事例を検証する作業は、該当する場所が地理的に辺鄙なところにあることおよび治安状況が良好ではないことから、時として困難であった。しかし

ながらその一方で、MONUC(国連コンゴ監視団)が現地に展開することで、監視団が以前に比べて情報を収集しやすくなった。

同年(2009 年)において、国連の第三者的な専門家グループおよび国内外の NGO 数団体が、FARDC が主導する第二次キミア掃討作戦(Kimia counterinsurgency operation)を非難した。UNGOE は 11 月に国連安全保障理事会に提出した報告書のなかで、「対 FDLR 軍事作戦は、同国東部で活動が続ける FDLR の政治および軍事両部門の解体にはつながらなかった」と結論した。Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は、MONUC(国連コンゴ監視団)も FARDC に対して後方的な支援を行った当該軍事作戦について、「作戦の遂行は芳しいものとは程遠く、FARDC や国連の部隊が撤退した村に FDLR が再度侵入し、報復として住民を殺戮するという事態も発生した」と語った。Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は、南北キヴ州の多くの場所において、他でもなく FARDC 自身が、住民にとっての最大にして直接的な脅威となっていることを強調したうえで、同政府軍による(事前の)調査および隊員への教育訓練が不十分であったこと、ならびに各武装グループの元戦闘員を対象とした FARDC 部隊への編入計画に不備があったことに言及した。とりわけ南北キヴ州においては、元 CNDP 戦闘員を FARDC の部隊に取り込んだことで「同政府軍による住民への暴力行為が次第に増大し、さらに FARDC 内部においても指揮命令系統が並立するという事態が生じ、これを解消できなかった」とした。

全体で 80 以上を数える人権擁護および人道支援活動に携わる各 NGO の連合体が 10 月、第二次キミア軍事作戦(Kimia)によって一般市民の間に到底受け入れることができないほどの多大な犠牲が払われたとし、計算上、同軍事作戦の間に FDLR 戦闘員 1 人あたりを武装解除するのに、一般市民 7 名が強姦され、1 名が殺害、900 名が居住地域からの退去を余儀なくされるという犠牲が払われたとした。HRW、Oxfam および Enough Project を含む各 NGO による連合体は、各国の外交官および国連職員に対して、一般市民を虐待行為から守るべく早急に対応を強化するよう要請し、さらに MONUC に対して、第二次キミア軍事作戦(Kimia)に参加する FARDC の各部隊に対する後方的な軍事支援を行うにあたり、人権上の配慮から、一定の条件を設けるよう強く求めた。同年(2009 年)末までには、MONUC は軍事支援を行う際の条件について、より厳格な解釈を持ち込むようになり、実際に UNJHRO がまとめた詳細な記録の中に取り上げられているような一般市民への殺害行為に関与した FARDC の各旅団(以下の小節を参照のこと)に対して、支援を打ち切る姿勢に転じた。

地元住民の保護への配慮が十分になされることもなく、さらには南北キヴ州および東部州において展開された各軍事作戦により、人道面で多大な犠牲が払われたなか、同軍事作戦の当事者である DRC 政府および MONUC に限らず、一部 NGO および各国外交官のなかにも、特に東部州での対 LRA 軍事作戦をはじめ、こうした一連の軍事作戦が一定の成果を挙

げたとする向きもあった。一部の NGO には、南北キヴ州において展開される FARDC 主導による軍事作戦の目的があいまいだとして、懸念を示すものもあったが、その一方で、同軍事作戦には一定の成果も見られた。たとえば、南北キヴ州においては、FDLR の各隊が、大半の主要な都市および町から駆逐され、さらに辺境な地へと追い込まれた。さらに FDLR は、国内においても最も有益とされるいくつかの採鉱地区への立ち入りを禁じられることになった。MONUC(国連コンゴ監視団)の推計によると、最終的に第二次キミア(Kimia)軍事作戦の間に FDLR に所属する者 1,114 名以上が殺害され、1 月から 12 月までの間に FDLR の戦闘員 1,522 名およびこれに付き従う者 2,187 名が、ルワンダ本国に帰国したとした。

政府の治安部隊による虐待

各国連機関および NGO の報告によると、同年(2009 年)において、反政府武装グループに対する軍事作戦が展開されている間に、政府の治安部隊が、一般市民に対して、逮捕、違法な拘留、強姦、拷問、ならびに一斉処刑もしくはその他の形態をとる殺害を行い、さらには各村落にて略奪行為を働いたとした。刑事上の免責がひき続き深刻な問題となっていた。治安部隊のなかには、かつて重大な人権侵害に関与したとする信頼できる証拠/証言が存在するにもかかわらず、あるいは重大な虐待行為を働いた部下に対して釈明を求めることを怠ったことがあるにもかかわらず、ひき続き要職にとどまる人物も一部いた(第 1.d.節を参照)。

1 月から 2 月下旬にかけて FARDC は、北キヴ州において、ルワンダ国軍(RDF)とともに、ウモジャ・ウェツ(Umoja Wetu)共同軍事作戦を行った。2 月下旬に RDF が正式に撤退して以降は、翌月の 3 月 23 日に締結された協定に則り、かつて FDLR と敵対していた CDNP、さらには他にも 23 を数える各武装グループが FARDC への統合をきわめて短期間のうちに果たした。同月には、FARDC が第二次キミア(Kimia)軍事作戦を開始した。FARDC 主導による同軍事作戦は同年(2009 年)末まで続いた。DRC 政府の説明によると、同軍事作戦は、MONUC(国連コンゴ監視団)からの後方的支援を受けながら、FDLR の各隊の投降および本国への帰還を促すこともその目的に含まれるとした。同作戦は南北キヴ州の広範な地域を対象としたものであった。上記 2 つの軍事作戦が展開されていた間、FARDC 兵士が、FDLR に協力していたとの疑いのある者を含む一般市民に対して虐待を行ったとする信頼できる報告が数多く寄せられた。HRW が 12 月に発表した報告書によると、DRC およびルワンダ両国が実施した共同軍事作戦により一般市民に犠牲者が生じたとしている。

東部州オー・ウエレ(Haut Uele)およびバ・ウエレ(Bas Uele)において展開された Rudi 軍事作戦で、当初 LRA 掃討の為に派兵された部隊の大半は、GR(共和国防衛隊)で占められていた。こうしたなか、兵士たちの給与は比較的滞りなく支払われており、規律も保たれてい

た。しかしながら9月になって、反政府武装勢力を取り込んで新たに編成されたFARDCが、Rudi 軍事作戦の部隊を占めるようになると、FARDC が虐待を働いたとの報告が次第に頻繁に寄せられるようになった。同年末、国連および FARDC の当局者は、反政府武装勢力を新たに取り込んだうえで、東部州に派兵されている、兵士およそ 6,000 名からなる FARDC の各隊が、治安上の重大な脅威となっているとした。

HRW は 12 月に発表した報告書「*You Will Be Punished.*」のなかで、ウモジャ・ウェツ軍事作戦(Umoja Wetu)および第二次キミア(Kimia II)軍事作戦が展開された間に、南北キヴ州において広く見られた一般市民に対する襲撃の数々を詳しく取り上げている。HRW が作成した記録によると、(2009 年)1 月から 9 月にかけて、対 FDLR 軍事作戦に参加していた FARDC 兵士、その多くの場合、かつて CDNP に所属していた戦闘員によって、フツ族系のルワンダ難民 143 名を含む、少なくとも 732 名の一般市民が故意に殺害されたとした。軍事作戦が展開されている最中、FDLR も数多くの一般市民を殺害した(FDLR が関与した虐待行為については、以下の小節を参照のこと)。

HRW が作成した各種の報告資料によると、DRC とルワンダ両国が展開する共同軍事作戦によって、一般市民 201 名が死亡し、これに加えて虐待行為も発生したとした。HRW の報告書によると、2 月下旬、北キヴ州ンダルモ(Ndorumo)において、兵士たちが、村の住民に対して、地元の学校で集会を開きたいとして参加を募った末、女性や子どもを含む、およそ 90 人の村人を殺害したとしている。伝えられるところによると、兵士たちはこの村の住民たちが FDLR 側に加担していると考えて、こうした犯行におよんだという。同じく DRC とルワンダ両国による共同軍事作戦が展開されている最中の 2 月、北キヴ州 Byarenga の住民に対して襲撃が加えられ、およそ 40 名が亡くなった。さらに、ここ 2 か月の間に発生した襲撃事件により、死者数は比較的少ないながらも、住民たちの間に犠牲者が出た。

HRW の報告によると、同団体がインタビューを行った被害者および目撃者のうち、複数の者が「最近になって FARDC に合流し、同軍事作戦においても重要な役割を担っている元 CDNP 戦闘員とルワンダ国軍兵士を見分けることは、不可能ではないにしても難しい」と答えたとした。HRW の報告書の中には、UNGOE が 2008 年に作成した報告書の記述を引用しながら、「ルワンダ、RDC 双方の国軍兵士ともに迷彩を施した似通った軍服を着用していた場合が多く、ルワンダ国軍兵士に限っては、軍服の袖の部分にルワンダ国旗を付けていた。元 CDNP 戦闘員が同一の軍服を着用していたことも時折あったが、そうした場合は通常、ルワンダ国旗ははずされていた」と言及した箇所があった。

ルワンダ政府は、DRC 国内において RDF 兵士が民間人の殺害に関与したとの情報につき、これを一切否定した。同年(2009 年)末時点までに、コンゴ(民主共和国)およびルワンダの双

方の当局ともに、何らかの事件に関与したとされる国軍所属の兵士についてその者の取調べもしくは起訴に向けた措置を取ることは一切なかった。

同年(2009 年)中、フツ族系のルワンダ難民に対する襲撃があったとする報告が複数寄せられた。こうした襲撃のうち、最も深刻だったものは、北キヴ州シャリオ(Shalio)マシシ地区(Masisi Territory)で発生したものであった。UNJHRO および Alston・UNSRESAE 国連特別報告者によると、FARDC が反政府勢力 FDLR に対する軍事作戦を展開している最中の 4 月 27 日から 29 日にかけて、シャリオ(Shalio)とその周辺において、FARDC 兵士たちが、少なくとも 50 名のルワンダ難民を射殺もしくは殴り殺したとした(一方、HRW の報告によると、FARDC 兵士は難民 129 名を殺害したとしている)。4 月 27 日には、FARDC 兵士 — 伝えられるところによると、多くの場合において、かつて CDRP 戦闘員であった者たち — が、シャリオ(Shalio)に一時的に設けられたフツ族系ルワンダ難民向けの収容施設を襲撃した。襲撃事件が発生した際、その現場に居合わせた生存者および兵士を対象として HRW が実施したインタビューによると、Innocent Zimurinda 中佐率いる部隊の兵士たちが、難民収容所を包囲し、女性や子どもを主体とした難民たち、少なくとも 50 名に対して、手足を切断するなどの残虐な行為を働いたり、棍棒を用いて殴り殺したり、さらには当該収容所に火を放ちこれを焼き払ったと証言した。一連の襲撃事件の間に強姦された女性や少女のなかには、その後殺害された者もいたという。

FARDC 兵士はその後、同難民収容所からおおよそ 40 名の女性を誘拐し、ブスルンギ(Busurungi)近くまで連れて行き、そこで彼女たちを性奴隷とした。やがて FDLR が報復と称してブスルンギ(Busurungi)を攻撃し、その地にいた 96 名を殺害した(FDLR による暴力行為については、以下の小節(subsection)も参照のこと)。Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は、ブスルンギ(Busurungi)まで連れてこられた上記の 40 名の女性のうち、FARDC のもとから何とか逃れてきた 10 名の女性の証言を紹介した。当該女性たちの証言によると、彼女たちは輪姦され、深刻な傷害を負わされたとした。なかには乳房を切り落とされた者もいた。(他の 30 名については何も分からなかった)。HRW によると、上記の事件から数日後、FARDC の兵士が、ビリコ(Biriko)周辺の町を襲撃し、難民 46 名を木製の棍棒を用いて殴り殺したり、現場から逃げようとした男性 3 名に向けて発砲したとした。Bunyarwanda においても、少なくとも難民 15 名が殺害され、Marok でも少なくとも 15 名の一般市民が殺害されたとした。

HRW によると、同年(2009 年)末時点までに、DRC 当局、MONUC(国連コンゴ監視団)の双方ともに、シャリオ(Shalio)で起きた殺害事件について、その実態調査に乗り出していなかったとした。その一方で、HRW が兵士たちを対象に実施したインタビューによると、FARDC 第 231 統合旅団(231st Integrated Brigade)の司令官を務めていた Zimurinda が、部隊に所属

する兵士らに対して、同部隊が捕らえた者については難民も含めて例外なく殺害せよとの命令を直接下していたとした。伝えられるところによると、Zimurinda は、第 2312 大隊 (Battalion 2312) 所属の少佐(major)に対して、難民収容所の襲撃を命じたが、当該者がその遂行に消極的であったため、その者に代えて、同じ隊に所属する諜報員 Captain Jules Hareremana に、同様の襲撃を命じたとされる。UNGOE および Alston・UNSRESAE 国連特別報告者はさらに、Zimurinda に(上記の事項についての)責任があることを示す証拠があるとした。

伝えられるところによると、8 月上旬に Nyabiondo-Pinga に位置する Mashango の丘の周辺に点在する 5 つの小さな村落を FARDC 兵士、主に元 CDNP 戦闘員が襲撃し、少なくとも住民 81 名を殺害した。HRW が聞き取り調査を行った目撃者たちの証言によると、反政府勢力 APCLS の戦闘員が潜んでいたのは 1 つの村落のみで、残り 4 つの村落については反政府勢力とは何の関わりもない一般住民しかいなかったとした。しかしながら、HRW によると、FARDC 兵士たちは「反政府勢力の戦闘員と一般住民との区別を全くすることなく」捕らえた者を手当たり次第に斬首したり、なたで切りつけたり、棍棒を用いて殴り殺したり、逃げ惑う者に向けて発砲したりした。こうして殺害された者のなかには、女性 30 名、子ども 12 名、高齢者 5 名も含まれていた。

HRW による報告によると、FARDC 兵士が、各通りで出くわした「一般市民を再三再四にわたり無差別に殺害したり」、反政府勢力 FDLR および APCLS の掃討作戦を展開している北キヴ州 Nyabiondo-Pinga へと続く通行上の中継地に位置する各村落や町においても「一般市民を再三再四にわたり無差別に殺害した」とした。HRW は、地元当局者および目撃者から、上記のような状況下で無差別に殺害された一般市民が、3 月から 9 月の間に 139 名にのぼったとする信頼できる情報を入手した。HRW は、ここ数か月にわたり軍によるこうした残虐行為が増加が見られる背景として、FARDC 兵士が「この地域の住民が FDLR や APCLS の民兵らに加担しているものと考えており、こうしたことから、同地域の住民を罰しようとしている」ことが挙げられるとした。さらに、のちに FARDC の部隊の一員となった元 CDNP 戦闘員が HRW に語ったところによると、Nyabiondo-Pinga での軍事作戦には、フツ族系コンゴ人が隣国ルワンダから帰国し、本国において再定住するにあたり、障害となる要素を取り除く必要上、「一般市民を殺害することを通じてフンデ族(Hunde)およびフツ族住民のなかに恐怖心を植え付ける」意図があったとした。

MONUC(国連コンゴ監視団)は 11 月、MONUC による独自調査の結果、北キヴ州 Nyabiondo 近くのルクウェティ(Lukweti)において展開された第二次キミア軍事作戦(Kimia II)により、5 月から 9 月までの間に、少なくとも 62 名の一般市民が殺害されたことが明らかになったことを受けて、FARDC 第 213 旅団(213th Brigade)に対する軍事的支援を停止すると発表した。

人権団体が行った調査には、同じ期間内に 270 名もの民間人が殺害された可能性を示すものもあった。MONUC は第 231 旅団に対するあらゆる支援を停止した。MONUC はさらに、伝えられるところによると FARDC において目下検討中とされているが、民間人の殺害に関与したとされる人物に対する懲戒処分がどのように下されるのかその推移を注視していた。これ以上の情報については得られなかった。

伝えられるところによると、7 月 15 日、北キヴ州 Musezero において、国際的な人権および人道支援団体 Secours Catholique-Caritasa のスタッフ 1 名が、FARDC の軍服を身にまとった複数の男によって殺害された。同 NGO によると、事件を目撃した村人の証言では、FARDC の軍服姿の男 2 人が、同スタッフを制止させた後、この者に向けて発砲したという。Caritasa は軍当局に対して当該事件の調査を求めたが、同年(2009 年)末時点において、当該事件の調査に関する報告書は一切作成されていなかった。

12 月 17 日から 28 日にかけて、FARDC の兵士同士で争いがあり、それに巻き込まれた北キヴ州マシシ郡(Masisi Territory)の村の住民、少なくとも 19 名が亡くなった。12 月の初め、Emmanuel Sengiyumya 大佐が率いる元 CNDP の兵士ら 150 名以上が、FARDC の隊から脱走した。12 月 17 日、18 日の両日、FARDC 兵士が脱走した元 CNDP の兵士らを追跡している最中、女性と子どもを含む住民 15 名が騒動に巻き込まれて死亡した。

軍当局は、殺害事件に関与したとされる以下の FARDC 兵士らに対して何ら措置を取らなかった：2008 年 1 月、東部州 Kamatsi において、伝えられるところによると少なくとも 6 名の住民の失踪、さらには少なくとも住民 1 人の超法規的な処刑に関与したとされる FARDC 第 13 旅団(13th Integrated Brigade)に所属する隊員、あるいは 2008 年 1 月、北キヴ州 Musezero において、伝えられるところでは 8 名の住民を殺害したとされる FARDC 第 2 旅団(2nd Integrated Brigade)所属の隊員。

2008 年 10 月に、9 名の住民の殺害、3 名の少女に対する強姦行為ならびに民家、商業施設および飲食店での略奪行為を含む地元住民に対する重大な暴力行為に関与したとして、翌月 2008 年 11 月にゴマ(Goma)に駐在する軍法検察官(military prosecutor)によって逮捕された FARDC 兵士 24 名に関連して、その後事態に新たな展開は見られなかった。

2007 年に発生したセネガル人平和維持軍兵士 1 名に対する射殺事件について、同事件に関与したとされる FARDC 兵士もしくは衛兵に対して、何らかの措置が取られたとする報告は一切なかった。

軍法検察庁(Office of Military Prosecutor)によって、2007 年に北キヴ州ベニ(Beni)において

住民 2 名を法に依らず恣意的に処刑したとの判断を下された FARDC 第 24 統合大部隊(24th Integrated Battalion)所属の伍長に対して、当局が何らかの措置を取ったとする報告は一切なかった。

南キブ州カバヤ(Kabaya)において 2007 年、口論の末に住民 1 名を射殺したとされる FARDC 第 7 統合旅団(7th Integrated Brigade)所属の兵士 1 名に対して、当局は何ら措置を取らなかった。

FARDC は、同国東部においても、ひき続き一般市民に対して暴力行為を働いたり、恣意的に拘束したりした。

FDLR 掃討作戦に参加する FARDC 兵士がたびたび、FDLR の協力者もしくは支持者との疑いのある一般市民を恣意的に拘束し、告訴することもないままに数日もしくは数週間にわたって拘留し続けた。拘留者たちは殴打され、釈放の見返りとして金銭を強要されることも往々にしてあった。HRW は、南北キヴ州において、1 月から 9 月までの間に、こうした事例が 160 件以上あったと記録している。

HRW によると、DRC 国内において、ウモジャ・ウェツ(Umoja Wetu)軍事作戦が展開されている最中、治安要員によって恣意的に身柄を拘束されたうえ、隣国ルワンダに連れて行かれたとの一般市民の証言が、同団体のもとに寄せられたとした。証言によると、こうした治安要員のうち一部の者は、DRC 国内において拘束した者を引き連れて隣国ルワンダに入国する前に、ルワンダ国軍の制服に着替えたという。最長で 17 日間拘束された後、全員が DRC 本国へ送還されたと伝えられた。こうした報告に関して、その真偽のほどを確認できる第三者的な情報筋は他にはなかった。同年(2009 年)末時点において、コンゴ、ルワンダ双方の当局者ともに、かかる事件に関与したとされる兵士に対する調査もしくは告発に向けた措置を一切取っていないかった。

伝えられるところによると、3 月 15 日、南キヴ州 Kanyola に派兵された FARDC 兵士たちが、Walungu 村の住民たちに対して、当該兵士たちが所持していた身の回り品を Nkokwe から Hombo へ運搬するように強要したとされる。兵士たちは住民が抵抗の姿勢を示す度にこの者たちを殴打したという。住民のうち 2 名が、疲労や虐待が原因で亡くなった。

当局は、伝えられるところでは 2008 年に東部州において所属する部隊から脱走した後、9 名の女性を輪姦し、さらに暴行を働いたとされる FARDC 部隊に対して、何ら措置を取らなかった。

カタンガ州カレミ(Kalemie)にある軍事検察庁(Office of the Military Prosecutor)は、被害者からの申立てを受理したにもかかわらず、2007年にカタンガ州 Kahese 村の住民 92 名に対して、強奪を働いたのみならず、残虐、非人道的および品位を傷つけるような取扱いをしたとされる第 67 統合旅団(67st Integrated Brigade)に所属する FARDC 兵士 25 名に対して何ら措置を取らなかった。

当局は、2007年に北キヴ州ゴマ(Goma)において、同市の一般住民 4 名を CNDP に加担していたとして恣意的に拘束した ANR に対して、何ら措置を取らなかった。

治安部隊の兵士もしくは職員による強姦事件が依然として深刻な問題であった。こうした事件に関与した治安部隊のメンバーは、ほぼ例外なく刑事上の責任を免除された。HRW が 12 月に発表した報告書によると、北キヴ州において発生した性的暴行事件で HRW が把握した計 639 件のうち 349 件が、被害者もしくは目撃者の証言等から、政府軍兵士をその加害者として特定できるものであったとした。

HRW によると、1 月、FARDC に新たに加わった元 CNDP 兵士らが、南キヴ州において、強姦の限りを尽くし、さらに、強姦被害者の相談員 1 名を殴打した。当該相談員は、強姦を働いた兵士らを公然と非難したうえ、当該強姦の事実を報告するとしたことから、兵士らによって敵視されていた。

3 月 11 日、南キヴ州ワルング(Walungu)において、第 17 統合旅団(17th Integrated Brigade)に所属する FARDC 兵士 1 名が、10 歳の少年に対して性的虐待を働いた。当該兵士が所属する隊の司令官は、この者を拘束して、その身柄をブカブ(Bukavu)にある軍事検察庁に移送した。当該兵士は取調べの結果を待つ間、同庁に拘留され続けた。この件に関して、これ以上の情報は入手できなかった。

UNJHRO によると、6 月 13 日、北キヴ州 Nyamilima において、給与支払いの遅延に抗議する暴動が繰り広げられている間に、FARDC 兵士数名が女性 8 名および未成年者 5 名に対して性的暴行を加えたとされている。

当局は、UNJHRO の話によると 2008 年 7 月、当時 FDLR に加担していたとの疑いのある女性 1 名を逮捕し、強姦した第 14 統合旅団(14th Integrated Brigade)所属の FARDC 兵士 1 名に対して、何ら措置を取らなかった。同年(2008 年)、当該加害兵士が所属する隊の司令官が、当該事件の解決を図って、当該被害女性に 5,000 コンゴ・フラン(およそ 5.60 ドル)を支払った。

2009 年 9 月から同年末にかけて北キヴ州 Kibirizi および Nyanzale の各村に位置するルチュル地区 Rutshuru Territory において軍事作戦が展開された最中、FARDC の各部隊が現地から撤退する折、FARDC 第 7 および第 15 統合旅団(FARDC 7th and 15th Integrated Brigade)に所属する兵士複数名が少なくとも 10 名の女性に対して強姦を働いた。当局が当該兵士らに対して何らかの措置を取ったとする報告は一切なかった。

当局が、北キヴ州ルベロ地区(Lubero Territory)に位置する村の女性 7 名を強姦した第 13 統合旅団(13th Integrated Brigade)の第 131 大隊(131st Battalion)に所属する FARDC 兵士に対して、何らかの措置を取ったとする報告は一切なかった。

当局は、北キヴ州 Vuyinga において 2007 年に複数回にわたる強姦行為を働いた第 2 統合旅団(2nd Integrated Brigade)に所属する FARDC 兵士に対して何ら措置を取らなかった。

FARDC の各部隊が子ども兵を使用すること、さらにはその取扱いの態様について依然として問題となっていた。同年(2009 年)において、FARDC の各旅団(brigade)のみならず、CNDP をはじめ、かつての反政府勢力の戦闘員をも取り込んだ統合旅団(Integrated Brigade)についても、こうした子ども兵を入隊させていたとする報告がいくつかあった。UNGOE が 11 月、国連安全保障理事会に報告したところによると、2008 年 11 月から 2009 年 10 月までの間に、FARDC の部隊もしくは FARDC の部隊でありながらも元 CNDP 戦闘員を主体に編成されている部隊に、子どもが入隊させられている事例が 623 件確認されたとした。UNGOE は、同国東部に派兵されている FARDC の各隊に属する元 CNDP 将校らが「DRC 国外から戦闘に参加している外国人兵士たちを各人の本国に帰国させるという MONUC の活動を執拗かつ故意に妨害している」ことに懸念を示した。こうした妨害行為には時として殺害を予告するものまであった。UNGOE は、国連の制裁決議に反するおそれのあるこうした妨害行為の事例を確認する作業を通じて、こうした行為には Baudouin Ngaruye、Innocent Zimurinda、Antoine Manzi、Bisamaza および Salumu Mulenda をはじめとした各部隊の大佐および中佐が発した命令に基づくものが最も頻繁に見られたとした。たとえば、Zimurinda 中佐は、北キヴ州ヌグング(Ngungu)において武装解除、復員、再定住、帰国および社会復帰に関わる活動を行っている MONUC(国連コンゴ監視団)のスタッフに対して脅しをかけており、所属する部隊の隊員に対しても武器をちらつかせながら同スタッフを畏怖させるよう命じた。同じく北キヴ州ワリカレ(Walikale)においては、Manzi 中佐が MONUC(国連コンゴ監視団)に対して武力行使も辞さないとして脅しをかけた。

UNGOE は、元 CNDP 将校率いる FARDC の各部隊に新兵を入隊させるべく、CNDP が誇る(人的)ネットワークがひき続き活用されていたとするいくつかの報告が寄せられたとした。UNGOE はさらに、ウガンダおよび DRC の国境周辺に位置するブウィンディ(Bwindi)

を経由するかたちで、ルワンダから多くの者が FARDC の各部隊に入隊したとする情報入手したと語った。

MONUC(国連コンゴ監視団)の子どもの保護担当部門(Child Protection)は、武装グループからようやく解放された子どもたちが、ひき続き収容施設において長期にわたって拘留されているとする報告が頻繁に寄せられることに懸念を示した。同部門はこうした長期にわたる拘留は子どもたちに対する尋問および非人間的な取扱いを伴う場合が多いとした。

同国東部において活動する政府の治安部隊がひき続き、IDPs(国内避難民)を含む男性、女性および子どもに対して、運搬人、採掘労働者および家事使用人として仕えるように強制した。

UNGOE によると、FARDC の部隊でありながら、元 CNDP 戦闘員を主体に編成されている部隊が、隣国ルワンダから持ち込んだ家畜の放牧に適した土地を確保する目的で、北キヴ州マシシ郡(Masisi Territory)Mushake 地区に暮らす多数の住民を強制的に立ち退かせたとした。第二次キミア(Kimia II)軍事作戦が展開されている間に、ルワンダ国内の各難民収容所から RDC 本国に帰国してきた者、ルワンダからの経済移民、あるいは RDC 国内の他の地に逃れていた IDPs(国内避難民)が、南北キヴ州の当該土地に再び流入してきたことで、各コミュニティ同士の間、民族の違いおよび土地を巡る確執から、緊張状態が次第に激しさを増した。

中央政府の実効支配が及んでいない地域における各武装勢力による虐待行為

同年(2009 年)中、非合法とされている各武装グループが、とりわけ南北キヴ州および東部州の農村部において、数多くの深刻な虐待行為を働いた。こうしたグループは、往々にして、政府の(治安)部隊に協力した報復として、一般市民を殺害し、強姦し、さらには拷問にかけた。

各武装勢力は、場合によっては力づくで、時として学校や教会から、子どもを部隊に入隊させて、これを使用した。こうして部隊に入隊させられた子ども兵は、時として、人道支援活動家を殺害し、脅迫し、嫌がらせも行った。3 月に総勢 7 名の国連特別報告者および代表者が共同で報告したところによると、民兵組織 Mai-Mai が最も多くの子ども兵を抱えていたとした。これに続くのが CNDP であった。なお CNDP については、本年 2009 年の初頭に FARDC に組み込まれた。2008 年 12 月に UNGOE が発表した報告書によると、子どもを入隊させることに最も熱心だったのは、CNDP(Innocent Kabundi、Sultani Makenga、Nkunda、Ntaganda)および PARECO(北キヴ州駐留部隊の司令官 Mugabo)の各分隊を率い

る司令官であったとした。

数多くの武装グループが男性、女性および子どもを誘拐し、さらにこうした者たちに対して、無報酬で略奪品を長距離にわたって運搬するよう強いた。武装グループが一般市民を無理やり鉱石の採掘作業に従事させることもあった。武装グループはさらに、数日間から場合によっては数か月間にわたって、女性および子どもを無理やり家事に従事させたり、あるいは性の相手をするよう強要した。同国東部の紛争地域においては、武装グループが子どもを兵士として使用したり、採掘場での強制労働に従事させることもあった。

同国東部で活動続ける各武装グループのなかには、多くの場合身代金目的で一般市民を拘束することも時折あった。こうした武装グループは、掌握した地域に暮らす住民たちに対してひき続き略奪やゆすりを働いたり、違法に徴税を行うこともあった。

各武装グループが、その戦闘員が関与したとされる虐待行為につき、主体的に独自調査を行おうとする明確な意図は一切うかがえなかった。

2008 年 5 月、ベルギー当局はベンバ(Bemba)元副大統領を逮捕、同年 7 月にその身柄をオランダ・ハーグにある ICC(国際刑事裁判所)に引き渡した。ベンバ容疑者は、2002 年から翌年 2003 年までの間、中央アフリカ共和国において戦争犯罪 4 件および人道に対する罪 2 件に関与したとの容疑をかけられている。同年(2009 年)末の段階で、同容疑者は公判を控えたまま依然拘留されていた。

人民防衛国民会議(CNDP)

1 月、ルワンダ当局はローラン・ヌクンダ将軍(General Laurent Nkunda)を逮捕した。同年(2009 年)末時点において、同容疑者は依然としてルワンダ当局によって拘留されていた。ヌクンダ将軍の後任として、ボスコ・ヌタガンダ将軍(General Bosco Ntaganda)が CNDP 指導者に就任した。1 月 16 日、DRC 政府と CNDP がお互いに協力し合うことを表明した。ヌタガンダ将軍は早期に CNDP を FARDC に統合させることに合意した。さらに CNDP 自ら、政治運動組織への転換を図ることに合意した。CNDP の FARDC への統合は一様には進まず、数多くの CNDP の各隊がひき続き従来の指令命令系統に基づいて行動していた。こうした曖昧かつ不完全な統合に起因するかたちで、CNDP の各部隊内において刑事免責が罷り通る事態となった。

以下の申立てのあった各人権侵害のいずれかに関与したとされる CNDP 戦闘員に対して、何らかの措置が取られることは一切なかった。これらの人権侵害はいずれも 2009 年に

CNDP が FARDC に統合されるよりも以前に行われたものであった：2008 年 1 月に北キヴ州カロンゲ(kalonge)近くで CNDP の分隊が、少なくとも住民 30 名を恣意的に処刑[殺害]した事件、同じく 2008 年 1 月に北キヴ州キチャンガ(Kitchanga)において、住民 15 名が拉致され、これに関連して CNDP 戦闘員 15 名が当該住民たちに暴行を加えたという事件、2008 年 4 月に北キヴ州カルバ(Karuba)において CNDP の分隊が住民 4 名を恣意的に拘束し、その後法律に依ることなく拘留し、さらにこの者たちを殴打したという事件、2008 年 8 月および 9 月に CNDP の Sultani Makenga 大佐が 3 名の子どもを一斉に処刑[殺害]した事件、2008 年 12 月に北キヴ州ルチュル(Rutshuru)内の CNDP が実効支配する地区において、イタリア人援助活動家 1 名が、特定できないある武装グループによって殺害された事件、2008 年 12 月を通じて CNDP が積極的かつ強引に子どもを部隊に入隊させて、戦闘員、護衛および運搬人として使用したこと。

UNJHRO は 9 月、北キヴ州キワンジャ(Kiwanja)において 2008 年 11 月、CNDP と Mai-Mai との間で戦闘行為が繰り広げられた間、さらには当該戦闘行為終了後に確認された一般市民に対する殺害事件についての調査報告書を公表した。UNJHRO の調査報告書によると、Mai-Mai 戦闘員および CNDP 双方の激しい戦闘行為が終了した後、Mai-Mai はキワンジャ(Kiwanja)から退却したものの、一方の CNDP の各部隊は、報復として Mai-Mai に所属もしくは加担している者との疑いのある若者を主体に、現地の村人たちを標的とした殺害行為を行ったとした。UNJHRO は CNDP が関与する法の規定に依らない恣意的な処刑が 67 件あったことを確認した。その一方で、その真偽については確認されていないものの UNJHRO のもとに寄せられたある人権団体職員の話として、実際の犠牲者数が上記の件数をはるかに上回る可能性があるという(この他にも各人権団体が 2008 年に報告したもので、CNDP と Mai-Mai 戦闘員との間で戦闘行為が繰り広げられた期間内に、さらには当該戦闘行為が終了した後に、200 名もの一般市民が殺害された可能性がある指摘するものもあった)。UNJHRO のもとには、CNDP がキワンジャ(Kiwanja)を制圧した後、同グループが民家や警察署を焼き払ったり、女性を強姦したり、一般市民を恣意的に拘束および拘留したり、男性および少年 23 名を拉致したうえ、これらの者を強制的に戦闘員として使用したり、さらにはキワンジャ(Kiwanja)およびその周辺にある IDPs(国内避難民)向けの各収容施設を撤去とする証言も寄せられた。これに加えて、キワンジャ(Kiwanja)において CNDP にかぎらず他の武装グループも虐待行為に関与したとする主張も UNJHRO のもとに寄せられた(Mai-Mai および FDLR が関与した虐待行為については、以下の小節を参照のこと)。UNJHRO はこうした証言や申立てを受けたうえで、キワンジャ(Kiwanja)に駐留する MONUC(国連コンゴ監視団)の軍事要員に向けて UNJHRO 独自の見解および勧告的な意見を述べている(第 5 節を参照のこと)。

ルワンダ解放民主軍(FDLR)

FDLR はひき続き、ルワンダ大虐殺を扇動および実行した責任を問われている人物によって統率されていた。南北キヴ州に 6,000 から 8,000 名の FDLR 戦闘員が依然、駐留していた。MONUC(国連コンゴ監視団)によると、同年(2009 年)中に、1,522 名の FDLR 戦闘員が自主的に復員に応じて、ルワンダ本国に帰国したという。

1 月にウモジャ・ウェツ(Umoja Wetu)軍事作戦が開始されたことを受けて、FDLR の部隊は、南北キヴ州の全域各地にある数十を数える町や村落を攻撃し始めた。HRW によると、FDLR は 1 月下旬から 9 月にかけて、南北キヴ州の住民、少なくとも 701 名を故意に殺害したとした。こうした犠牲者の半数以上が女性や子どもであったという。Alston・UNSRESAE 国連特別報告者によると、FDLR は 1 月から 10 月までの期間、一月あたり 50~60 名を殺害したとした。この数は 2008 年を通じて一月あたり 10 名に満たなかったのと比べると大幅な増加である。

1 月 25 日から 27 日にかけて、RDF および FARDC が FDLR に対して攻勢をかけていたにもかかわらず、FDLR の各部隊はマシシ郡(Masisi Territory)(北キヴ州)の各村を走る道路を封鎖し、逃亡を試みる者についてはこれを殺害した。FDLR の戦闘員は数多くの民間人を人質として誘拐し、これらの者を当面の攻撃を防ぐ「人間の盾」として使用した。その一方、1 月 27 日に、ウモジャ・ウェツ(Umoja Wetu)軍事作戦に参加する部隊が、キブア(Kibua)にある FDLR の拠点への攻撃を開始したことを受けて、人質たちが逃走の構えを見せると、FDLR の戦闘員はこうした人質の多くを射殺もしくは斬殺した。

同年(2009 年)中、FDLR は幾度にもわたり殺戮を行った。たとえば、4 月 12 日、FDLR はワロアルワンダ(Waloaluanda area)に位置するミアンガ(Mianga)村を襲撃した。HRW によると、FDLR の戦闘員が、その村の村長を斬首し、他にも FARDC に加担しているとして疑いをかけた地元有力者ら 3 名を殺害した。同事件後も FDLR は数日間のうちに新たに住民 41 名を故意に殺害し、他にも数多くの者に傷害を負わせたうえ、村を焼き払った。

5 月 10 日、ワロアルワンダ(北キヴ州)ブスルンギ(Busurungi)において、ナタを携えた FDLR の戦闘員が、子ども 25 名を含む、少なくとも 96 名の住民を射殺、斬殺、さらには焼き殺した。当該事件は概ね、2 週間前の 4 月下旬にシャリオ(Shalio)においてフツ族系ルワンダ難民が FARDC 兵士によって殺害されたことを受けての FDLR 側による報復行為とされている。HRW の報告によると、FDLR 戦闘員はその後、ブスルンギ(Busurungi)村において破壊のかぎりを尽くした。民家 702 棟、医療施設 3 か所のほか、学校や教会を次々に焼き払ったとした。

2009 年 1 月から 9 月までの間、FDLR は、南北キヴ州内の軍事作戦が展開されている地域において、少なくとも民家 7,051 棟をはじめとしてさまざまな建築物を破壊し、290 件の性的暴行事件を起こした。HRW の報告によると、3 月 25 日、カレヘ郡(Kalehe Territory)ジラロ(Ziralo)において、FDLR の戦闘員 7 名が 60 歳の女性を輪姦したとした。当該戦闘員らは同じく現場に居合わせたその女性の娘についても強姦しようとしたところ、抵抗されたため、この女性の娘を射殺したとした。

同年(2009 年)中、数多くの女性が誘拐され、FDLR の駐留地において、性の相手をするように強制された。こうした女性は、1 度につき数週間もしくは数か月間の期間にわたって強姦され続けた。

UNGOE が 11 月に発表した報告書によると、「FDLR は、FARDC 上層部の司令官、なかでも特に第 10 軍管区(南キヴ州)を担当する司令官らから、残余ながら相当な規模にのぼる支援をひき続き受けていた」とする確かな証拠があるとした。UNGOE は同報告書の中でさらに「FARDC が所有する備品や装具が、FDLR をはじめとする反政府武装勢力の手に渡っていた」とした。

FDLR が、報告のあった以下の暴力事件に関わった者を含めて同勢力所属のメンバーが関与したとされる各種の人権侵害につき、調査もしくはその解決に向けての確固たる取り組みを行ったとする事例は一切なかった：2008 年 1 月に北キヴ州 Kilali の村長が殺害された事件、2008 年 3 月に南キヴ州 Tchanishasha において民間人 3 名が恣意的に処刑された事件、または同じく 2008 年 3 月に北キヴ州 Kabunga において住民 3 名が殺害された事件。

11 月 17 日、ドイツ当局は、FDLR 指導者 Ignace Murwanashyaka とその側近 Straton Musoni を逮捕した。両容疑者は 2008 年 1 月から 2009 年 7 月にかけて、コンゴ東部において FDLR の部隊が関与したと思われる戦争犯罪および人道に対する罪につき、これを指示したとの容疑がかけられていた。

UNJHRO は、CNDP および Mai-Mai の民兵らを含めた各当事者によって戦闘行為が繰り上げられていた間、さらには当該戦闘行為が終了した後に、北キヴ州キワンジャ(Kiwanja)において発生した虐待事件についてまとめた 9 月発表の報告書のなかで、FDLR の戦闘員がキワンジャ(Kiwanja)の住民 7 名を処刑、女性 4 名を強姦したとする証言が寄せられたことに言及している。

イトゥリ地方(Ituri District)の在郷民兵組織

2006 年に、愛国主義統一戦線(Front for National Integration: FNI)、コンゴ革命運動(Congolese Revolutionary Movement)およびイトゥリ愛国抵抗戦線(Front for Patriotic Resistance in Ituri: FRPI)をはじめとする東部州イトゥリ地方(現在のイトゥリ州)の民兵組織と政府との間で、停戦協定が結ばれたにもかかわらず、FRPI は和平プロセスへの参加を拒否、その後も同年(2009 年)を通じてもお互いの戦闘が繰り返される中、イトゥリ地方の住民に対する暴力行為を働いた。

FRPI から 2008 年 10 月に分派した Popular Front for Justice in the Congo(FPJC)が、(2009 年)3 月 31 日、イトゥリ地方・イルム地区(Irumu area)の村々を襲撃した。その後 FRPI の民兵がこれに応戦したことで同地域の状況が悪化したことから、数多くの住民が退去を余儀なくされた。4 月 12 日から 30 日にかけて、FARDC が、MONUC(国連コンゴ監視団)からの後方的な軍事支援を受けながら、イルム南部(southern Irumu)において Operation Iron Stone と称する軍事作戦を展開、反政府勢力に制圧されていた村落を奪還した。FARDC は 7 月にも FPJC に対する新たな軍事作戦を実施したが、これを受けて、同地域の住民のあいだに新たな退去者が生じ、さらに NGO5 団体が当該地域での活動停止を余儀なくされた。国連職員の話によると、9 月までには反政府勢力による新たな攻撃が発生したことで、人道支援関係者らによる現地での活動が困難となり、国内避難民の数もここ 1 年の間に 75,000 人ほど増加したとした。

イトゥリ(Ituri)の民兵たちによる暴力行為としては、政治的もしくは民族的な動機に基づく暴力行為よりはむしろ、強盗行為が多く見られた。

イトゥリ地方(Ituri District)の在郷民兵組織の指導者たちが、以下の各暴力事件に関与した者に対して、何らかの措置を取ったとする信頼できる報告はなかった：2008 年 1 月、イトゥリ地方 Lalo および Djurukidogo の各地区ならびにその周辺に位置する村々において、FNI の民兵らが複数子どもを焼き殺したうえ、他にも住民複数人を誘拐したという事件、2008 年 7 月および 9 月、東部州の Tchelele をはじめとする各村において、FRPI の民兵らが住民を襲撃した事件。

UNJHRO の報告によると、DRC 当局は 2008 年 2 月、元 FNI 上級司令官 Mathieu Ngudjolo 容疑者を逮捕、その身柄をオランダ・ハーグにある ICC(国際刑事裁判所)に引き渡したとした。同容疑者にかかけられた戦争犯罪および人道に対する罪としては、殺人、性奴隷の使用および戦闘時における子ども兵の使用が含まれる。同年(2009 年)末時点において同容疑者は公判を控えていた。

同年(2009 年)において、イトゥリ地方の在郷民兵組織の元司令官、ボスコ・ヌタガンダ

(Bosco Ntaganda)に対して、何らかの措置が取られることはなかった。当該人物は、2002年から2003年にかけて子どもを兵に取り、戦時にこれを積極的に使用したとして、2008年4月、ICCより逮捕状を発行されている。2009年1月、ヌタガンダ(Ntaganda)はCNDP指導者に就任。その後、DRC政府と協力する旨の合意を交わすことで、FARDCの部隊の一員となった。

マチュウ・ヌグジョロ(Mathieu Ngudjolo)およびジェルマン・カタンガ(Germain Katanga)に対するICCでの審理が11月24日に開始された。両被告人には、2003年にDRC国内のある村が襲撃されて、住民200名が殺害された事件につき、これを指示したとの容疑がかけられていた。法廷の場において、両被告人ともに、この容疑を否認した。同年(2009年)末時点において、両被告人に対する審理は依然として続いていた。DRC政府は2007年、FRPI元指導者 Germain Katanga について、殺害、子ども兵の使用および女性に対して性の相手をするよう強制したこと等、さまざまな戦争犯罪ならびに人道に対する罪に関与したとして、その身柄をICCに引き渡した。

イトゥリ地方の在郷民兵組織の元司令官トマス・ルバンガ(Thomas Lubanga)は、逮捕後の2006年、DRC政府からICCにその身柄を引き渡されたが、1月に開始されたICCでの審理において、子どもを入隊させたとする容疑についてこれを否認した。ICC検察官は当該案件に関する捜査を同年(2009年)中に終えたが、同被告人に対する審理は、同年(2009年)末時点においてもなお続いていた。

同じくイトゥリ地方の在郷民兵組織の元司令官、イブ・カワ・パンガ・マンドロ(Yves Kawa Panga Mandro) — 別名チーフ・カワ(Chief Kawa) — に関する新たな情報は得られなかった。当該人物は、2003年に人道に対する罪を犯したとして、2006年に有罪判決を受けている。2008年2月、キサンガニ控訴裁判所(Kisangani Court of Appeal)は、2005年大赦法を適用して、カワ(Kawa)を無罪とした。UNJHROの話によると、同控訴裁判所の判事は、当該訴訟案件を担当した検察当局が多くの誤りを犯したと判断した。検察当局は同控訴裁判所による判断を不服としてキンシャサにある軍法高等裁判所(High Military Court)に控訴、その間、カワ(Kawa)は、同じくキンシャサにあるCPRK刑務所に拘留されていた。

マイマイ(Mai-Mai)

南キヴ、北キヴおよびカタンガの各州において活動する在郷民兵組織マイマイ(Mai-Mai)が、ひき続き一般市民に対して殺害、拉致および強姦などの暴力行為を働いていた。UNGOEによると、特に北キヴ州においてはPARECOをはじめとするマイマイ(Mai-Mai)の各民兵組織が、子どもを戦闘員として徴集していたとした。

PARECO を含めていくつかのマイマイ(Mai-Mai)の組織が、3 月 23 日に締結された和平協定の当事者となり、同年(2009 年)中に FARDC に合流した。その一方で、同協定に基づく和平プロセスに参加していないマイマイ(Mai-Mai)の組織もあり、その一部は FDLR と同盟を結んでいた。

同年(2009 年)において、実に様々なマイマイ(Mai-Mai)の各在郷民兵組織が、子どもを戦闘員として徴集および使用することを含めて、一般市民に対してひき続き暴力行為を働いていた。たとえば、南北両キヴ州を隔てる州境沿いに位置するワリカレ郡(Walikale Territory)Otobora の町一帯において、Kifuafua として知られるマイマイ(Mai-Mai)の一派が、同地域の住民に対して強姦、恣意的な拘束を含む虐待行為を働いた。Kifuafua によるこうした虐待行為には、往々にして FDLR との連携が疑われた。Kifuafua 側は(この地域一帯で活動が続けている理由について)周囲の森林地帯に潜んでいる FDLR 戦闘員から住民を守るためだとしているのだが、伝えられるところでは、7 月から 8 月にかけて、Kifuafua が 10 人の女性を強姦したとされる。いずれの被害女性もパーム油を採取するために Katatwa、Kiongote、Mifuti および Nianga の各村落およびその周辺に足を運んでいた際に被害に遭ったという。この他にも Kifuafua の民兵たちはひき続き、子どもを戦闘員として徴集および使用したり、違法に道路を封鎖して「税」を徴収したりした。ある時は Luhoho 川近くに架かる橋を破壊する(伝えられるところでは FDLR の侵入を防ぐためとされる)ことで、食料等の物資の供給/運搬に大幅な支障を与えたりした。以上に加えて、Kifuafua の民兵たちが民家を占拠したり、住民の家畜を盗むこともあった。2009 年初頭、Kifuafua は FARDC に合流する旨を合意した。しかしながら、同年 10 月の段階になっても、FARDC への合流はなおも実現されておらず、Kifuafua はこうした合流へのプロセスを阻むものと思われるものに苛立ちを示していた。当該地域における中央政府の影響力は確認できなかった。Kifuafua の指導者たちが、同組織所属の民兵に対して、違法行為を働いたことについての釈明を求めているとする、信頼できる情報は一切得られなかった。

同年(2009 年)において、一部のマイマイ(Mai-Mai)組織と FARDC との間で、散発的な衝突が相次いだことで、治安状況が悪化し、住民が退去を余儀なくされた。

当局は、北キヴ州 Luwuzi において 2008 年 3 月に戦闘が繰り広げられた際、女性 1 名を強姦し、17 歳の少女を刺傷し、さらには住民 6 名を恣意的に処刑したとされる PARECO の民兵らに対して何ら措置を取らなかった。

UNJHRO は、2008 年 11 月に北キヴ州キワンジャ(Kiwanja)において CNDP およびマイマイ(Mai-Mai)の民兵らを含むさまざまな当事者によって繰り広げられた戦闘の間、および戦闘

終了後に発生した暴力行為についてまとめた(2009)年 9 月発表の報告書のなかで、同戦闘中に住民 2 名が死亡、50 名が負傷したことを強調した。同戦闘とは直接関係のないところで、マイマイ(Mai-Mai)の民兵らが、少なくとも住民 1 名を殺害、この他にも数名を拉致したとする証言も同報告書には盛り込まれていた。UNJHRO はさらに、同報告書の結びで、CNDP が住民を標的とした処刑を実施したとした(CNDP による暴力行為に関する上記の小節(subsection)を参照のこと)。

UNJHRO によると、6 月 3 日、キサングニ(Kisangani)の軍法裁判所が、加害行為を働いた当該部隊を率いるトーマス(Thomas)大佐を含め、マイマイ(Mai-Mai)民兵 5 名に対して、2007 年にオパーラ郡(Opala Territory)Lieke Lesole において女性 135 名を一斉に強姦した事件に関連して、強姦罪も含めて人道に対する罪を犯したとして有罪判決を下したうえで、当該被告人らに対して禁固 30 年から終身刑を宣告した。さらに同裁判所は、賠償金として、暴力行為の被害者一人につき 2,500 ドル、強姦被害者一人につき 10,000 ドルを支払うよう命じた。同年(2009 年)末時点において、当該受刑者たちは刑務所に収容されていた。

戦争犯罪および人道に対する罪の容疑をかけられている、カタンガ州のマイマイ(Mai-Mai)民兵組織の指導者 Gideon 被告の公判について、新たな展開は見られなかった。

民主同盟軍(Allied Democratic Forces)/ウガンダ人民解放軍(National Army for the Liberation of Uganda)(ADF/NALU)

MONUC(国連コンゴ監視団)のスタッフの話によると、北キヴ州の北部地域で活動を続けており、ウガンダ人で構成される反政府武装勢力 ADF/NALU が、同年(2009 年)を通じて、比較的軽微とされる窃盗行為(petty theft)や強奪行為を働いたとした。

神の抵抗軍(Lord's Resistance Army: LRA)

2005 年にその活動拠点をウガンダ国内から DRC 国内にあるガランバ国立公園(Garamba National Park)(東部州)へと移した LRA は、ひき続きウガンダ政府の転覆を画策しながらも、DRC、中央アフリカ共和国、およびスーダンの各国民を多数、殺害、強姦および拉致した。LRA は、いったん拉致した子どもについてはこれを解放することなく、自らの利用に供するために、ひき続きこれらの者を所有し続けていた。

UNHCHR が 12 月に発表した報告書によると、LRA は 2008 年 9 月から 2009 年 6 月にかけて、少なくとも 1,200 人を殺害し、子ども 600 人および女性 400 人を含む、推計 1,400 人を誘拐し、さらに、東部州の住民、総勢 23 万人に対して居住地からの退去を余儀なくさ

せたとした。

3月26日、FARDC 主導による対 LRA 軍事作戦 Rudia II が、ウガンダ人民防衛軍(Ugandan People's Defense Forces)による協力、および MONUC からの後方的な軍事支援を受けるかたちで、開始された。LRA に対する攻撃は、同武装勢力が次第に分派を繰り返していくにつれて、規模も程度も縮小されていった。しかしながら、LRA 側による攻撃は、同年(2009 年)中も相次ぎ、処刑、拉致および性的暴行といった事件を生じさせた。

MONUC は、9 月から 12 月の間に、83 名の民間人が LRA によって殺害されたとする報告を受けた。10 月には、MONUC と共同で人道支援活動を行うスタッフらが、東部州オ・ウエレ(Haut Uele)およびバ・ウエレ(Bas Uele)において、LRA が計 21 回の攻撃を行ったと報告している。地元当局の報告によると、Rudia II 軍事作戦において、GR(共和国防衛隊)を主体とした(従来の)FARDC の部隊が、各武装勢力を取り込み新たに編成された FARDC の部隊に取って代わられたことで、FARDC 兵士による「規律の保たれていない不行跡」が増加とした。

UNSRESAE は、国際社会が東部州での治安維持に関してあまり関心を払ってこなかったことに言及した。Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は、重大事件および殺害に関する報告がより時宜を得たかたちでなされることを要請し、さらに、東部州において、MONUC と地元住民との間で情報が十分に共有されていないことや支援活動が行き届いていないことに遺憾の意を示した。Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は「軍事作戦(Rudia II)の計画を策定する際、DRC 政府および MONUC の双方に、住民の保護を優先させるという視点がもっと必要だった」と語った。

LRA の指導者らに、同グループのメンバーによる虐待行為を防ぐもしくは虐待行為に関与したメンバーを処罰するとの確固たる姿勢は一切見られなかった。

LRA がひき続き各地の村落を襲撃したことから、その住民たちは東部州ドゥング郡(Dungu Territory)への避難を余儀なくされた。UNHCR の推計によると、12 月下旬において、同郡内に 296,600 人以上の国内避難民がいたとした。

国連平和維持軍の兵士による虐待行為

MONUC の平和維持部隊の兵士らが関与した数多くの性的搾取および虐待事件が、調査中の段階であった。しかしながら、月ごとの事件の申立ての件数は 2005 年以降、減少している。

2008 年 8 月、国際連合内部監査部(United Nations Office of Internal Oversight Services)は、独自に行った調査結果を公表し、そのなかで、2007 年に DRC に派遣されたインド人の平和維持軍の兵士複数名が、2008 年のはじめに児童虐待を犯し、北キヴ州マシシ(Masisi)近くで児童買春にふけり、さらには売春にかかわる一味に対して支援を行っていたことを明らかにした。これを受けて、インド政府は、事件の真相究明を徹底的に行ったうえで、事件に関与した者についてはこれを裁きにかけることを約束した。

第 2 節 以下の各権利を含む、市民的自由権(Civil Liberties)の尊重

a. 言論および報道の自由

言論および報道の自由が、憲法および法律上規定されているにもかかわらず、実際には政府がこれらの権利を制限した。2008 年以降、ジャーナリストおよび報道機関を対象とした深刻な侵害行為は大幅に減少したものの、報道全体をめぐる自由については、同年中に低下が見られた。政府が、ジャーナリストおよび出版社に対して、業界内部で自主的な検閲を行うよう迫った。

人権擁護者の活動状況についての国連特別報告者(UN special rapporteur on the situation of human rights defenders)、Margaret Sekaggya は、6 月に行った DRC 国内での現地視察の終了後、ジャーナリストおよび人権擁護者らが「彼らにとっては不可欠な権利である言論および表現の自由を不法に侵害されている」と語った。Sekaggya 国連特別報告者はさらに、「同国内で活動を続ける(人権)擁護者、なかでも特に、国家および非国家主体が関与する人権侵害について報じるジャーナリストたちが、殺害、脅迫、拷問、もしくは恣意的に逮捕されるか、あるいは事務所を搜索された」とした。3 月、Sekaggya は、当人のほかにも 6 名の国連特別報告者および国連代表者らと共同で UNHRC に提出した報告書のなかで、DRC 政府に対して、現在審議中となっている、表現の自由の拡大に資する内容を含み、さらに報道に関してはこれを処罰の対象からはずすことを柱にした 2 本の法案を採択するよう要請した。

同国民は、あくまで個人的な意見を述べるのであれば、処罰されることなく政府、政府職員および私人を非難することができた。しかしながら、6 月 3 日、東カサイ州カナンガ(Kananga)にある Radio Television Amazone の制作責任者を務める Patrick Mukengeshay が、ANR の職権濫用に関して言及した人権 NGO による公式声明を報じたとして、ANR によって逮捕された。当該者は 6 時間にわたって尋問、拘留され続けた末、起訴されることなく釈放された。当局は、地元住民たちと政治について議論していたとして、2008 年 2 月、

コンゴ民主社会開発連合ゴマ派(Union for Democracy and Social Progress/Goma)のメンバーを恣意的に逮捕し、数日間にわたって拘留および虐待を行ったとされるゴマ(Goma)に駐在する ANR 職員に対して、何ら措置を取らなかった。

DRC 国内全土にわたって民間の報道機関が活動していた。政府は、数多くの日刊紙各社に対して刊行を認可した。政府は、日刊紙各社に対して、刊行に際して、事業許可料として 250,000 コンゴ・フラン(およそ 280 ドル)を納付したうえで、行政上の手続き等を済ませるように要求した。ジャーナリストの多くが、専門的な職業訓練等を受けておらず、給与についても、たとえ支払われる場合でもその額はわずかであった。こうしたことから、金銭もしくはその他の便宜をちらつかせながら、自らに都合の良い内容の記事を書くよう迫ってくる富裕者、政府職員および政治家によって、操られるジャーナリストが多くいた。政府に批判的な各紙も依然として多く存在していたが、ある特定の政党の主義/主張に傾いたもしくはこれを支持する新聞も数多くあった。政府の報道機関も、ニュース記事、命令および公式声明を盛り込んだ機関紙 *Daily Bulletin* を刊行していた。

同国の識字率が低いこと、さらには新聞やテレビの料金が比較的高いことから、多くの国民にとって、ラジオが依然として最も重要なメディアとなっていた。常設の機関ではないメディア規制庁(transitional state media regulatory body)によると、350 以上を数える民間のラジオおよびテレビ各局が他からの干渉を受けることなく活動していたとした。政府も、3 つのラジオ局に加えて、唯一となる国営のテレビ局 Congolese National Radio-Television(RTNC)を所有していた。この他にも、国連が、同国全域をカバーする唯一のラジオ局、Radio Okapi を運営していた。同国大統領の一族もテレビ局 Digital Congo を所有、運営していた。政権に参加する各政党は概ね RTNC を利用することができた。

一般的に、治安部隊が、海外のジャーナリストに対して逮捕もしくは嫌がらせをすることはなかった。しかしながら、同年(2009 年)において、政府当局が、海外のジャーナリストたちに向けて、軍に適用される刑事司法(禁固刑を含む刑事罰)が、報道についての違法行為を行った海外のいかなるジャーナリストにも適用されることになる」と通知した。これを受けて、国外のジャーナリストたちは、同国東部での衝突や汚職といった微妙な扱いを要する話題を報じる機会が限られるとして懸念を示した。

治安部隊は、国内のジャーナリストに対して、その報道記事を理由に、逮捕、嫌がらせ、脅迫を行い、あるいはこの者たちを殴打した。国内のメディア監視機関 Journalist in Danger(JED: 難局に立たされるジャーナリストたち)は、報道の自由に関する年次報告書のなかで、同年(2009 年)においてジャーナリストに対する襲撃事件が 17 件発生したとした。この件数は前年 2008 年に比べると大幅な減少であった。3 月 3 日には、東カサイ州カナン

ガ(Kananga)にある Radio Okapi の支局の記者、Kathy Katayi が、十数人の警察官によって殴打された、地面にたたきつけられるという事件が発生した。同年(2009 年)末時点において、当局は当該事件に関して何ら措置を取っていなかった。

8 月 7 日、ANR の職員 1 名が、ルブンバシ(Lubumbashi)にある Radio Okapi の支局の記者、Paulin Munanga を襲撃した。同記者は、人権活動家らによるデモ活動取材している最中に ANR 職員から襲撃を受け、さらに所持品を押収されたという。押収された所持品は、後日、現場となった当該州の庁舎において返還された。Munanga もしくは当該 ANR 職員のいずれかの者が逮捕されたとの報告はなく、これ以上の情報は得られなかった。

JED は、ジャーナリストがその活動中に逮捕もしくは拘束されたという事件が 23 件発生したとした。たとえば、3 月 15 日には、ビタル・カメレ(Vital Kamerhe)下院議長の辞任を外部からの圧力によるものだとする者たち(what they perceived as the forced resignation of National Assembly President Vital Kamerhe)が参加するデモ行進および座り込みによる抗議活動を計画したとして、CoCo Tanda および地元 NGO の代表者らが、警察に逮捕された。Tanda は 48 時間拘留された後によりやく釈放された。

同年(2009 年)中、複数人のジャーナリストが、匿名による脅迫を受けた。たとえば、9 月 9 日には、ブカブ(Bukavu)にある Radio Okapi 支局の女性ジャーナリスト 2 名が、SMS を介して、殺害を予告する内容のメッセージを受け取った。この他にもブカブ(Bukavu)のラジオ局 Radio Maendeleo の女性ジャーナリストが標的にされた。キンシャサ市内の週刊誌 *Le Barometre* の編集者 Jeff Saile は、財務省での横領疑惑を伝える記事を同誌に掲載した後、その者の家族全員に宛てた殺害を予告する旨の脅迫を受けた。

当局は、キンシャサに駐在する警察職員数名に対して何らかの措置を取ることはなかった。当該警察職員は、2008 年 1 月、鉱業省内で局長を務める Christophe Kanionio の「名誉を傷つけるような論調(damaging allegations)」の報道をしたとして、*Big Stakes* 誌の記者 Maurice Kayombo を逮捕、この者を 34 日間にわたって拘留した。

当局は、民間テレビ局 Tele Kindu Maniema の敷地内を搜索し、さらには、同放送局のテレビ番組の司会を務める Mila Dipenge とカメラマン 1 名を逮捕した ANR 職員に対して、何らかの措置を取ることはなかった。なお Mila Dipenge とカメラマン 1 名は逮捕翌日に釈放されている。

当局は、北キヴ州キワンジャ(Kiwanja)で 2008 年 11 月、ベルギー人ジャーナリスト Thomas Scheen とその同行通訳者 Charles Ntiricya および運転手 Roger Bangue、以上 3 名を誘拐し、

そのうえこの者たちに対して略奪を働いた Mai-Mai の在郷兵士らに対して、何ら措置を取るようなことはなかった。なお誘拐された上記の 3 名については、最終的に当該民兵らによって解放されている。

首都キンシャサの民間テレビ局 Raga TV に勤務するジャーナリスト 5 名を逮捕、さらには尋問した ANR 職員に対して、何らかの措置が取られることはなかった。

UNJHRO は 11 月、下級審が下した死刑判決を支持する 2008 年 5 月の控訴審判決に関する報告書を公表した。同下級審は、南キヴ州ブカブ(Bukavu)において、ラジオ局 Radio Okapi に勤務するジャーナリスト Serge Maheshe を殺害した疑いのある民間人 3 名を有罪としたうえで、これらの者に対して死刑判決を宣告していた。同報告書には、「公正な審理を行ううえで欠かせない被告人が有する人権への考慮が多くなされていなかった」との記述があった。同報告書は、当該事件の審理を担当した裁判所が、被疑者が殺害を実行するにいたるまでの経緯や動機についての調査、より綿密な調査ならびに検死解剖の実施または銃/薬筒などの射撃特性の検証作業を命じなかった点を特に強調している。当該控訴審は、原審においては有罪判決を受けた Maheshe の友人 2 名について、無罪判決を言い渡した。当該射殺[銃撃]事件の被疑者である民間人 3 名は 2007 年、Maheshe の友人 2 名に対する告訴を撤回している。当該民間人 3 名の証言によると、軍事裁判所がこの者たちを買収して Maheshe の友人 2 名に対する告訴を申立てるように仕向けたとした。

横領の容疑で告訴された *La Cite Africaine* 誌の記者 Popol Ntula Vita が、Bomahe の同社に勤務する従業員たちとの間で和解が成立した後、キンシャサにおいて再び告訴された。

2007 年、ラジオ局 Community Radio Moanda に勤務する報道記者 Nelson Thamba を殴打した地元警察署長に対して、何らかの措置が取られることはなかった。

2007 年、RTNC に勤務する報道ジャーナリスト Anne-Marie Kalanga およびその兄(弟)に向けて発砲した警察官 3 名について、当局は当該警察官らを逮捕、この者たちをひき続き拘留していた。

軍当局は、2007 年に複数のジャーナリストに暴行を働いた治安部隊の隊員らに対して、一切の措置をとらなかった。

(2005 年制定憲法に移行する前の)暫定的な憲法下で、本来ならば一時的な準政府機関として創設された国家メディア規制委員会(National Media Regulatory Commission)が、その後継となる(常設の)機関が新たに創設されないなかで、ひき続きその役割を果たしていた。12

月 31 日、常設の機関を創設する旨の法律がカビラ大統領によって署名された。

JED(Journalist in Danger: 難局に立たされるジャーナリストたち)は、1 年間を総括した年次報告書(end-of-year report)のなかで、メディア通信相(the minister of media and communications)について、同相が発表した声明は、報道機関に対する「ほとんど際限など存在しない脅し(barely veiled threats)」に過ぎないとして、こうした同相の姿勢を非難した。同報告書のなかで、JED はさらに、同相が DRC 全域をカバーしている国際放送サービス、ラジオ・フランス・アンテルナショナル(Radio France International)の発する電波を遮断する旨の決定を発表するという状況に至ったなかで、こうした海外のメディアおよびジャーナリストについても同国刑法の規定を適用することは、報道の自由に資するものではないと強く主張した。JED は、これまでに把握した報道機関に対する襲撃事件 75 件のうち 26 件が、ANR が関与したものであったとしたうえで、同機関を「報道の自由に対して最も抑圧的な姿勢/態度を取る機関」であるとした。

2008 年 9 月、Emile Bongeli メディア通信相(Communications and Media Minister)が、報道法が求める行政上の書類を提出しなかったとして、キンシャサにある 5 つのテレビ局を閉鎖する旨の命令に署名した。同命令により、Africa TV、Couleurs TV、Radio Lisanga TV、Business Radio Television-Africa および Canal 5 の各テレビ局は閉鎖となった。JED は、今回の閉鎖命令は何ら法的な根拠に基づくものではないとし、さらに、同命令には反対勢力の言論を封じ込めるねらいがあったとして非難した。Africa TV、Couleurs TV については、いずれも反体制派に属する人物 Azarias Ruberwa、Zahidi Ngoma によってそれぞれ所有されていた。Radio Lisanga TV については、野党側の上院議員 Roger Lumbala が所有していた。閉鎖命令が発せられた翌月、メディア通信相は、Canal 5 を除く上記の各テレビ局に対して業務再開を認めた。これより他の情報については得られなかった。

2008 年、中央および州政府はひき続き、名誉毀損および侮辱防止法(criminal defamation and insult laws)を抛り所に、政府に批判的な者に対して脅しをかけたり、こうした者たちを罰した。

JED(Journalist in Danger: 難局に立たされるジャーナリストたち)は、同年(2009 年)中に、罰則の適用が 16 件、検閲が 12 件あったことを把握した。たとえば、カメレー(Kamerhe)国民議会議長の辞任に関連して、3 月に討論番組が報道されていた際、複数の放送局で報道が一時的に中断された。時期を同じくして警察が露天で新聞を売る者に対して嫌がらせを行った。

JED(Journalist in Danger: 難局に立たされるジャーナリストたち)は、報道の自由に関して

まとめた年次報告書の中で、同年(2009 年)、ジャーナリスト 1 名が正体不詳の人物複数名によって殺害され、さらに脅迫または嫌がらせ行為も 17 件発生したことを確認したとした。

8 月 22 日、ブカブ(Bukavu)のラジオ局 Radio Star に勤務するジャーナリスト Bruno Koko Chirambiza が、挙式を終えての帰宅途中、強盗に殺害された。事件当時、現場に居合わせていた被害者の友人が、外傷もなく現場から立ち去っていたが、逮捕された。この事件の公判が 12 月 30 日に開始された。

2008 年 11 月、ブカブ(Bukavu)において、ラジオ局 Radio Okapi に勤務するジャーナリスト Didace Namujimbo が、正体不詳の人物複数名によって射殺された。BVES によると、同事件の被疑者 3 名が逮捕され、ブカブ(Bukavu)にある刑務所に拘留されたとしたが、地元当局は依然として同事件の公判開始日を発表していないとした。

JED(Journalist in Danger: 難局に立たされるジャーナリストたち)によると、2008 年 5 月、PARECO 指導者である Ndaliko 司令官が、北キヴ州にある RTNC 支局に勤務するジャーナリストに対して、「国際刑事裁判所が我々を逮捕する前に、お前を殺す」との殺害を予告する脅しをかけたとした。RTNC は、今回の脅迫事件に先立つ 2008 年 4 月に、北キヴ州キルンバ(Kirumba)において活動する PARECO の部隊から逃亡した子ども兵 3 名を対象に行ったインタビューの模様を報じていた。

2007 年、北キヴ州ゴマ(Goma)において、フリーの報道記者兼カメラマンが正体不詳の男らによって殺害された事件で、その後、同事件に関して進展はなかった。

JED(Journalist in Danger: 難局に立たされるジャーナリストたち)が作成した報道の自由に関する年次報告書によると、2009 年において、殺人、襲撃、恣意的な逮捕および拘留、脅迫、ならびに違法な制裁もしくは検閲といった報道の自由に対する侵害行為は、前年の 2008 年に比べると 31.8%減少したとした。こうした侵害行為の発生件数に減少が見られた一方で、JED はこれを国内全体で報道の自由もしくは報道内容の自由度が改善した表れだとは考えていなかった。同グループは、報道の自由に制約をかけようとする当局からの圧力は確かにわずかなもの(subtle)となっていき、「抑圧の方法自体も以前のものに比べるとより穏やかなものになった」一方で、より効果的になっていった。ジャーナリストたちが次第に自己検閲を行うようになったことがうかがえるとした。2005 年以降、同業者たちが殺害されるという事件が相次いで発生したことを受けて、ジャーナリストたちが専門職業人として公平な立場から(in a professional manner)、同国東部での戦闘行為あるいは汚職といった、困難であるかもしくは微妙な扱いを要する特定の話題を取り挙げることを恐れるようになった。JED はさらに経済的および政治的な圧力が自由な報道を妨げる要因となったとし、

政治家および政府職員がジャーナリストたちを広報官(advisor)として登用する傾向が依然として見られることに懸念を示した。

同年(2009 年)において、ラジオ局に勤務するジャーナリスト、とりわけ南キヴ州ブカブ(Bukavu)において勤務するジャーナリストが、ひき続き自らに危害が加えられるおそれを抱いていた。ジャーナリストは名を伏せた相手から殺害を予告する旨の脅迫電話を度々受けた。多くのジャーナリストが、2005 年以降発生したジャーナリストが殺害されるという複数の事件につき、それに関与した者たちに対する当局による本格的な捜査および司法上の手続きが取られていないことに、ひき続き憂慮の念を抱いている。多くのジャーナリストたちが口を揃えるのは、彼らに対する嫌がらせは今後も続き、2011 年実施予定の総選挙が近づくにつれておそらくその状況は悪化することが予想されるということであった。コンゴ記者組合(Congolese Union of Press Journalists)は各ジャーナリストに対して、夜間での勤務の際には、安全面での事前の対応策をとっておくよう促した。同組合はさらに、やむを得ず夜間に勤務しなければならないジャーナリスト向けの安全上の予防措置を整えた事業所(safe house)を設置していた。

インターネットをめぐる自由

インターネットの利用に際して、政府が何らかの制限を加えたこと、または E メールもしくはチャットについて政府が監視を行なったとする報告はなかった。個人および各団体は、E メールをはじめとしたインターネットの利用を通じて、暴力的ではない穏やかな内容の意見を自由に表明することができた。個人起業家は、大都市にあるネットカフェを通じて、手頃な料金で、インターネットを利用することも可能であった。

学問の自由および文化的な活動/行事(cultural events)

学問の自由または文化的な活動/行事について、政府による制限はなかった。

b. 暴力的ではない穏やかな性格の集会(peaceful assembly)および結社の自由

集会の自由

憲法上、暴力的ではない穏やかな性格の集会を開く自由が規定されているが、政府がこうした権利を妨害する事例も時折見られた。

政府は、公の場で行事を行う際には、当該行事を予定している日を遡ること 5 日前までに、

その旨を書面により地元当局に届け出ておくよう主催者側に求めた。治安部隊が度々、無許可の抗議行動、デモ行進もしくは集会を弾圧した。たとえば、警察は Union for Democracy and Social Progress(民主主義社会進歩同盟)のメンバーおよび支持者らが集会を開くことを禁止した。

2008 年において、治安部隊が時折、デモ参加者を逮捕した。たとえば、UNJHRO の報告によると、2008 年 2 月、東部州キサンガニ(Kisangani)の中央市場において、デモ活動が行われたことを受けて、ANR が参加者 30 名を逮捕し、一時的に拘留したとした。

2007 年にバ・コンゴ州(Bas-Congo)においてデモ参加者たちの殺害に関与したか、あるいは反体制派のデモ隊に同行したジャーナリスト 11 名に対する殴打に関与した治安部隊に対して、何らかの措置が下されることはなかった。

結社の自由

憲法上、結社の自由が規定されているものの、実際のところ、政府が当該権利を制限することが時折あった。同年(2009 年)において、国内 NGO 数団体が活動の認可を与えられなかった(第 5 節を参照)。

c. 信教の自由

憲法上、信教の自由が規定されており、政府も実際にところ、信奉者が公序を乱さないか、あるいは当該宗教が良俗に反しないものであるかぎり、当該権利を概ね尊重していた。

法律上、宗教的な施設の設立および運営に関する規定があり、信仰を実践する各団体には政府への届出が求められている。しかしながらその一方で、無許可の宗教団体についても妨害を受けることなく活動を行っていた。認可申請には複雑な手続きを要するわけでもなく、差別性が感じられるものでもなかった。

(2009 年)12 月 5 日から翌 6 日の夜間、南キヴ州 Kabare において、武装強盗がカトリック教会の司祭 1 名を殺害した。その 2 日後には、修道女 2 名が狙撃され、うち 1 名が致命傷を負った。同年(2009 年)末において、これらの事件はいずれも捜査中の段階であった。実行犯に物を奪ったような形跡が見られないことから、これらの事件は政治的な動機に基づいたものである可能性も考えられるとした。

コンゴ国民が、信教を理由として、拘留または収監されたとする報告はなかった。一方、

政府は、カトリック司祭 Father Masirika について、暴動に加わったとして当該者を同容疑で裁判にかけることもなく刑務所に拘留し続けた。

2008 年初めにバ・コンゴ州(Bas-Congo Province)において、治安組織が宗教政治団体 BDK(Bundu Dia Kongo)に対して過剰な公権力を行使したとされる事件で、何らかの調査が行われることはなかった。伝えられるところによると、警察が、少なくとも BDK の支持者 100 名を殺害し、BDK の活動拠点や寺院を破壊して回ったという(第 1.a.節を参照のこと)。

社会的な虐待および差別

コンゴ国内に居住するユダヤ人は、非常に少ない。同国において、反ユダヤ的な行為が行われたとする報告はなかった。

本節に関連する考察について、そのさらなる詳細については、*世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009* を参照のこと。

d. 国内での移動の自由、国内避難民、難民の保護および無国籍者

法律上、国内での移動、国外への渡航および移住、ならびに本国への帰国の自由が規定されているが、政府が時折これらの権利を制限することがあった。

治安部隊は、表向きは治安上の理由により、港湾、空港および市場の各所に検問所を設けて、一般市民に違反行為を働いたとの疑いをかけたうえで、これらの者に対して嫌がらせをしたり、金銭を強要した。なかには、これらの者たちもしくはその親族が、金銭を納付するまでの間、拘留を解かないという事例も時折見られた。政府は、国内旅行者に対して、国内各所の空港、港湾および町を通過する際に、国内移動に伴う手続きを済ませるように強制した。

地元当局がひき続き、コンゴ川の各港湾において、船舶での移動を行う者に対して、税を徴収したり、金銭の支払いを強要した。FARDC の兵士が、商品を市場へと運ぶ者または各地の町々を行き交う者に対して金銭の支払いを強要したとする報告も同国の広い範囲から寄せられた。

DGM(出入国管理局)職員が同年(2009 年)において、旅券を所持していない外国人に対して、法律上の根拠規定がないにもかかわらず、料金を支払うように要求したとの報告があった。

治安職員が時として、国内を移動する者に対して、その者の雇用主もしくは政府職員が作成した、公式の出向命令書(travel order)の提示を求めた。

政府軍の兵士および武装グループの戦闘員らによる強姦の被害に遭う危険がきわめて高いこと、さらには同国政府が東部地域を掌握できていないことから、特に同国の東部地域において、女性が都市部を離れて農村部を移動することは、かなりの困難を伴った。

旅券の発給は規則に則ったものではなく不規律で、発給に際してかなりの額の賄賂が要求されることも度々あった。法律の規定により、既婚女性が DRC 本国を出国する際には夫の同意を得る必要がある。

法律上、国外への強制退去処分の禁止が明記されている。全般的に見て、コンゴ政府がこうした処分を下すことはなかった。

国内避難民(IDPs)

北キヴ州(North Kivu)、南キヴ州(South Kivu)、東部州(Orientale)に、それぞれ 881,000 名、700,000 名、444,000 名の国内避難民(IDPs)が存在するなど、同国全体で 200 万人以上の IDP がいた(第 1. g 節を参照)。

DRC 政府は、IDP に対して十分な保護または支援を与えなかった。そのため IDP は人道支援団体に多くを頼らざるを得なかった。政府は概ね、国内外の各人道支援団体に対して、IDP への支援活動を認めた。しかしながら、国内で治安が悪化していること、国内の各道路が寸断されていることから、こうした支援活動は大幅な制約を受けることになった。北キヴ州にいる IDP の多くが、親族や友人のもとに身を寄せていた一方で、何千人もの IDP が、UNHCR による調整の下で海外の各 NGO が運営する、DRC 国内に 70 存在する「任意の(spontaneous)」IDP 居住区、あるいは 16 を数える IDP 収容所で暮らしていた。他にも推計で 120,000 万人の IDP が教会および学校で生活していた。国内避難民(IDPs)になかでも、とりわけ女性や子どもが、強姦されたりあるいは強制的に隊に徴集されるなど、武装グループによる暴力行為の標的とされていた。

9 月中頃、北キヴ州ゴマ(Goma)とその周辺にある 6 つの IDP 収容所から、58,000 人から 65,000 人ほどの国内避難民が突然、北キヴ州マシシ郡(Masisi Territory)に移住した。海外の援助機関が今回の国内避難民による大規模な移住について調査を行い、こうした背景に様々な要因があったことをつきとめた。(国内避難民の大規模な移住を受けて)こうした IDP 収容所が閉鎖されるに至るまでの間、各収容所において過剰な暴力行為、さらには人道上

の原則から外れるような行為があったとする報告があった。一部の国内避難民は政府職員が彼らに対して IDP 収容所から退去するよう圧力をかけたり、彼らに対して糧食の配給中止を申し渡したと証言した。DRC 政府および UNHCR に限らず、国内避難民本人たちのなかにも、新学年の開始、雨季の到来、および故郷における治安の回復を理由に IDP 収容所を後にしたと語る者もいたが、故郷を離れて他の地に移り住んだことを理由に所有地を没収されるのを恐れて収容所を退去した者と語る者もいた。こうした収容所の突然の閉鎖を受けて、北キヴ州政府、人道支援機関、さらには国内避難民、それぞれの連携やつながりは希薄なものとなっていった。国内避難民のなかには、治安も保たれており、必要な支援も受けられる土地に戻る者もいたが、その一方で、故郷へと向かう途上の土地や受け入れ家族の元に身を寄せる者もいた。

北キヴ州に居住する国内避難民は、政府軍である FARDC の隊員らを含めて、同州での戦闘に参加するあらゆる当事者たちによって、あるいは同州に暮らす一般市民によって、暴力行為を受けた。ゴマ(Goma)周辺の各 IDP 収容所で見られた暴力行為には、誘拐や強姦に限らず、特に除隊された兵士らが関与する殺害行為あるいは殺害を予告する内容の脅しも含まれていた。UNICEF によると、同国東部において、ひと月あたり 1,100 名以上の女性および少女が強姦されたとしたが、こうした者の 3 分の 1 が北キヴ州において被害に遭い、さらにその大半が国内避難民であったとした。伝えられるところによると、国内避難民のなかには強制労働に従事させられる者もいたという(第 1.g.節を参照)。

難民の保護

同国は、1951 年の「難民の地位に関する条約」および 1967 年の「難民の地位に関する議定書」に準拠するかたちで、庇護または難民の地位を与える旨を規定した国内法を用意している。同国政府はこれまでに難民に対して保護を与えるべく基本的な体制を整えてきた。実際のところ、コンゴ政府は、必要とあらば、庇護および難民としての地位を付与し、さらに、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に、生命もしくは自由が脅威にさらされるおそれのある本国へ、ある者を追放もしくは送還する事態となると考えられる場合には、この者に対して何らかの保護を与えてきた。

政府は、その人数については増減があるものの、1951 年難民条約および 1967 年議定書に則った場合、難民としての地位を認定することができない者たちを対象にして、一時的な保護を与えた。

政府は、UNHCR をはじめとして、その他の人道活動団体と協力して、難民および庇護希望者の生活支援や警護にあたった。政府は、各人の本国(the country)への帰国を(渡航費用等の

金銭面から)後押しし、さらには出入国管理上の通過の手続きを簡略化するなどして、難民による安全で勝つ自発的な帰郷を可能にする支援を行った。

(2009 年)1 月から 11 月にかけて、アンゴラは、同国に不法に移り住んできたコンゴ移民 85,000 人を、バス＝コンゴ(Bas-Congo)へ追放した。バス＝コンゴに追放される移民の数は 6 月ごろから次第に増えていき、9 月末から 10 月初めにかけては 1 日あたり最大で 3,000 人に達した。DRC 政府はその報復として、アンゴラ人 30,000 人を国外追放としたが、こうした者の多くが、すでに難民としての地位を認定されている者たちであった。MONUC(国連コンゴ監視団)が確認したところでは、DRC 当局については、平和裏のうちに、追放処分を行ったとした。一方で、アンゴラを追放されて DRC 本国へ帰国した者たちの話によると、アンゴラ治安部隊が彼らに対して虐待を行ったとした。

政府当局は難民に対して十分な保護を与えることはできなかった。

MONUC(国連コンゴ監視団)、UNHCR および国内外の NGO の各代表らの話によると、前年(2008 年)とは異なり、コンゴ東部において、CNDP(人民防衛国民会議)の各派が、ルワンダ国内の難民キャンプで暮らす子どもたちを戦闘員として部隊に入隊させたり、あるいは強制労働に従事させたりしたとする報告はなかったとした。

第 3 節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

憲法の規定により、コンゴ国民には自らの政府を平和裏に交代させる権利が与えられており、実際のところコンゴ国民は普通選挙制に基づいて実施される公正な大統領選挙、国民議会選挙および各州選挙を通じて上記の権利を行使した。2006 年 6 月に実施された大統領選挙および国民議会選挙、ならびに 2006 年 10 月に実施された大統領選挙の決戦投票は、Carter Center(カーター・センター)および EU 監視団によって、その投票結果につき信頼できると判断された。

選挙および政治的な参加

11 月、赤道州(Equateur)において、州知事選挙が、同州議会議員による間接投票によって実施された。赤道州(Equateur)においては DRC 国内で唯一、野党連合を出身母体とする州知事とその職を務めていたが、今回の選挙において当該現職候補は敗れた。同州議会の議員は、中央の連立与党と緊密な連携をとる候補を州知事に選出したのだが、その一方で、野党側は与党側による買収工作が行われたと主張した。

DRC 国内に 11 存在する新たな州議会は 2007 年、上院で今後 5 年の任期を務めることになる候補者 108 名を選出した。選挙は衝突等の混乱もなく平和裡に行われたが、投票をめぐる不正が行われたとの確かな情報もあり、投票結果の信用性が損なわれることとなった。

国連事務総長は、12 月に国連安全保障理事会に提出した報告書のなかで、同年(2009 年)に DRC(コンゴ民主共和国)の上院が、憲法修正案を策定する目的で設置された特別委員会に加わる委員 2 名を選任したとした。伝えられるところによると、同委員会は、地方分権や司法制度に関連する規定に限らず、大統領職の任期や当選回数に関する規定の見直しについても取り扱うとした。一部の NGO および各国の外交官は、同委員会が、行政府による圧力や指導を受けるかたちで、行政府の権限拡大につながる憲法修正案を承認するおそれがあるとして懸念を示した。一方、同国の議会および政府側は、同委員会は(あくまで)地方分権にかかわる技術的な問題点を検討することをその主な責務としているとして、上記のような報告は単なる流言に過ぎないとしてこれを退けた。同年(2009 年)末時点において、この件に関して新たな動きはなく、追加的な情報も得られなかった。

今後実施が予定されている地方選挙に備えて、独立選挙管理委員会(Independent Electoral Commission: CEI)が 9 月、キンシャサ在住の有権者の登録更新作業を終え、およそ 140 万人を対象に新たな有権者登録証を発行した。しかしながら、首都キンシャサを除く 10 の州については、中央政府が CEI に対して(政府が保持する更新前の)選挙区ごとの有権者名簿を開示していなかったり、登録作業に必要な予算を拠出していなかったことから、こうした作業はひき続き遅れていた。国連事務総長が 11 月、国連安全保障理事会に報告したところによると、こうした遅れを目の当たりにすると、2011 年に予定されている国政選挙がはたして計画通りに実施されるのかどうか、疑念を抱くことを禁じえないとした。これに加えて、他の情報筋によると、有権者登録の方法に変更が加えられたため、すでに作業を終えていた首都キンシャサにおいても、CEI が再度登録作業を行わなければならなくなった。12 月、CEI が変更済みの新たな登録方法を採用したことで、2006 年実施の選挙の際に発行された有権者登録証は無効となり、更新が必要となった。

カビラ大統領は 12 月、当初 2008 年に実施が予定されていた地方選挙について、技術的な問題が発生したことを理由に 2011 年まで延期するとし、同じく 2011 年の終わりに実施される大統領選挙および国民議会選挙を目前に控えた時期に行うと発表した。一部の選挙監視団員は、たとえ各国の支援団体による協力が得られるにしても、はたして DRC 政府に、規則に則ったうえで信頼性のある公正な選挙を、同一年内に複数回実施するだけの能力が備わっているのかどうかにつき懸念を示していた。選挙に関する事項に加えて、同国内の地方分権に向けた取り組みについてもひき続き不透明な部分があった。国民議会は地方分権法案を可決/成立させたものの、分権を推し進めるうえで不可欠となるその他の関連法案

については、なおも審議中となっていた。分権化の取り組みが遅々として進まないことが CEI が有権者登録作業を実施するうえでの阻害要因となっていた。

各報道機関の発表によると、同年(2009 年)中、DRC 政府が、MONUC(国連コンゴ監視団) および国連安全保障理事会に対して、2011 年に実施される同国の総選挙に先立ち MONUC の平和維持部隊を同国内から撤退させるよう圧力を行使し始めたとした。国連事務総長が 12 月、国連安全保障理事会に提出した報告書によると、カビラ大統領が、国連に対して、同国内の治安状況に進展が見られるようになったことを機に、同国に駐留する MONUC の部隊を段階的に縮小させていく計画案を、具体的な日程や期日についても触れたうえで、提出するように要請したとした。同大統領は、MONUC 部隊の段階的な縮小について、なるべく 2010 年 6 月 30 日までには着手するよう求めているとした。MONUC の平和維持部隊の縮小にかかわる日程とその進め方については、DRC 政府と国連の双方で合意が交わされるものと思われる。国連職員、各国外交官および NGO は、時期尚早と思われるこうした MONUC の撤退の先行きについて、並々ならぬ憂慮を示していた。DRC 国内において、今後もさまざまな曲折が予想されながらも和平に向けたプロセスが進行している最中、同国においては 40 年振りとなる民主的な選挙を、はたして 2006 年実施の国政選挙の際に MONUC が供与したような技術面および警備面での支援を受けることもなく、独力で信頼性のある国政選挙を平和裡に実施することができるのかどうかを懸念する声もあった。

反体制派の地位および権利について規定した 2007 年制定法により、野党は国民議会を含むあらゆる意思決定の場に代表者を送ることが認められており、さらに制裁を受けることなく政治的な活動に参加する権利についても認められている。同年(2009 年)中、各政党は概ね、制約もしくは外部からの干渉を受けることなく自由に活動することができたが、一方で、看過できないいくつかの例外もあった。野党の党員が、時として嫌がらせを受けることがあった(第 2.a.節を参照)。警察が、民主社会進歩連合(Union for Democracy and Social Progress)の党員や支持者が政治的な集会を開くことを阻止する例もあった。

カビラ大統領のかつての盟友だった Vital Kamerhe 国民議会(下院)議長が 3 月、FDLR 掃討を掲げた共同軍事作戦を行うとして 1 月に議会での審議を経ることなく独断でルワンダ国軍を DRC 国内に招請する決定を下した同大統領を公然と批判した後に辞任した。一部の国連職員、各国の外交官および NGO は、今回の議長の辞任が、議会の行政府に対する牽制力が後退していることの表れではないかとの懸念を示したが、一方、今回の辞任があくまで憲法の枠内で法に則ったうえで為されたものであったと主張する者も一部いた。

2008 年、バ・コンゴ州(Bas-Congo)において激しい衝突が発生した際、警察が BDK の支持者たちを多数殺害し、さらに BDK の会合場所を一斉に破壊して回った(第 1.a.節を参照)。

これに加えて、HRW が 2008 年 11 月に公表した「*We Will Crush You: The Restriction of Political Space in the Democratic Republic of the Congo*」と題する報告書によると、2006 年から 2008 年にかけて、政府職員、各国外交官、政治囚および市民団体のメンバーらを対象に実施したインタビューの回答を引用しながら、2006 年に行われた国政選挙以降、DRC 政府が暴力行為や脅しに訴えて反体制派を排除したりあるいは民主主義が機能する場 (democratic space) を制約したりする不穏な兆候が表れるようになってきたと結論付けている。

前年(2008 年)とは異なり、治安部隊が反体制派のメンバーを殺害したとの報告は一切なかった。

総勢 7 名から成る国連特別報告者および代表者は、3 月に UNHRC に提出した報告書の中で、同国の家族法が、夫婦間の平等を謳っているのと同時に、妻はその夫に従わなければならないと明記されている条文が盛り込まれているなど、既婚女性を夫による後見を必要とする従属した存在と位置づけていることに懸念を示している。DRC 国内の各機関および団体等に占める女性の割合も依然として低い水準であった。2005 年から 2008 年にかけて、議会に占める女性議員の割合は 12% から 8% へと低下した。国民議会(National Assembly)500 議席のうち女性議員は 42 議席を占めていた。国内の各州議会の全議席 690 議席のうち女性議員は 47 議席を占めていた。上院 108 議席のうち女性議員は 5 議席を占めるにとどまっていた。同国の全閣僚および副大臣総勢 45 名のうち女性は 5 名であった。

ピグミーなどの数多くの少数民族が、上院、国民議会または州議会に代表者を選出していなかった。一部の少数民族に対して政治への参加の機会が与えられていないのは、今なお社会的な差別が根強く残っていることに起因していることが考えられる。たとえばピグミーを隷属状態におく慣習は国内の一部地域でなおも存在していた(第 5 節を参照)。

総勢 7 名から成る国連特別報告者および代表者は、3 月に UNHRC に提出した報告書の中で、同国東部に居住する kinyarwanda 話者のコンゴ人または周辺諸国にいるコンゴ難民は、2004 年制定の国籍法上は国籍が付与される旨が規定されているにもかかわらず、ひき続きコンゴ国籍を入手する際にさまざまな困難に直面したと述べた。こうした事情から、上記に属する者たちは有権者登録証を取得することも難しく、これに加えて多数決制を採用する投票のあり方や選挙区割りのあり方が相まって、こうした国内の少数派グループが推す候補者が選出されて公職に就く事例が過度に少ないという状況をひき続き生み出していた。国連特別報告者および代表者らは、3 月に UNHRC に提出した報告書の中で、DRC 政府に対して、2004 年制定の国籍法上の国籍取得要件に該当するいずれの者にも国籍および有権者登録証を付与する旨の取り組みに着手し、さらに「現在(DRC)国内に居住している者、も

しくは武力紛争開始以前から DRC 国内に居住している者については、DRC 国民であると見做す」とする推論を根拠に、同様に国籍および有権者登録証を付与するべく行動に着手するよう勧告した。

第 4 節 公務員による汚職および政府内での透明性の確保

法律の規定により、公務員の汚職については刑事上の罰則が適用されるが、実際のところ、当局がこうした法律上の規定を実施することはなく、政府および各治安部隊において汚職がひき続き蔓延していた。コンゴ市民は、政府内では部署の違いを問わず汚職が蔓延していると考えていた。世界銀行の Worldwide Governance Indicators(世界ガバナンス指標)によると、同国において公務員による汚職が深刻な問題となっていたことがうかがえた。

収支に関する監視機能が脆弱であること、司法制度が十分に機能していないことから、職員が罰則を受けることもなく不正な慣行に関与するという事例が後を絶たなかった。公務員、警察官および兵士が数年にもわたって給与を支払われないことも多々あった。給与が不定期ながら支払われる場合もあったが、家族を養えるだけの十分な額とはいえなかった。こうした事情が職員を汚職へ駆り立てる要因となっていた。FARDC の司令官が、本来ならば兵士たちに支払われるはずの給与を着服することも一般的となっていた。こうした事情に起因して、兵士たちが一般市民に対してゆすり、略奪、その他暴力行為を働く結果を生むことにつながっていたように思われた(第 1.d.節を参照)。

各種報告書によると、同国の鉱業部門は、同国東部での FARDC および武装グループによる鉱物資源の違法な開発利用に限らず、当局のあらゆる部署での汚職が原因で、ひき続き何百万ドルもの金額におよぶ機会損失を抱えることになったとした(第 1.g.節を参照)。

9 月に上院議会が行った概算によると、毎年、価格にして 12 億ドルを超える金 — およそ 40 トンに相当 — が同国から不正に輸出されたとし、同国東部においては、採掘された鉱物資源の 8 割が違法に取引されたとした。UNGOE は「DRC による近隣諸国への鉱物資源の違法な輸出は 2008 年以降に急増し、とりわけ DRC およびルワンダの両国政府間で和解が成立した 2009 年 1 月以降からこうした違法な輸出にいつそう拍車がかかった」ことを明らかにした。

UNGOE は 11 月に国連安全保障理事会に提出した報告書の中で、DRC、ウガンダ、ブルンジおよびアラブ首長国連邦の国際間での金取引に「重大な不正」が確認されたとしたうえで、税関吏および鉱業部門を管轄する関係当局による監督体制が十分に整っていないことに加えて、税関での届出および手続きに一貫性がなく不備な点があることを示す証拠を列

記している。UNGOE は、違法な金取引の裏に政府職員による強い働きかけや便宜供与があることを示唆する情報や場合によっては政府職員自身がこうした取引に直接関与することを示唆する情報を入手した。こうしたことをふまえたうえで、UNGOE は、DRC 政府、海外の企業および国連安全保障理事会について、いくつかの提案をした(第 1.g.節を参照のこと)。

同年(2009 年)、DRC 政府が、1997 年から 2002 年にかけて締結された計 61 本の採鉱に関する契約を対象に、それらの検証作業に着手したが、検証作業の度重なる遅れや検証のあり方に透明性が確保されていないことから、依然としてその成果を挙げていたとは言えなかった。2008 年 12 月、政府は、同検証作業を終えて、6 社を除くすべての(採鉱)会社と改めて協定を取り交わした。先月 11 月には、政府が、同検証作業の完了を正式に発表していた。(しかしながら)1 社については、協定の締結に向けて、引き続き政府と交渉中であった。

法律の規定により、大統領および各閣僚は、政府組織内部の委員会(a government committee)に資産を公開することを義務付けられている。同年(2009 年)、カビラ大統領以下、全閣僚および副大臣が資産の公開を行った。

司法当局および各刑務所施設での汚職がひき続き深刻となっていた(第 1.c.節および第 1.e.節を参照のこと)。

倫理腐敗防止委員会(Ethics and Anticorruption Commission)がひき続き活動していたが、同年(2009 年)中においてほとんど成果を挙げることはできず、活動に必要な予算、独立性、および信用性も備わっていなかった。同委員会は直近では 2007 年に召集されたが、目立った成果を挙げるかもしくは調査結果を公表するまでにはいたっていなかった(It last convened in 2007 without any significant result or findings.)。

政府職員や富裕層が時折、罰則規定を盛り込んだ名誉毀損防止法(antidefamation laws)を持ち出すことによって、政府の汚職を巡るメディア関係者による取材を牽制することもあった(第 2.a.節を参照のこと)。

2008年2月、DRC(コンゴ民主共和国)は、Extractive Transparency Initiative(採掘産業透明性イニシアティブ: EITE)に参加する候補国として迎え入れられた。同イニシアティブは、資源開発事業に伴う資金の流れの透明性を確保することを通じて、ガバナンス機能を向上させることを目的として提唱された。DRCは、EITE加盟国としての承認手続きの段階に入るべく、2010年までには、加盟に際して求められている透明性の諸原則の採択および実施の工程に入った。

同国では、政府が保持する情報を一般に公開する旨の法律上の規定は存在しない。実際に政府は、海外のメディアも含めて、内国人および外国人の別を問わず、政府が保持する情報の閲覧を認めなかった。

Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は 10 月に発表した公式声明のなかで、これまで確認されてきた要因に限らず、同国連特別報告者自らが把握した要因も、同国内での汚職の蔓延や収支を巡っての説明責任の欠如、あるいはより一般的には人権上の諸問題を生じさせることとなっているとした。Alston 国連特別報告者によると、「RDC 国内において見られるあらゆる事柄のなかで、最もその先行きが懸念されるものは、同国全体が急激な民営化へとひた走っていることである。たとえば軍の兵士には給与の支払いが十分ではないか、あるいは全く支払われないことも度々あったが、(こうした民営化路線あるいは不干涉とも思われる姿勢をとる政府内には)兵士たちは自らの生活の糧(rewards)をゆすりや窃盗を通じて得ることができると考える向きがあった ... 同国の医療および教育については海外の各(支援)機関に外部委託している ... 民営化を推し進めることで、(DRC 政府は)財政改革に着手することに伴う重荷や説明責任の負担から解放されることになる。民営化を可能な限り推し進めていくことで、政府はその機構自体の機能を維持するに足る財源さえ確保すれば良いことになる。(政府がこうした消極的な姿勢を続けていくのであれば)さまざまな問題が顕在化する頃には、治安の確保、正義の実現および人権の擁護に向けて DRC 政府が有する能力は大幅に失われているものと思われる。その結果、今後国際社会が供与する莫大な支援金も(同国に受け皿がないために)持続的な効果を生むことなく浪費されるものと思われる。

第 5 節 DRC(コンゴ民主共和国)国内における人権侵害の有無に関して国際組織および非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

DRC 国内外の様々な人権団体が概ね、同国内において人権に関する事案の調査およびその調査結果の公表といった活動を行っていた。しかしながら、各治安部隊がひき続き国内の人権擁護者や NGO に対して、嫌がらせ、殴打、脅迫ならびに恣意的な逮捕および拘留を行った。国内の人権擁護者らに対する政府の脅迫行為は悪化の一途をたどった。さらに加えて、刑務所の職員は一貫して、ある特定の収容施設に収容されている囚人については、NGO や国連職員による面会を認めなかった。政府はひき続き国外の各人道支援機関が紛争地区に立ち入ることを認め、数多くの国連人権担当職員に対して同国内での人権侵害の実態調査を実施することを許可し、さらには、同国内における人権の状況について評価を行い、さらには技術的な支援も行う目的で、同年(2009 年)中の同国訪問を要望していた国連特別報告者および代表者を招請した。その一方で、政府は、受け取った勧告案についてはこれ

を実行すべく然したる行動を取らなかった。こうしたことに加えて、同国当局、とりわけ治安部隊が、国連の人権監視団員や特別報告者が行う任務を妨害する事例が増えてきた。なかには、北キヴ州に駐留する FARDC の隊が、国連職員に対して殺害を予告する旨の脅迫を行う事例もあった。

キンシャサを拠点に独立して活動を行っている国内の人権組織としては、その主なものに ASADHO、Voice of the Voiceless(声なき者のための声)、Committee of Human Rights Observers(人権監視委員会)、JED(Journalist in Danger：難局に立たされるジャーナリストたち)および Christian Network of Human Rights and Civic Education Organization(人権および市民教育のためのキリスト教徒のネットワーク)があった。キンシャサを除く DRC の国内各地で活動している人権組織としては、世間によく知られているものとして、ブカブ(Bukavu)で活動している Heirs of Justice、キサンガニの Lotus Group(ロータスグループ)およびイトゥリ地区(Ituri District)ブニア(Bunia)の Justice Plus があった。

司法および人権を管轄する省庁の職員が、国内にある各 NGO と協議の機会を持ち、さらには、こうした NGO からの照会に対して回答を寄せることも時にはあったが、これらを除いては、関係当局が何らかの対応や措置を取ったことは知られていなかった。

登録を申請している NGO が地方公務員に賄賂を納めるよう求められたとする報告があった。同年(2009 年)において、国内の NGO 数団体が活動を禁じられた。憲法の規定により暴力的ではない穏やかな集会を開催する自由が認められているにもかかわらず、各 NGO はデモ活動を行うにあたり事前に許可を得る必要があった。

国内の人権 NGO は特に、FARDC が関与した暴力行為を報じたりもしくはその被害者を支持する姿勢をとった場合、あるいは同国東部における鉱物資源の違法な開発利用を大々的に取り上げた場合、治安部隊による嫌がらせ、恣意的な逮捕および拘留、ならびに他の暴力行為を受けた。たとえば、7 月 24 日、カタンガ州(Katanga)に駐在する ANR 職員が、ASADHO・カタンガ州支部の長 Golden Misabiko を恣意的に逮捕、拘留した。当該逮捕および拘留に先立ち、ASADHO は、カタンガ州にある Shinkolobwe 鉱床から採掘したウランの違法取引に、同州政府が関与していたことを示唆する報告書を公表していた。州当局は、Misabiko が名誉毀損や国家の平穩を害する行為など、重大な犯罪を働いたとしてこの者を非難した。当局は、Misabiko について、当人が心臓に持病を抱えていることから釈放の請求を行ったにもかかわらず、この者を劣悪な環境の収容施設に拘留した。9 月 21 日、カタンガ州の州都ルブンバシ(Lubumbashi)にある刑事法廷は、被告人 Misabiko に対して、証拠が十分に揃わないなか、故意に虚偽の情報を広めたとして有罪判決を下した。そのうえで、当該被告人に対して、Kasapa 中央刑務所での 4 か月間に及ぶ公判前の拘留に続き、8 か月

間の執行猶予付きの禁固刑を言い渡した。人権監視員のなかには、当該審理の公正さについて疑念を抱く者もいた。判決が言い渡される頃、Misabiko はその場から逃走した。同年(2009 年)末時点において、当該者は依然として国外に逃亡している。その後 Misabiko が不在の中、当人に代わり控訴請求が行われた。

8 月 31 日、ANR 職員は、国内 NGO の Friends of Nelson Mandela for the Defense of Human Rights(人権擁護を掲げるネルソン・マンデラとその有志の会: ANMDH)の代表 Robert Ilunga Numbi を含めた同団体のメンバー 4 名について、公の秩序を乱す行為を行ったこと、法規に従わなかったこと、さらには同団体の代表 Robert Ilunga Numbi がバ・コンゴ州(Bas-Congo Province)における劣悪な労働条件を糾弾する内容の声明書を公表することで他人の名誉を毀損したこと、以上の容疑により逮捕した。各人権団体は、Numbi が、政府と強力な人脈を有する人物が所有する会社内での労働環境について批判を展開したこと、当局によって逮捕される事態となったと考えていた。当局は 10 月 1 日に仮釈放の決定を下すまでのひと月の間、Numbi を拘留し続けた。同年(2009 年)末の時点で、当該者は公判を控えていた。これ以上の情報については入手できなかった。

当局は、東部州モンバサ(Mambassa)において 2008 年 1 月、地元人権団体の代表者を恣意的に逮捕、殴打し、さらには一時的に拘留した FARDC 兵士に対して何ら措置を取らなかった。

当局は、2008 年 1 月に複数の人権活動家に対して殺害を予告する内容の脅しをかけたマニエマ州プニア(Punia)の地方行政官に対して、何ら措置を取らなかった。UNJHRO によると、当該人権活動家らは、2002 年に RCD 戦闘員が一般市民 13 名を殺害した事件に地元当局が共謀していたとする批判を展開していたという。

当局は、2008 年 3 月に東カサイ州(Kasai Occidental)トゥシンプル(Tshimbulu)の人権活動家に対して脅しをかけた ANR 職員について何ら措置を取らなかった。人権活動家のその女性は事件当時、恣意的な逮捕および拘留に関するある事件の情報を求めていたという。

当局は、2007 年以降、人権活動家に対する恣意的な逮捕、拘留もしくは虐待行為に関与した治安部隊の隊員に対して、何ら措置を取らなかった。

同年(2009 年)中、国内の各人権 NGO が、正体不明の人物から殺害を予告する内容の脅迫を受けた。こうした NGO には、FARDC および各武装グループの隊に入隊させられていた子ども兵の居場所を特定し、さらにこうした子ども兵の解放を実現させてきた団体も含まれていた。たとえば、12 月 24 日には、国内の人権 NGO のスタッフ 7 名とカタンガ州・カレ

ミ(Kalemie)にある UNJHRO に勤務する職員 3 名が、正体不明の相手から殺害を予告する内容の脅迫電話を受けた。こうした事態を受けて MONUC が捜査の協力を申し出たうえ、さらに政府に対して、人権 NGO のスタッフおよび MONUC の要員の安全を確保すべく必要なあらゆる手段を取るよう要請した。

DRC 政府は概ね、同国内での人権状況や人道上の諸問題に関する報告書を作成/公表する活動を行う、海外の各 NGO に対して協力的であり、紛争地域への立ち入り調査についてもこれを許可した。同年(2009 年)、カビラ大統領は HRW の代表者と会い、同国における人権状況について協議した。他の閣僚数名も Global Witness との会談の機会を持ち、天然資源の違法な開発利用を阻止するための方策について意見を交換した。しかしながら 7 月 28 日には、通信相(minister of communication)がその記者会見の席上で、HRW、Global Witness および国際人権連盟(International Federation of Human Rights)について、国内の秩序を不安定にしようとしたとして非難したうえ、これらの団体を「人道支援団体の皮をかぶったテロリスト(humanitarian terrorists)」であると評した。

DRC 政府は、同国東部で活動する海外の各人権 NGO を暴力行為や嫌がらせから守るべく適切な措置を取らなかった。7 月には、北キヴ州で活動する海外の人権人道支援団体のスタッフ 1 名が、FARDC の軍服を着た男たちによって殺害された(第 1.g.節を参照のこと)。

同年(2009 年)において、正体不詳の武装した男たちが、海外の人権人道支援 NGO のスタッフ、少なくとも 1 名を殺害した(第 1.g.節を参照のこと)。

海外の各人権 NGO は 9 月、UPRWG に提出した複数の報告書のなかで、DRC 国内での各人権 NGO に対する取り扱いに関して、深い憂慮の念を示している。International Federation for the Protection of Human Rights Defenders(人権擁護家保護のための国際連盟)(フロントライン)は、人権擁護家を狙った襲撃事件に関して、政府が本腰を入れて事件の調査を行うことはほとんどないとして、こうした姿勢を非難していた。フロントラインはさらに、DRC 当局には人権擁護家を保護あるいは警護しようとする意向は全くないと断じた。フロントラインおよびアムネスティ・インターナショナルは、DRC 政府に対して、人権擁護家および法律家が、妨害行為、脅迫もしくは嫌がらせを受けることなく活動できる環境を整備し、さらに人権活動家あるいはジャーナリストが暴行を受けるという事件が発生した場合には、本格的かつ迅速な調査を行うことができる体制を整えたうえで、こうした事件に関与した者についてはこれを告訴するよう勧告した。

DRC 政府は、数多くの事例において、国際的な団体(multilateral organizations)と協力した。しかしながらその一方で、看過できない問題もいくつかあった。当局は引き続き国際的な

人道支援機関に対して紛争地域への立ち入りを認めたものの、こうした地域に設けられたある特定の刑務所についてはその立ち入りを禁じた(第 1.g.節を参照のこと)。当局は UNJHRO 職員が DRC 国内各所にある ANR および GR が運営する各収容施設を視察することを一貫して拒否した。10 月には、州知事以下、バ・コンゴ州(Bas-Congo)の当局者たちが、超法規的な処刑についての国連特別報告者(UN special rapporteur on extrajudicial killings)がキサントウ(Kisantu)においていかなるかたちのものであれ会合を開くこと、あるいは国連特別報告者が2008年に発生した治安部隊が関与する暴力事件の目撃者もしくは被害者と面談の機会をもつことを阻止した。警察は国連特別報告者のために会合の場を設定した人物を拘留した。後日、国連特別報告者は、実際に男性が拘留されたとの報に接し、DRC 政府に対して正式に抗議した。拘留された男性は、当該国連特別報告者がその男性のために再びバ・コンゴ州(Bas-Congo)に戻ったことを機に、釈放された。

上記に加えて、MONUC さらには国連加盟の各国別に編成されたチーム(UN human rights country team)が行う人権支援活動を、治安部隊の隊員が妨害するという事例が増加してきた。同年(2009 年)中、同国東部において、元 CNDP 兵士を主体にして編成された FARDC の隊が、UNICEF 職員が部隊に在籍している子ども兵と接触することを一貫して禁じたうえ、時としてこうした職員を脅迫した(第 1.g.節を参照のこと)。

2007 年に南キヴ州(Uvira)において、MONUC の人権担当職員 2 名が ANR 運営の収容施設を視察に訪れている際に、この者たちを追い払ったうえに、殺害を予告する脅しをかけた。暴行を働いた ANR 職員に対して、何ら措置が取られることはなかった。

同年(2009 年)中、国連の高官が相次いで同国を訪問した。こうした高官には、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長、Alston・UNSRESAE 国連特別報告者、人権擁護家の最新状況に関する特別報告者であるマーガレット・セカグギヤ(Margaret Sekaggya)、子どもと武力紛争に関する国連事務総長の特使 Radhika Coomaraswamy、国内避難民(IDPs)の人権に関する国連事務総長の特使 Walter Kalin、および国連安全保障理事会の使節団等が含まれていた。

同年(2009 年)において、国連職員は自由に DRC 政府の姿勢について批判を行うことができた。一方、総勢 7 名からなる国連特別報告者および代表者は、3 月に UNHRC に提出した報告書の中で、DRC 国内において暴力行為に対する刑事上の免責が罷り通っている状況につき懸念を示したうえで、同国政府に対して、刑事免責という悪しき慣行、治安当局部門の改革、子ども兵、女性の権利、天然資源の違法な開発利用、土地をめぐる争いや投票に関わってくる問題との兼ね合いのなかでの国内避難民の各種の権利、社会的に疎外されてきた者たちの医療、ならびに人権擁護家の保護、以上の各事項についての勧告案を示した(第 1.c.節、第 1.d.節、第 1.e.節、第 1.g.節、第 2.a.節、第 2.d.節、第 4 節および第 6 節を参照

のこと)。

DRC 政府からの招請に応じるかたちで同国を視察訪問した、人権擁護家の最新状況に関する特別報告者のマーガレット・セカグギヤ(Margaret Sekaggya)は、6 月に発表した公式声明のなかで、同国の政府当局者がひき続き人権活動家を脅迫、嫌がらせ、虐待ならびに恣意的な逮捕および拘留といった不利益な目に遭わせ、さらに、移動、言論および結社の自由といった「人権活動家にとっては必要不可欠とされる自由に対して不当に制約を課した」とした。セカグギヤ(Sekaggya)特別報告者は、政府当局者に加えてさまざまな非国家主体が、人権擁護者らに「敵」もしくは「対抗者」との烙印を押しているとしたうえで、こうした状況に憂慮の念を抱いていた。同特別報告者は、人権擁護者が、性的暴行事件を筆頭に重大な暴力事件の被害者に対して何らかの支援を行う場合、ICC(国際刑事裁判所)が遂行する任務についてこれに何らかの支援/協力を行うこと等を通じて、刑事免責の悪しき慣行の撲滅に資する活動を行う場合、あるいは天然資源の違法な開発利用を公然と非難する場合、特に危険な状況に遭遇する可能性がきわめて高いとした。セカグギヤ(Sekaggya)特別報告者は、「女性の人権擁護者たちが、DRC 当局によってその活動を度々妨害されたり、男性の人権擁護者から差別的な待遇を受けるなど、苦境に立たされている状況」に、とりわけ深い憂慮の念を示していた。

セカグギヤ(Sekaggya)特別報告者は、DRC 政府に対して、人権擁護者を被害者とするあらゆる暴力事件についてその捜査および起訴を行い、さらには、各人権 NGO と協議したうえで、国および州単位で人権擁護者を保護するための法制の整備に着手するように要請した。同報告者はさらに、DRC 政府は、人権擁護者が行う活動については男女の別を問わずこれに正当性を認めたうえで、こうした活動を人権擁護に資するものとして扱うべきだとした。同政府に対する勧告案としては、他にも、警察官や一般市民を対象に啓発教育を施すことを通じて、人権活動家に対するあらゆる暴力行為について、これを断固として許さないとする世論を形成すべきことも含まれていた。セカグギヤ(Sekaggya)特別報告者は MONUC に対しても提案を行い、人権担当のスタッフを増員するとともに、その予算についても増額するべきであるとした。国際社会に対しては、同国の人権担当省(Human Rights Ministry)が策定した行動計画の実施/実現に向けて協力し、さらには同行動計画に基づいて各州に事務所を再設置するにあたり支援を供与するように求めた(assist it in reestablishing offices in the provinces)。

UNJHRO は 9 月、北キヴ州キワンジャ(Kiwanjia)の町において 2008 年 11 月に CNDP と Mai-Mai の在郷民兵との間で戦闘が繰り広げられた間、およびその戦闘終了後に、民間人に多数の死亡者が発生したことに关してその調査報告書を公表した。UNJHRO は、9 月に公表した同報告書のなかで、民間人に対する殺害行為が相次いで発生していた当時、キワン

ジャ(Kiwanjia)に駐留していた MONUC の平和維持軍兵士 120 名は、「言葉や文化の違いが壁となったり、あるいはキワンジャ(Kiwanjia)の各市民団体の有力者たちと意思の疎通を有効にはかることができなかったことから、そうした殺害の状況もしくはその規模について把握できていなかった」と結論した。UNJHRO は、同報告書のなかで、MONUC にとっては不測の事態が生じた際に、人道支援担当の職員を現地から避難させたことに賞賛の意を示しつつも、その一方で、MONUC が「同国の一般市民については保護しなかったとして激しい非難を受けた」事実にも言及したうえで、今後はこうした事態に備えて、MONUC のスタッフに対してさらに必要となる教育訓練を施すこと、平和維持軍が同国の住民の保護に介入する場合にはその際の基準を綿密に策定しておくこと、住民と平和維持軍との間でより効果的な伝達の手段を確立しておくこと、同国内で発生する人権侵害の類型についての理解を深めておくこと、以上のことを提案した。しかしながら UNJHRO は、同報告書のなかで、「仮に MONUC がこうした対応をとっていたとしても、はたしてこうした対応が CNDP による同国住民に対する暴力行為を必然的に抑止する効果を有するものになり得たのかどうか定かではない... 仮に MONUC がこうした対応をとっていた場合、CNDP によって恣意的もしくは一斉に処刑される同国の住民を保護する能力が MONUC に備わっていたと言えるのかどうか疑わしい」とも結論している。

UNJHRO は、同報告書のなかで、MONUC がキワンジャ(Kiwanjia)での殺害事件から教訓を得たことで、UNJHRO をはじめとした各国連機関の専門スタッフらで編成された合同保護チーム(joint protection teams: JPTs)を現地に派遣すること等、これまでとは一線を画した対応をとることで、(キワンジャを含めた)現地での保護活動の効果を向上させることができた」と強調している。同国における人権状況についてより綿密な調査を行ったことや、地元住民とのより緊密な意思の疎通の実現に向けて尽力したことも、こうした MONUC による住民に対する保護活動の向上に寄与したとも述べている。その一方で、UNJHRO は、合同保護チーム(JPTs)に文民のスタッフを追加する必要があること、さらには文民および軍人の別を問わず、地元住民の保護活動に従事する MONUC の平和維持担当の要員にさらなる教育訓練を施す必要があると言及している。

DRC 政府からの招請を受けて同国を視察訪問した Alston・UNSRESAE 国連特別報告者は 10 月、同国政府および同国東部において FARDC に対して後方的な軍事支援を行っている MONUC の双方が、同年(2009 年)中に実施される 2 つの掃討軍事作戦 — FDLA の掃討を目的として南北キヴ州において展開される第二次キミア軍事作戦(Kimia II)、および LRA 掃討を目的として東部州において展開される第二次ルディア軍事作戦(Rudia II) — の計画段階において、地元住民に対する保護への視点を欠いていたことを非難した。Alston 国連特別報告者は、第二次キミア軍事作戦(Kimia II)による人道面での代償について詳細に述べたうえで、「人道的な見地から申し上げると(第二次キミア軍事作戦は)大惨事であったと言

うよりほかはない」と結んだ。同報告者はさらに、バ・コンゴ州(Bas-Congo)において 2006 年から 2008 年にかけて発生した FARDC の隊員が関与したとされる暴力事件につき、その目撃者もしくは被害者と面談の機会を持つことを当局者が阻止したとして、こうした当局者の姿勢を非難した。

Alston 国連特別報告者は、国連安全保障理事会が MONUC に対して、新たに権限を付託することで「MONUC が南北キヴ州における紛争の(直接の)当事者として活動するようにその変容を促した」こと、さらに「MONUC を当該紛争に(直接の)利害を有する当事者としてしまったことで、FARDC もしくは MONUC 自身の部隊が関与する暴行事件の申立てにつき、その調査を実施する(MONUC の)能力および姿勢に(少なからぬ)影響を与えることになってしまったこと」を非難した。Alston 国連特別報告者はさらに、「当該紛争でのパートナーである FARDC が関与する人権侵害につき、MONUC がその連帯責任を負わされないように国連がさまざまな策を講じてきたことについて、疑念を抱くことを禁じえない」とした。Alston 国連特別報告者は、人権に関する報告が常に一部の者によって政治改革の実現を阻むものとして見做される傾向があったとしたうえで、国連が 2006 年、DRC 国内における人権状況の監視を担当するチームを、同国における政治改革の実現について一部責務を負う平和維持使節団(peacekeeping mission)の指揮下においたことで、それ以来「緊張状態が避けられない状況(the unavoidable tensions)」となってしまったことに懸念を示した。Alston 国連特別報告者は、同国の人権状況についての監視および報告活動が、他者からの干渉を受けることなく有効かつ確実に実施されうる体制を新たに整えるように提案した。同報告者は他にも、殺害事件に対する刑事責任の免除、罰則の適用、性的暴力および汚職に関して、いくつかの見解および提案を示した(第 1.a.節、第 1.c.節、第 1.d.節、第 1.g.節および第 4 節を参照のこと)。

UNGOE が 11 月に発表した、同国東部において政府の治安部隊および武装グループが関与した暴力行為についてその証拠/証言を盛り込んだ報告書には、政府が同国東部において活動続ける各武装グループに対して支援を供与したとする証言の記述があった。UNGOE は同報告書のなかで、資源の違法な利用開発に関するものも含む、いくつかの勧告案を提示した(第 1.g.節および第 4 節を参照のこと)。

政府はこれまで、国連の各人権監視機関による情報の請求に対して応じてこなかった。UNHCHR によると、同年(2009 年)においても、こうした政府の姿勢はあまり変わらず、国連の特使(特別報告者および代表者)による催促も含めて、こうした情報の請求に対して、実際に政府が回答を寄せたのは、全体の 7%にも満たなかったとした。一方、UPRWG のメンバーのなかには、同国政府が、国内の各 NGO との協議を経た後、9 月に UNHRC に対して報告書を提出するなど、UPR プロセス(UPR process)に沿ったかたちで UNHRC に協力す

る姿勢を示していることを評価する者もいた。さらに政府は、同年(2009 年)末までには、UPRWG が提示した勧告案に則り、国内の各 NGO も含めた複数の利害関係者が参加する委員会を設置した。

UNHRC が策定した UPR プロセス(UPR process)が進行している最中、数多くの国内 NGO と同国政府が、国内に人権委員会を設置することの必要性を強調した。

国民議会は 1 月、治安職員による人権侵害の実態調査を担当する、上下両院の議員で構成される人権(監視)機構を創設した。同機構の活動状況および有効性、あるいは同機構にどれほどの独立性が確保されていたのかについては明らかではなかった。

同年(2009 年)において、DRC 政府は、同国で 2003 年以降に発生した戦争犯罪および人道に対する罪について調査を継続中の ICC(国際刑事裁判所)に対して、協力的な姿勢を示していた。

DRC 政府は引き続きルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)に対して協力的な姿勢を示した。ICTR は、政府側が実効支配する地域において、外部による介入を受けることなく第三者的な立場で、重大な違反について責任を有する個人に対して、訴追および処罰等を行っていた。当該裁判所は、1994 年のルワンダ大虐殺に関与したとして告訴した人物の所在の把握に努めていたが、こうした人物がおそらくは DRC 国内にいるものと考えていた。政府は 9 月、先月 8 月に逮捕したグレゴワール・ンダヒマナ(Gregorie Ndahimana)容疑者の身柄をアルーシャ(タンザニア)にある ICTR に引き渡した。

第 6 節 差別、社会的虐待および人身売買

憲法により、民族、性別または宗教を理由とした差別が禁じられているものの、これを監督する適切な機関が存在しないこともあり、政府がこうした憲法上の規定を有効に実施したとはいえなかった。

女性

DRC 国内では法律により強姦行為は違法とされているが、政府が当該法律の規定を有効に執行したとはいえなかった。同国全土で強姦が日常的に発生していたが、なかでも特に東部の紛争地域での状況が深刻であった。国連安全保障理事会に提出された事務総長レポート(the UN secretary-general's 27th report)によると、同国東部だけで毎月 1,100 人を超える女性や少女が強姦されたとした(第 1.g.節を参照のこと)。2006 年に制定された性的暴行に

関する法律では、強姦行為の定義を、男性を被害者とするもの、性的な隷属状態におくこと、性的嫌がらせ、強いられた妊娠、および以前の法律ではその対象に含まれていなかった性的犯罪にまで広げた。同法律によって、性的暴行に適用される罰則が強化され、示談金による解決も禁じられたうえ、結婚の無理強いも禁止された。これらに加えて、性的犯罪の被害者のプライバシーを保護するという趣旨から、被害者に対して出廷を拒否できる権利が新たに付与され、審理を非公開で行うことも認められることになった。家族法上、女性が婚姻できる最低年齢が 14 歳である旨が規定されているが、性的暴行に関する上記の法律により、同意に基づく性的交渉の下限年齢が 18 歳にまで引き上げられた。強姦罪に適用される罰則は最も軽いもので 5 年間の禁固刑である。

政府治安部隊、武装グループおよび一般市民が、女性や少女に対して、強姦や時として輪姦行為を働いた(第 1.g.節を参照のこと)。3 月 27 日に国連安全保障理事会に提出された事務総長レポートによると、報告のあった紛争地域での性的暴行事件のうち 81%が武装グループ、FARDC および警察が関与したものであり、紛争地域以外ではその割合は 24%であったとした。報告にあった性的暴行事件の多くが、南北両キヴ州において発生したものであった。事務総長レポートには「特に拘留中の女性に対する警察職員による犯行が目立って増えてきている」との言及があった。DRC 国内での性的暴行の撲滅に向けたさまざまな取り組みを統括する機関である UNFPA は、1998 年以降、DRC 国内でおよそ 20 万人のコンゴ人女性や少女が性的暴行の被害に遭ったとした。さらに UNFPA は、2008 年において国内全体で新たに 15,996 件の性的暴行事件が確認されたとし、うち 4,820 件については北キヴ州において発生したものであったと報告した。国連職員、各国外交官および各 NGO によると、同年(2009 年)中に発生した強姦事件の件数は増加したという(第 1.g.節を参照のこと)。

性的暴行に関する統計は、司法当局や当該事件の被害者に対して支援活動を行っている各機関から寄せられる情報のもとにして作成される場合が多いのだが、こうして出来上がった統計は依然として断片的で不完全な内容のものが多かった。国連職員や HRW をはじめとする各 NGO の話によると、こうした性的暴行に関する統計のほとんどが、実際の発生件数を表したものとは程遠いとした。性的犯罪の被害者を対象とした支援を求めることができないか、あるいは恐怖もしくは恥ずかしさのあまりこうした支援に頼ることのできない者については、こうした統計には含まれていないものと思われる。かつて MONUC において性的暴行事件を担当していた Nicola Dahrendorf 元上級顧問兼統括責任者は、強姦被害に遭った女性のうちおよそ半数に満たない者が、医療施設において必要な治療等を受けることができたにすぎなかったとした。

強姦を含めた性的暴力事件が実際に起訴される例は稀であった。HRW の報告によると、1

月から8月までに、軍事法廷が、北キヴ州で性的暴行事件を起こした FARDC 兵士 17 名に対して有罪判決を下したとした。HRW をはじめとしたいくつかの人権団体は、強姦を働いた治安部隊の職員、なかでもとりわけ上位の階層にある職員に対して取調べおよび起訴を行わない政府の姿勢を非難した(第 1.d.節を参照のこと)。2005 年から 2007 年にかけて南キヴ州において発生が確認された強姦事件 14,200 件のうち 2%に相当するわずか 287 件が、法廷での審理に移されたにすぎなかった。被害女性、女性に対する暴力事件に関する UNHRC 特別報告者(the UNHRC's special rapporteur on violence against women)の双方ともに、刑事免責が罷り通っていることが、性的暴行事件発生 of 主な温床になっているとした。被害者のほとんどが、現行の司法制度のなかで法的措置を実現していくことに懐疑的であったか、あるいは司法上の手続きをとることで、今後さらなる辱めを受けたり、報復を受ける可能性があることを恐れていた。

12 月、UPRWG の職員数名が、性的暴行に関する 2006 年制定法を採択した DRC 政府の姿勢を評価したが、一方で、当該法律の規定が有効に実行されていないことに懸念を示し、そのうえで、当該法律の規定の適用に向けて、今まで実施してきた司法当局職員および法執行職員を対象とした教育訓練をより拡充するように提案した。UPRWG の職員たちはさらに、当局に対して、治安組織内部において高位の階層にある者を含めて、強姦行為を働いた人物に対して、より積極的に取調べや起訴を行うように勧告した。

同年(2009 年)を通して、4 月に UPRWG に提出された報告書も含め、Women's Synergy for Victims of Sexual Violence (SFVS)および北キヴ州を拠点とする 9 つの NGO が、DRC 政府に対して、性的暴行の被害者が賠償金の支払いを求めることを非常に困難なものにしていく規定を含む現行法を修正するよう要請した。当該現行法によると、性的暴行の被害者は、判決に先立って、賠償予定金額の 15%を国庫(public treasury)に納付するように求められている。SFVS によると、性的暴行の被害者に対する賠償金の支払いが実際に認められた非常に数少ない訴訟案件において、被告人が裁判官を買収することで、当該案件が痕跡が残らないように闇に葬られ、結果的に「失われた(lost)」訴訟案件となり、これを受けて被害者への賠償金の支払いもなされないこともあったとした。DRC 国内での人権状況を早急に調査し、技術的な支援を供与するために UNHRC から必要な権限を付託された、女性に対する暴力行為に関する国連特別報告者(UN special rapporteur on violence against women)を含む、特別報告者および代表者の一団は 3 月、同国内の複数の法廷が、政府に対して、政府の治安職員によって強姦された数多くの被害女性に賠償金を支払うことを命じる判決を下したとした。しかしながら、実際に賠償金の支払いを受けた被害女性はひとりもいなかったとした。

同年(2009 年)において、女性に対する暴力行為に関する国連特別報告者(the UN special

rapporteur on violence against women)および子どもと武力紛争に関する国連事務総長の特使(the special representative of the UN secretary-general on children and armed conflict)は、紛争地域に限らず、その他の地域においても、性的暴行事件の加害者の多くが、武装した人物(FRRDC、警察および各武装グループに属する者を含む)であった一方で、一般市民の間にもこうした犯罪行為を働く者が目立って増えてきたと結論付けた。国連の高官はこうした現状を、刑事上の責任の免除という悪しき慣行が罷り通っていること、法の支配が欠如していること、女性に対する暴力行為が常態化していることの結果の表れだと捉えていた。

強姦被害者本人およびその家族の名誉を守るために、たとえ医療従事者に対しても、強姦被害に遭ったことを口外しないように、家族の者が被害者本人に対して圧力をかけることが一般的であった。

性差に起因した暴力行為を受けた被害者は、世間一般から実にひどい汚名を着せられた。性的暴行の被害に遭った後、未婚女性および少女の多くが、婚姻に不適合な人物であるとの烙印を押され、既婚女性についてはその夫から関係を絶たれることもしばしば見られた。

強姦被害に遭った娘を、その加害者である男と無理やり結婚させるか、あるいは加害者である男から金品の提供を受けることで告訴を見送る家庭もあった。

女性に対する家庭内暴力が全国で発生していたが、その程度に関する統計は入手できなかった。法律により他者に対する暴力行為は犯罪であるとされているが、配偶者による暴力行為を特別に扱った法律上の規定は存在しない。警察が家庭内での争いに介入した事例もほとんどなかった。司法当局が家庭内暴力や配偶者による暴力事件について何らかの措置をとったとする報告は一切なかった。

憲法は、強制売春を禁じており、18歳未満の子どもの売春についても禁じている。同国における売春の実態に関する統計は入手できなかったものの、成人および子どもによる売春は同国全土で行われていた。家族の者がその家の女性や女兒に対して、売春行為を勧めたり、もしくはこれを強制することもあったとの報告も寄せられた。治安職員が売春を行っている女性に対して嫌がらせをしたり、強姦を働いたとする報告もあった。

性的嫌がらせは同国全土で見られたが、その実態を示す統計は存在しなかった。2006年制定の性的暴行に関する法律は、性的嫌がらせ行為を禁じており、当該違反行為に適用される罰則を1年から20年の禁固刑と規定しているが、同法律が有効に執行されているとは到底言い難く、実際のところ2008年末の時点において司法当局がこうした事件を起訴した例

は一切なかった。

政府は、望む子どもの数や子どもを儲ける時期について、夫婦が任意になおかつ当人たちの責任により、これらを決定する権利を尊重した。一方で、避妊法を取る女性の割合は依然として非常に低い水準にとどまっており、最新の避妊法を取る女性はわずか 6.7%であった。HIV などの性感染症の治療を受ける女性の割合については分からなかった。最近の調査は、性別ごとにデータを集積したものではなかった。こうしたデータにも、土地ごとに支配的となっている規範や医療サービスの受けやすさといった様々な要因を反映してか、地域ごとにより開きがあった。出産時に高度な医療支援を望む女性の割合は高かった(74%)。

女性は、法律の上でも、実際上でも男性と同等の権利を有していなかった。法律により、既婚女性は、不動産の売却もしくは賃借、銀行口座の開設、またはパスポートの申請等の法律行為を行う際には、事前に夫に同意を得ることを義務付けられている。UNICEF によると、夫と死別した女性の 69%が、その夫が生存していた時期に夫婦共同で所有していた財産を没収されたとした。法律の規定に基づき、姦通を行ったとして有罪判決を受けた女性は最高で 1 年の禁固刑が適用される。一方、男性については、当該行為が「(他者)に害を与える性質(injurious quality)」を有するものと判断された場合に限り、法的な罰則が科せられる。

女性は経済的な面においても差別的な処遇を受けた。法律により、女性は、夫の同意を得ることなく夜間労働に従事したり、雇用契約を交わすことを禁じられている。国際労働機関(ILO)によると、民間部門において、女性は、たとえ男性と同一価値の労働に従事しても、男性に比べて少ない賃金しか支払われない場合が多く、さらに、高い地位や責任ある仕事に就く例は稀であったとした。

子ども

DRC 政府は 1 月、子ども保護法(a child protection code)を発布したものの、子どもの福祉向上に向けての政府による取り組みや予算の拠出は十分なものではなかった。

政府は、すべての出生の事実を迅速に登録しているわけではなかった。UNICEF が 2007 年に作成した統計によると、出生した子どものうち 31%がその事実を登録されていたとした。その一方で、UNICEF の報告によると、DRC 政府が 3 月、National Plan of Action on Birth Registration(出生登録に関する行動計画)を採択した後、キンシャサ市内における子どもの出生登録が 6 月の段階で 37%から 50%に増加したとした。なお出生登録を済ませることが

各種公共サービスを享受できることの前提条件ではないので、登録の有無は公共サービスの享受に影響を与えなかった。

初等教育は事実上、義務教育とはなっておらず、無償でもなく、あるいは全国民を対象としたものでもなっていなかった。政府出資による公立学校もわずか数校が機能しているにすぎなかった。UNICEFによると、2008年8月、北キヴ州において政府軍と反政府勢力との間で戦闘が再開されたことを受けて、同州の全学校のおよそ85%が閉校を余儀なくされたとした。公立および私立の各学校は概して教員の給与の支払いを保護者に頼っていた。さらに保護者は学校経費の8割から9割を負担していた。こうした出費に加えて、子どもを学校に通わせることで、その間、家の働き手が減り、家族の収入の減少につながる可能性があることから、多くの家庭が子どもを学校に通わせることができなかった。

多くの親が経済的もしくは宗教的な理由のいずれかにより、男児の教育機会を優先させたことから、初等および中等教育における女児の就学率は、男児のものに比べて低かった。

同年(2009年)中に、国連のもとに寄せられた報告によると、紛争地域に暮らす家族は(たとえ学校が開校されている場合であっても)武装勢力にわが子を徴集される事態を恐れて、子どもを学校に通わせない場合が多いとした。紛争地域にある学校の大半が荒廃していたか、あるいは治安上の理由で閉校されていた。

UNCRCは2月に公表した報告書のなかで、DRC政府が1月10日、国内に180の少年法廷を設置する規定を盛り込んだ子ども保護法(a child protection code)を採択したことを歓迎した。その一方で、UNCRCは、特に当該法の周知をはかる活動が行われていないなかで、はたして同国政府が当該法の規定を実施することができるのかどうか懸念を示した。UNCRCは、政府に対して、当該法の実施に尽力するように求めたうえで、さらに加えて、法の執行に際して必要となる教育訓練への拠出金を増額すること、子どもの保護に向けての包括的な行動計画を採択すること、支援を求めたりあるいは苦情を申立てる子どもを対象とした相談窓口として24時間対応可能なホットラインを開設すること、子ども難民や国内避難民の子どもを対象としたデータベースを構築したりあるいはこうした子どもを対象とする首尾一貫した行動計画を策定すること、未成年者の司法上の手続きの改善を早急に図ること、以上につき要請した。

法律により、子どもに対するあらゆる形態の虐待行為が禁じられている。同年(2009年)中、当局は、育児放棄や子どもに対する虐待行為に関連して、実際に逮捕を行ったが、同年(2009年)末までに、起訴にいたった事例は見られなかった。

女性性器切除(FGM)を禁じる法律は存在しない。世界保健機関(WHO)によると、同国北部に居住する、外部とのかかわりを断ったいくつかの社会的な集団内部で FGM の施術が行われていたとしており、女性や女児のおよそ 5%が FGM の施術を受けていたとした。

憲法により、親権者が子に対して妖術を用いたとの疑いをかけてこれを遺棄することは禁じられている。DRC 国内においては、こうした妖術にかかわることが、実際に、親権者による扶養義務の放棄および虐待行為を招いていた。2009 年子ども保護法は、子どもに対して妖術使いであるとの疑いをかけてこの者を叱責した親権者および他の成人については、禁固刑に処することを規定している。

子どもの虐待は、特に同国東部の紛争地域において、深刻な問題となっていた。2008 年 11 月に公表された、DRC 国内における子どもおよび武力紛争に関する国連事務総長レポートによると、同国東部において長期化する紛争により、ひき続き子どもが最もその被害を被っていたとした。

DRC 国内の人権状況を調査するために UNHRC から権限を付託された、総勢 7 名からなる国連特別報告者および代表者の一団は 3 月、同国全土で発生した性的暴力事件の被害者のうち、女性あるいは一部の事例において男児が、そのかなりの割合を占めることに「驚き (alarming)」を禁じえないとした。同一団が UNHRC に提出した報告書には、UNFPA からの情報として、2008 年に同国全土で新たに確認された性的暴力事件 15,996 件のうち、65%が子どもを被害者としたものであったとした。同報告書ではさらに、刑事責任の免除がほぼ全域で罷り通っている紛争地域をはじめとして、子どもに対する強姦行為に一般市民が関与する例が見られることを強調している。たとえば、紛争地域のひとつである東部州イトゥリ地区(Ituri District)において 2007 年 6 月から 2008 年 6 月までに報告のあった子どもに対する強姦事件 2,893 件のうち、UNICEF が確認したところでは、42%が政府の治安部隊もしくは武装グループのメンバーを加害者としたものであり、残り 58%については一般市民を加害者としたものであった。一方、北キヴ州において上記と同じ期間に報告のあった子どもに対する強姦事件、およそ 2,000 件のうち、7 割が政府の治安部隊もしくは武装グループのメンバーを加害者としたものであり、残り 3 割が一般市民を加害者としたものであった。

同国東部での紛争におけるすべての当事者が、子ども兵を使用していた(第 1.g.節を参照のこと)。UNCRC は、同年(2009 年)中に、子どもがひき続き、武装グループに兵士として徴用されていた間に犯したとされる犯罪行為により、軍事法廷において裁判を受けていたことに懸念を示した。

法律の規定により 14 歳に満たない女性および 18 歳に満たない男性による婚姻は禁じられている。しかしながらその一方で、なかには 13 歳という若い少女の婚姻の例も見られた。結婚持参金の慣習(Dowry payments)がこうした法定年齢に満たない者による婚姻を促していた。なかには、結婚持参金目当てにあるいは息子の結婚に備えて結婚持参金を工面するために、自分たちの娘を本人の意思に反して無理やり結婚させる親もいた。法律により、親権者が子を本人の意思に反して無理やり結婚させた場合、最高で 12 年の重労働および罰金 92,500 コンゴ・フラン(約 103 ドル)が科せられる。当該子が満 15 歳に満たない場合には、適用される刑罰が通常の 2 倍に引き上げられる。2008 年において、こうした結婚の無理強いに関連した告訴の報告はなかった。これ以上の情報については入手できなかった。

同意に基づく性的交渉の下限年齢は女性が 14 歳、男性は 18 歳とされているが、2006 年に制定された性的暴力行為に関する法律により、未成年者による売春行為が禁じられたほか、当該違反行為については罰則が適用されることとなった。しかしながら実際のところでは、こうした子どもによる売春行為が同国全土で見られた。同国での子どもによる売春行為の実態を把握できる統計は入手できなかった。多くの子どもたちが第三者を介在させることなくこうした売春行為に関わっていたが、なかには強制された子どもたちもいた。UNICEF の報告によると、カタンガ州の採鉱現場において、売春宿の主が、*caneton* (フランス語で「子ガモ」と称される 8 歳から 10 歳までの少女たちに対して、売春を無理強いしていたとした。HRW および地元 NGO、Lazarius によると、キンシャサの警察官が子どもの売春婦に対して性交渉を強要したとした。

DRC 国内に孤児および何らかの理由で保護を受けられない子どもが推計で 840 万人いた。こうした子どものうち、医療支援を受けることのできた者はわずか 3%にとどまり、91%の子どもが一切の支援を受けることができないでいた。同国内にはストリート・チルドレンが推計で 5 万人いるとされるが、こうした者には、妖術使いとして遺棄された数多くの子ども、子ども難民および戦争孤児が含まれていた。その一方で、住む家もあり、家族の者もいる子どもたちも一部いた。UNICEF によると、キンシャサ市内にはストリート・チルドレンが 18,000 人以上いるとし、うち 26%が少女であったという。キンシャサ市内にある多くの教会が、妖術使いであるとして叱責を受けた子どもたちを集めて、独居房での監禁、殴打、鞭打ち、絶食、下剤の強制的な服用(forced ingestion of purgatives)等の方法をとる悪魔払いを行った。UNICEF によると、同国内には、障害のある子どもに限らず、言語障害や学習障害のある子どもでさえも妖術使いであるとの烙印を押されるという悪しき慣行が存在するとした。こうした慣行が国内に根強く残っていることを受けて、時として、親がこうした子の扶養義務を放棄することもあった。UNICEF によると、同基金が支援活動を行った子どものうち、実に 7 割もの者が、妖術使いであるとして叱責を受けたと回答した。

政府は、住む家のない数多くの子どもたちに対応できるだけの能力を十分に持ち合わせてはいなかった。一般市民は総じて、こうした子どもたちを軽微な犯罪行為、物乞い、および売春行為に関与する非行者と考えており、一般市民の間には、こうしたストリート・チルドレンに対して当局が厳しい措置/対応を取ることを好意的に見る傾向があった。治安部隊がストリート・チルドレンを虐待し、法に依らず恣意的に逮捕した(第 1.c.節および第 1.d.節を参照のこと)。

ストリート・チルドレンが、無人となっている建物内で寝ることを認めてもらう見返りとして、警察官に対して金銭を支払うことを余儀なくされたとの報告が多数あった。ストリート・チルドレンは、大型の店舗から盗んできた商品の一部を警察官に献上することも余儀なくされた。

UNCRC は 2 月、治安部隊によるストリート・チルドレンに対する嫌がらせ、殴打、および逮捕が日常化していることに加えて、こうした子どもたちに性的暴行が頻発している現状に深い懸念を示した。UNCRC は加えて、「妖術使いであるとの烙印を押された子どもたちに対する暴力行為が増加してきている」こと、さらに、こうした子どもたちが宗教上の建物内に囚人として監禁され、そこで悪魔祓いの名目で拷問や虐待あるいは場合によっては殺害されることもあることに懸念を示した。UNCRC は、政府に対して、市民、とりわけ親および宗教指導者たちを対象とした啓発活動を継続的に実施したり、貧困といった根本的な問題の解決を図ることによって、子どもたちがこうした妖術使いであるとの烙印を押されることの無いように有効な措置をとるように勧告した。UNCRC はさらに、政府に対して、子どもたちに妖術使いであるとの烙印を押すこうした行為を犯罪行為と定めたとうえで、かかる子どもたちに対して暴力行為を働いた者については裁判にかけること、一方で、被害者となった子どもたちに対しては、その者の名誉の回復と地域社会への復帰に向けて必要な措置をとることを要請した。

複数の NGO が、同国全土において、MONUC および UNICEF と積極的に協力して、子どもの権利向上に資する活動を行っていた。

人身売買

複数の法律が各々特定の形態をとる人身売買を禁じていた。一方、とりわけ同国東部をはじめとして、人身売買が行われていたとする信憑性の高い報告があった。こうした不正取引に関わる者を起訴する際に適用される法律としては、強制売春や性的隷属関係を禁ずる 2006 年性的暴力に関する法律に加えて、この他にも隷属関係、強姦および児童買春を禁ずる各法律も含まれる。憲法は、非自発的な隷属関係や子ども兵を禁止しているが、その一

方で、DRC 国内法はすべての形態の人身売買を禁じているわけではない。

同国は、強制労働および性的搾取目的で人身売買される男性、女性および子どもの供給国であると同時に仕向け国でもあった。売春宿または緩やかに組織化されたグループによって、子どもたちが売春させられたとする報告があった。一部の子どもたちは、FARDC 兵士によって性的に搾取された。女性や子どもは DRC 国内において各家庭の召使いとしての使用に供するために不正に取引されたが、一部、性的搾取目的で、南アフリカ、コンゴ共和国、さらにはノルウェーをはじめとする欧州諸国に向けて取引される者もいた。同国内における成人もしくは子どもによる売春行為の広がりや現状について、統計的な情報は存在しなかった。UNCRC は 2 月、性的および経済的な搾取目的による子どもの不正取引が後を絶たないことに懸念を示したうえで、同国政府に対して、他にも考えうる措置があるなかで、とりわけ人身売買に関連する虐待行為についての資料を収集し、その分析を行う体制を整えるよう勧告した。

MONUC および NGO である Save the Children の推計によると、何万人もの子どもが、きわめて危険な労働環境のなか、ほとんどの場合において、掘削労働者として、採掘現場での労働に従事させられていたとした。UNICEF によると、4 歳から 15 歳までの子どものうち 11%が、搾取的かつ危険な形態をとる労働に従事させられていたとした。

報告のあった人身売買の事例の多くが、同国政府の支配が及んでいない東部の不安定な地域にて武装グループが関与したものであった(第 1.g.節を参照のこと)。FDLR や CNDP に加え、さまざまな在郷民兵(Mai-Mai)、さらにはウガンダを拠点とする LRA といった、在郷および国外のさまざまなグループがひき続き、労働従事者(採掘を含む)、荷物運搬人、家事使用人、戦闘員および性奴隷として使用する目的で、男性、女性および子どもを誘拐あるいは徴集した。FARDC の隊が、一時的ながらも強制労働に従事させるために、男性や女性を拘束する場合もあった。同年(2009 年)において、FARDC の部隊、特に元 CNDP 戦闘員を主体として編成された FARDC の隊が、子どもの徴集を行い、さらには、国連の子どもの保護担当職員による部隊に在籍する子ども兵との接触を妨害したとする報告がいくつかあった(第 1.g.節を参照のこと)。前年(2008 年)とは異なり、CNDP(もしくは元 CNDP)の戦闘員がルワンダ国内にある難民キャンプから子どもを徴集したとする報告はなかった。

UNHCR によると、2008 年 9 月から 2009 年 6 月の間に、LRA がおよそ 1,400 名の住民を誘拐したとした。誘拐された者のほとんどが DRC の北東部に暮らす女性や子どもであった。

NGO である Save the Children によると、同国東部において活動するすべての反政府武装グループが、戦闘員および性奴隷として使用するため、なかでも特にかつて子ども兵であっ

た者をはじめとして、積極的に子どもを徴集し始めたとした(第 1.g.節を参照のこと)。

法律により、特に子どもによる売春や強制売春、客引き行為、ならびに性的搾取目的での人身売買が禁じられており、これらの違反行為には 10 年から 20 年の禁固刑が適用される旨が規定されている。不正取引に関与した者に対する逮捕、起訴、および刑罰の適用等、政府による公権力の行使の基盤はひき続き脆弱であった。しかしながらその一方で、前年(2008 年)とは異なり、こうした不正取引に関与した者に対する取調べまたは起訴が行われたとする報告が、件数はわずかではあるものの確認された。たとえば、ブカブ(Bukavu)警察署が 3 月、自らが所有する店舗施設内で少女 10 名および少年 7 名に対して売春行為を行わせたとして、ナイトクラブ経営者を逮捕した。同経営者は 6 月に刑務所に再拘留され、起訴の手続きがとられる前の段階であった。同年(2009 年)末の段階において、これ以上の情報については入手できなかった。これに加えて、3 月にはキプシ軍事法廷(Kipushi Military Tribunal)が、被告人 Kynugu Mutanga(通称 Gedeon)に対して、子どもを兵士として使用する目的で徴集する等、人道に対する罪を働いたとして、死刑を言い渡した。当該者を除く 7 名の共同被告人についても、Mutanga と共謀してこれらの犯罪行為を行ったとして、それぞれ 7 年から 10 年の禁固刑を言い渡された。これらの者を除く 11 名についても比較的軽微とされる刑罰が宣告され、さらに 5 名の者については無罪を言い渡された。

軍当局は、子ども兵を使用した司令官たちに対して一切の措置をとらなかった。たとえば、子どもを徴集したとして DRC 国内の法廷において初めて有罪判決を宣告された人物であり、FARDC 入隊以前は反政府武装グループ Mudundu-40 に所属していた FARDC 司令官 Jean-Pierre Biyoyo について、2006 年に当該者が刑務所から逃走して以降、当局はその者の再逮捕にはいたっていない。

同国の司法省は、不正取引の撲滅につきその責務を担っていた。法執行当局は、職員の数、職員の教育訓練の機会および必要な予算が確保されていなかったことから、さらには同国東部においては交通手段に著しい制約があったことから、現行法の規定をほとんど執行できなかった。

政府主導による不正取引防止に関するプログラムはその効果が限られており、予算等も十分に確保されていなかった。しかしながらその一方で、政府主導で行われる武装解除・動員解除・社会復帰事業(National Disarmament, Demobilization and Reintegration Program)については、子ども兵を含む元戦闘員が、同一の過程(a common process)を経ていくなかで、武装を解除され、政府軍への入隊に関する情報やあるいは文民として社会復帰するにあたっての選択肢を与えられた。こうしたプロセスを通じて、動員解除事業機構(National

Demobilization Agency)は、MONUC による協力も得ながら、子ども兵の所在をつきとめ、その者を部隊から解放し、さらに NGO が運営する一時的な収容施設や職業訓練所にその身柄を移送する活動を行った。DDR(武装解除・動員解除・社会復帰)事業は、同年(2009 年)において、UNICEF をはじめとした子どもの保護活動を担う関係機関による支援を受けながら、1,222 名の少女を含む総勢 5,930 名の子どもを武装グループおよび治安部隊から解放した。DDR 事業は 2008 年には、およそ 5,000 名の子ども兵の動員解除を実現していた。

MONUC は、(2009 年)1 月から 12 月の間に、総勢 2,284 名の子どもについて、武装グループからの動員解除実現に向けて尽力したと報告した。2004 年から 2008 年 11 月までに、31,000 名以上の子どもが FARDC および武装グループの隊から解放された。一方、UNCRC は、同年(2009 年)において、一度動員を解かれた子どもが再び徴集されている現状に懸念を示した。こうした現状を惹起する要因として、一つには武装解除・動員解除・社会復帰へと続く支援事業において、社会復帰支援が不十分であったことから、元子ども兵の社会への再統合が不完全なかたちのままで終わってしまっていたことが挙げられる。

これに加えて、同国東部においては、元 CNDP 兵士を主体にして編成された FARDC の隊が、部隊に在籍している子ども兵を対象とした国連職員による支援活動を妨害した(第 1.g. 節を参照のこと)。

カタンガ州政府は、州都ルブンバシ(Lubumbashi)において両親などの庇護を受けられない子どもたち(vulnerable children)を対象に資金を提供したり、保護施設を運営していた。同州政府はさらに、Save the Children や Solidarity Center といった各 NGO と連携して、採鉱業に従事させられている子どもを解放し、この者たちに正規課程の教育を受けさせる取り組みを行っていた。

DRC 政府は、性的暴行や子ども兵の徴集を防ぐ目的で、一部の警察官および軍職員に対して必要な教育を行った。

米務省の『人身売買に関する年次報告書』は、www.state.gov/g/tipで閲覧できる。

障害者

法律上、障害者に対する差別は禁止されているが、実際のところ、政府がこうした規定を有効に実施していなかった。障害者は、雇用、教育または各種公共サービスの提供面において、こうした機会を享受することが困難であった。

各種の公共施設または公共サービスについて、障害者の利用にも配慮することを求める法律は存在しない。目の不自由な生徒も含めて、障害者を対象とした学校のなかには、教育や職業訓練の機会を提供するうえで、民間の基金や金額は限られるものの公による拠出金に頼っていた。

同年(2009 年)中、障害のある子どもたちが、呪術を使ったとして非難されたり、虐待や育児放棄に遭った(第 6 節を参照のこと)。

国民/人種/少数民族

国内に居住する 400 を超える各民族がお互いに民族的な属性を理由に社会的な差別を行っていた。こうした社会的な差別は、一部の都市における雇い入れの態様に顕著であった。政府がこうした問題を解決すべく何らかの措置を取ったとする報告はなかった。

UNJHRO の報告によると、キンシャサの治安職員が時折、赤道州(Equateur)出身の少数民族に属する者たちに対して、嫌がらせ、恣意的な逮捕または脅迫を行ったとした。南北両キヴ州に駐在する治安職員が、同州に居住する数多くの少数民族の住民に対して、嫌がらせ、恣意的な逮捕または脅迫を行うこともあった。

アルビノの人たち(先天性色素欠乏症の症状を抱えた者たち)に対する差別が、同国内の広い範囲で見られた。これを受けて、アルビノの人たちの雇用、医療および教育機会あるいは結婚の機会は限られたものとなっていた。アルビノの人たちは、家族の者たちや地域社会から追放されることも多かった。国連開発計画が 2007 年にキサングニ(Kisangani)において実施した調査によると、アルビノの子を持つ親のうち 83%が、わが子が充実した学校生活を送っていたと答えたが、その一方で 47%が、アルビノの子を持つことで、世間において辱めを感じたと回答した。

(2009 年)10 月から 11 月にかけて、赤道州(Equateur)南ウバンギ郡(South Ubangi District)において、Banzaya および Enyele の双方の氏族(両氏族ともにロバラ族(Lobala)に包含される)が、農作および漁業にかかわる権利をめぐる争いを始めた。当該氏族間での争いに伴って人道上の危機が生じた。郡当局が 6 月、Banzaya 氏族に属する者を暫定的に Dongo 村における部族の長として承認したことを受けて、これに敵対する Enyele 氏族が、郡当局が承認した長の退位を迫った。数か月後、Banzaya 氏族出身の当該長が武装した警官 1 名による付き添いを受けながら Dongo 村への帰郷を果たした際、Enyele 氏族の住民たちが、伝えられるところではおよそ 45 名の警官を殺害したとした。こうした Enyele 氏族による暴動を鎮圧し、当該地域での状況を安定化させるために、FARDC 兵士が現地に派遣される事態

となった。その結果、同年(2009 年)末までに、少なくとも住民 100 名が死亡し、6 万人にものぼる国内避難民が生じた。難民についても 117,000 人以上発生し、うち 109,000 人が隣国コンゴ共和国へ、18,000 人が中央アフリカ共和国にそれぞれ逃れた。

ジェノサイドの防止に関する UNSG(国連事務総長)の特別顧問は同年(2009 年)、ある特定の集団に対する計画的/組織的な大量殺戮のおそれが生じることを含めて、北キヴ州における状況に関して懸念を示した。同特別顧問は、同国東部において大量殺戮がひき続き発生しているとするものや、過激な言動等により民族間での緊張状態が差し迫ったものとなっていたとする、さまざまなグループからの主張、あるいはこうした主張の内容を打ち消すような主張にいたるまでさまざまなものを取りあげた。同特別顧問は、ある者がその民族性を理由に標的とされるおそれは、紛争を惹起しているものとして挙げられた他の理由によるものに比べて高いと結論付けた。

先住民

DRC 国内には、同国の先住民と思われるピグミー諸民族(トゥワ族(Twa)、ムブティ族(Mbuti)など)が 10,000 人から 20,000 人ほど住んでいる。政府は、ピグミーの市民的および政治的な権利を保護してはいなかった。彼らに対する社会的な差別も、なおも存在していた。ピグミーのほとんどが政治的な意思決定への参加の機会を与えられておらず、ひき続き国内の辺鄙な地域に暮らしていた。同年(2009 年)、北キヴ州において、武装勢力と政府治安部隊との間で戦闘が行われたことで、同地域に居住していたピグミーが移住を余儀なくされた。

一部の地域において、その地域の伝統的な指導者(ムワミ: mwami)や富裕層らが、ピグミーを捕らえて、強制的に彼らを隷属状態においた。こうして捕らえられた者たちは「badja」との名称で知られ、主人の所有物と見做されていた。World Peasants/Indigenous Organization(小規模農民および原住民の権利向上のための国際機関)は 2008 年、隷属状態におかれたこうした者たちを解放する大々的な取り組みを 3 か月間にわたって実施した。2008 年 8 月には、96 名のピグミーの奴隷が解放されたが、このうち 46 名についてはその一家が代々何世代にもわたって奴隷とされてきた者であった。

2007 年、容疑が明確にされないなか、ピグミー1 名を逮捕し、その後、この者に対して残虐、非人道的かつ品位を傷つける取扱いを行った PNC 職員に対して、何らかの措置がとられることはなかった。

国内にある複数の NGO は 9 月、UPRWG に共同で提出した報告書の中で、赤道州(Equateur)

および東部州(Orientale)での森林資源の開発によってピグミー諸民族の暮らしが脅かされていること、さらには同諸民族が社会の周縁的な地位に追いやられていることにつき懸念を示した。同様に UPRWG に宛てて提出した報告書の中で、UNHCHR は、国連人種差別撤廃委員会(UN Committee on the Elimination of Racial Discrimination: CERD)がかつて示した懸念である、ピグミー諸民族に対して、土地、資源、および共同体全体の生活圏(communal territories)の所有、開発、管理および利用の権利が保障されていないことを取りあげている。CERD によると、先住民の暮らす土地や領域に、事前の承諾もしくは何らかの補償措置がとられることもないままに、開発を巡る認可が付与されたとした。

社会的な虐待および差別、ならびに生物学的小および社会的な性差に起因する暴力行為

DRC 国内において特に同性愛または同性愛行為を禁ずる法律は存在しないものの、公衆の前で同性愛行為等を行った者については、刑法の公序良俗規定および性的暴力に関する 2006 年制定法に盛り込まれた条項に基づいて起訴される。同性愛はひき続き社会通念上禁忌とされていたが、その一方で、同年(2009 年)において、警察が、同性愛者に対して嫌がらせもしくは暴力行為を行ったり、または彼らに対する暴力行為を赦免したとする報告はなかった。同年(2009 年)において、性的志向を理由に、雇用、住居、教育または医療において、公によるもしくは社会一般による差別が存在したとする報告はなかった。

他の社会的な虐待もしくは差別

HIV/AIDS に感染、罹患している者たちに対する社会的な暴力行為または差別に関する報告はなかった。

カビラ大統領は 2008 年 7 月、HIV/AIDS に感染、罹患している者たちに対する差別を禁じる旨の新たな法律を、国会での可決を経た後、発布した。

第 7 節 労働者の権利

a. 労働組合の権利(The Right of Association)

憲法の規定により、政府職員および治安部隊に所属する者を除くすべての労働者が、事前の認可もしくは煩雑な手続き等を要することなく、労働組合を組織しまたはこれに加入することができる。しかしながら、実際のところでは、政府がこうした権利を尊重していた例は限られていた。米国 NGO、国際労働連帯センター(Solidarity Center)によると、同国の生産年齢人口、およそ 2,400 万人のうち、民間部門の労働者 128,000 人(0.5%)が労働組合

に加入していたとした。公共部門における労働組合の加入者数に関する情報は入手できなかった。自給農業も含めたインフォーマル・セクター(非公式部門)が同国経済の少なくとも 9 割を占めていた。法律の規定により、労働組合には外部からの干渉を受けることなく活動を行うことおよび団結して交渉を行うことが認められているが、政府は常日頃からこうした労働組合の権利を尊重していなかった。

私企業の経営者側が、労働者の間に混乱を生じさせたり、あるいは正規の労働組合の設立を妨害する目的で、実態のはっきりしないダミーの労働組合(bogus unions)の設立を届け出ることが度々あった。国際労働連帯センター(Solidarity Center)によると、民間部門におよそ 400 ある組合の多くが、組合員が一人もいないかあるいは経営者側が設立したものであったとした。さらにこうした傾向は特に鉱物資源の開発/利用にかかわる業種に見られたとした。

憲法の規定により、ストライキを行う権利が保障され、労働者も時として、この権利を行使した。中小企業の労働者については、こうした権利を有効に行使することはできなかった。同国内では膨大な数の求職者がいることから、企業および店舗をはじめとする各事業所は、労働組合の設立、経営側との団体交渉、あるいはストライキの実施を企図する者については、即時にこれらの者を他の者と入れ替えることもできた。国際労働連帯センター(Solidarity Center)によると、実際に 2008 年において各事業所がこうした対応を取ったとした。法律の規定により、労働組合は、ストを実施するに際して、事前に労働省(Ministry of Labor)から許可を得ておく必要があり、日数のかかる裁定および申請上の手続きを経なければならない。法律により、雇用主および政府がストライキに参加した者に対して報復を行うことが禁止されているが、実際には政府はこの規定を実施していなかった。

前年(2008 年)とは異なり、治安部隊が労働組合に対して暴力行為を働いたとする報告はなかった。2008 年 3 月、カタンガ州において、数百名の掘削労働者によって小競り合いが生じた際、現場にいた警官がその群集に向かって発砲、少年 1 名が死亡した事件について、同年(2009 年)中に新たな展開は見られなかった。

b. 団結権および団体交渉権

労働者による団体交渉は、実際にはその効果が限られていた。公的部門における職員の給与は、政令で定められていた。各労働組合は、あくまで(拘束力のない)勧告を行う権限を与えられていたにすぎなかった。民間部門のほとんどの労働組合が組合費を徴収していたが、各組合員の利益を代表した団体交渉が成果を挙げていたわけではなかった。

法律により、労働組合に加入している労働者に対する差別的な処遇は禁止されているが、当局はこうした法律上の規定を有効に実施していなかった。実際に組合員に対する差別的な処遇があった。法律の規定により、雇用主には、組合での活動を理由に解雇した労働者を復職させることが求められている。

RDC 国内には(労働に関する特別法または各労働一般法の適用が除外されるような)経済特区(export processing zone)は存在しない。

c. 強制労働の禁止

法律の規定により、年少者によるものを含めてあらゆる強制労働が禁じられているが、統計資料については入手できなかったものの、実際にはこうした形態をとる労働が同国全土において見られた。政府は強制労働を禁じる当該法律を有効に実施していなかった。

男性、女性および子どもが強制労働を強いられ、さらには性的搾取の対象とされた。子どもが売春宿においてあるいは緩やかに組織化されたグループ(loosely organized networks)によって売春させられた。推計で何万人もの子どもが、きわめて危険な労働環境のなか、ほとんどの場合において、掘削労働者として、採掘現場での労働に従事させられていた。同国東部においては、在郷民兵および国外の武装グループがひき続き、労働従事者(採掘を含む)、荷物運搬人、家事使用人、戦闘員および性奴隷として使用する目的で、男性、女性および子どもを誘拐あるいは徴集した(第 1.g.節を参照のこと)。

伝えられるところによると、同国東部において、一部の警察官が、ゆすり目的で住民を恣意的に逮捕したとした。強要された金銭を支払えない者については、(労働の対価としての)自由を「稼ぐ」まで、労働を強いられたとした。

政府の治安部隊はひき続き、IDPs(国内避難民)および囚人を含めて、男性、女性および子どもに対して、鉱物資源の採掘、荷物運搬および家事労働に強制的に従事させた(第 1.c.節、第 1.g.節、第 6 節および第 7.d.節を参照のこと)。

軍は、2007 年、2008 年または 2009 年において強制労働を強いたか、あるいは強制労働に従事させる目的で一般市民を誘拐した FARDC 兵士に対して一切措置をとらなかった。

鉱業部門においては、仲買人や商人が、無免許の鉱夫に対して、採掘の道具、食料、その他諸々の便宜を与えて、その見返りとして、当該鉱夫が採掘した原鉱を受け取っていた。十分な量の鉱石を採掘できなかった鉱夫については、(それに見合うだけの額の)借金を負わ

せ、これを完済するまで働かせ続けた。政府はこうした労働慣行を取り締まる姿勢を示さなかった。

政府の実効支配が及んでいない地域で活動する各武装グループは、子どもも含めた一般の住民を、性の相手をさせることも含めて、強制労働に従事させた(第 1.g.節を参照のこと)。

d. 児童労働[年少者による労働(Child Labor)]の禁止および雇入れの最低年齢

職場での搾取から子どもを保護する法律が存在するものの、政府当局はこうした子どもの労働に関わる法律を有効に実施していなかった。強制労働の形態をとるものも含めて、子どもの労働は国内全土で問題となっていた。同年(2009 年)において、少なくとも大手企業 1 社が児童労働を使用したとする報告があったが、とりわけ鉱業および自給農業をはじめとするインフォーマル・セクター(非公式部門)においては、こうした児童労働の例ははるかに一般的となっていた。一家の生活のために、家族の者が我が子を働かせる場合も多く見られた。労働省(Ministry of Labor)によると、子どもがひき続き鉱山や採石場において労働に従事させられていたとし、さらに、子ども兵、水売り商、家事使用人、酒場やレストランにおける接待者として働かされていたとした。

DRC 国内では、18 歳以上の者を対象に、親の同意を得ることなく、正規労働者として雇入れることができる。ただし、親または親権者の同意を得ることで、雇用主は 15 歳から 18 歳(未満)の年少者についても合法的に雇入れることができる。16 歳未満の年少者を、1 日 4 時間を超えて労働に従事させてはならない。いかなる年少者にも重量のある物を運搬させてはならない。

1997 年から 2007 年までの期間に実施された各調査の結果を UNICEF が集計したうえで作成したデータによると、5 歳から 14 歳までの子どものうちおよそ 32%が労働に従事していたとした。UNICEF は、労働に従事していたこうした子どものうち、当該調査を実施する直前の一週あたり、5 歳から 11 歳の子どもの場合、少なくとも 1 時間、何らかの経済活動に従事していたかもしくは少なくとも 28 時間、家の手伝いをしていたものと思われるとし、同様に 12 歳から 14 歳の子どもの場合、少なくとも 14 時間何らかの経済活動に従事していたかもしくは少なくとも 28 時間、家の手伝いをしていたと思われるとした。

同年(2009 年)においても、刑事法廷はひき続き児童労働に関連した訴訟事件の審理を行っていた。同国東部の紛争地域においては、政府の治安部隊および武装グループが、子ども兵を含めて、子どもたちを鉱業現場での強制労働に従事させた(第 1.g.節を参照のこと)。一方、治安部隊が強い子どもによる強制労働の事例は、紛争地域に限られたものではなか

った。たとえば UNICEF が 10 月に報告したところによると、カタンガ州においては、兵士がその地域の子どもや成人に対して、鉱物資源の採掘作業に従事させたり、重量のある物を運搬するよう強いたとした。

非公式部門の(「鉱夫を使用した旧来型の(artisanal)」)鉱業に携わる全労働者の実に 3 割を、子どもが占めていた。カタンガ州、西カサイ州(Kasai Occidental)および南北両キウ州の各州にある鉱山において、子どもが多くの場合地下で危険な労働に従事させられていた。国内の多くの地域で、5 歳から 12 歳までの子どもが、わずかな賃金で、岩を砕いて砂利を作る作業に従事させられていた。10 月には、同国に駐在する外交官 1 名が、カタンガ州キプシ(Kipushi)において、鉱業公社 Gecamines 社の敷地内にある採石場で、岩を砕き、重量のある物を運搬する子どもたちの姿を実際に目にしている。国際労働連帯センター(Solidarity Center)によると、同年(2009 年)において、カタンガ州南部に位置するコルヴェジ(Kolwezi)鉱山で労働に従事させられる子どもの数が増加したとした。カタンガ州にあるカトリック救援サービス(Catholic Relief Services)支部は、子どもを含む地元住民が、他に目立った働き口がないことや鉱業部門での賃金が相対的に高いことから、採掘現場での労働に従事していったと報告した。

強制されたものを含めて、子どもによる売春が同国全土で行われていた(第 6 節を参照のこと)。

セーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)が作成した 2007 年度年次報告書によると、東カサイ州(Kasai Oriental)に暮らすおよそ 12,000 人の子どもたちが、同州内に 20 を数える無認可のダイヤモンド採掘現場での労働に従事させられていたとした。子どもたちは、岩石を掘削し、これらを運搬し、汚れを取り除きながらダイヤモンド原石を探す作業を行っていた。東カサイ州 Tumpatu 周辺にある採掘現場では 12 歳前後の少女たちが売春婦として働いていた。同報告書によると、13 歳未満の幼い子どもたちが、日給 500~1,000 コンゴ・フラン(およそ 0.55~1.10 ドル)で、墓地において埋葬用の穴を掘る仕事をしていた。この他にも日給 125~250 コンゴ・フラン(およそ 0.14~0.28 ドル)で、飲食店において皿洗いや警備の仕事をする者もいたという。採掘現場の責任者および監視者に対して何らかの措置がとられることは一切なかった。

上記に加えて、子どもたちは、銅、コバルトおよび金の採掘作業にも従事させられていた。同国東部においては、武装グループが、子どもたちを coltan、タングステン鉱石、スズの原鉱の採掘作業に強制的に従事させていた。

親が子を危険かつ困難を伴う農作業に従事させる例が多く見られた。扶養することができ

ないとして、親によって親戚のもとへ預けられた子が、事実上、親戚宅の財産とされることも時としてあった。こうした子は当該親戚宅において身体的および性的虐待を受けた。

労働省(Ministry of Labor)は、児童労働者(年少労働者)に対する虐待行為について調査を実施する責務を有しているが、この調査を専門に行う下部機関を有していなかった。労働省は児童労働の問題を総合的に扱うための行動計画をいまだに策定していなかった。労働省の他に、児童労働の撲滅の責務を有する諸機関としては、Ministry of Gender, Family and Children(男女平等、家族および子ども省)、Ministry of Social Affairs(社会開発省)およびNational Committee to Combat Worst Forms of Child Labor(最悪の形態の児童労働の廃絶のための国内委員会)等があった。これらの諸機関は、検査を実施するにあたり必要となる予算が十分に確保されていなかったことから、同年(2009 年)においては検査を実施しなかった。

同年(2009 年)中、DRC 政府職員は、カタンガ州において、労働組合、企業、および ILO(国際労働機関)の 3 者を交えて、児童労働に関する協議の機会をもった。こうした協議の開催は、ILO が策定した計画の一部をなすものとして、DRC 政府職員による協力的な姿勢もあって実現した。なお ILO による計画は、鉱工業から児童労働者を退出させること、鉱夫の労働環境の改善を図ること、および児童労働を根絶することを意図して策定された。

ILO(国際労働機関)は 11 月、DRC 政府に対して、児童労働の撲滅に向けての取り組みを強化するために、雇用機会を創出すること、女性の技能の強化を図ること、子どもに学校教育を受けさせること、および同国の輸入品に対する依存度を下げること、以上の 4 点に優先的に取り組むように提案した。

e. 受け入れ可能な労働条件

インフォーマル・セクター(非公式部門)の雇用主は往々にして DRC 国内で定められている一日あたりの法定最低賃金額、500 コンゴ・フラン(約 0.55 ドル)を遵守していなかった。一月あたりの平均賃金額は、労働者本人およびその家族にとって、一定水準の生活を保障するに足るものではなかった。政府部門の給与水準も、一月あたり 25,000~55,000 コンゴ・フラン(およそ 28~61 ドル)と依然として低く、さらに各官庁および官営企業(半官半民の組織)における給与の未払いも日常的に発生していた。全労働者の 9 割以上が、自給農業、行商などの小売り、インフォーマル・セクター(非公式部門)の鉱業、あるいはその他の非公式部門での労働に従事していた。

法定労働時間は、職種ごとに週 45~72 時間と定められている。その他にも休息期間に関す

る法律上の規定もあり、さらに労働者を時間外労働に従事させた場合には、相応の賃金を支払わなければならないとしている。しかしながら、実際のところでは、雇用主がこうした法律上の規定を遵守しないことが多くあった。こうした労働基準の監督もしくは実施体制については法律上一切規定されていないことから、各事業所においてこうした労働基準が不問に付される例が多く見られた。

労働者の安全および衛生にかかわる明文上の規定が設けられているものの、政府の関係官庁はこれらの規定を有効に実施していなかった。労働者が雇用の面において自らの立場を危うくすることなく、自らの健康もしくは安全性を害する職場環境から異動[転勤]等を申し出る権利について、法律上の規定は存在しない。

NGO である Pact によると、同国全土でおよそ 1,000 万人の鉱夫が、インフォーマル・セクター(非公式部門)の鉱業に従事していたとした。さらに、同国民全体の 16%に相当する人々が、間接的ながらも、いわゆる鉱夫を使用した旧来型のもしくは小規模の鉱業の恩恵を受けてきたものと思われるとした。なお、数多くの者が、採掘現場に不法に侵入したとして、守衛や治安部隊から暴行を受けた。

トップへ戻る

(米国務省)Bureau of Public Affairs 電子情報室(Office of Electronic Information)は、米国務省が発信する情報を掲載するポータルサイトとして、本サイトの運営にあたる。リンク先に掲載されている各サイトに含まれる見解または個別の方針(privacy policy)については、米国務省 Bureau of Public Affairs 電子情報室が、これらの内容につき承認を与えたものと解されるべきではない。